

富山福祉短期大学紀要

福祉研究論集

第3号 2003年3月

目 次

久保 美由紀	施設ケアの質の検証に関する試論 —タイムスタディ法による分析を通して—	(1)
柴田 紀子	戦前の都市における公的セツルメントの意義	(7)
鷹西 恒	身体障がい者の自立支援に関する一考察 —ＩＴ活用の視点から—	(19)
森 恵子	援助関係を基盤とした事例検討(研究)会の進め方についての一考察 —社会福祉現場実習後の援助場面の事例を中心に—	(29)
永野 なおみ	生活場面面接の視点を取り入れた実習指導の試み	(39)
安留 孝子	ホームヘルパーの職業的確立に関する一考察 —ホームヘルプ労働の特性の検討をもとに—	(47)
渡邊 廉一	グループワークとしてのキャンプカウンセリングが 子どもの社会力を育む —異文化間交流的体験のための働きかけ—	(59)

施設ケアの質の検証に関する試論 —タイムスタディ法による分析を通して—

The Tentative Assumption about the Quality Control of Institutional-Care —through the Analysis of the Time study method—

久保 美由紀

Miyuki Kubo

抄録

要介護高齢者のケア、なかでも施設ケアは、高齢者の生活上のあらゆる部面にわたるものである。しかし、提供されているサービス内容が入居者にとって適切なものであるかの検討が十分になされてきてはいるとは言い難い。今日、社会福祉基礎構造改革の下、利用者本位のサービス提供システムの確立がめざされている。そこでは、入居者の生活実態に応じたケアサービスの内容の検討が不可欠となる。以上から、入居者の生活実態を把握する方法としてタイムスタディ法による観察を行った結果を報告する。

キーワード：施設ケア、検証、タイムスタディ法

Abstract

The elderly people in need of care, especially institutional-care covers all aspects of their life. But we can't say that what the supply service contains is appropriate or insufficient for users. Today, under the social welfare system, the aim to ensure basic needs exist for the user. Then, it is necessary to consider the care service according to the user's actual requirements. I did research using the time-study method in order to understand the user's life style which is important to know what the care service contains. I will produce results based on this report.

1. はじめに

基礎構造改革の下、社会福祉サービス提供システムは従来の措置制度から利用制度への転換が図られてきている。こと要介護高齢者に対するケアサービスは、2000年4月からの介護保険制度の導入に伴い利用制度によるサービス提供がすでに実施されている。従来の提供者主体から利用者本位のサービス提供システムの確立がめざされているのだといえる。また、介護保険制度の導入はその基本理念にもあるようにわが国の要介護高齢者に対するケアが、在宅ケアをその中心とすることが改めて確認されたといえる。しかしながら、利用者本位のサービス提供システムの確立がめざされている一方、利用者本位の「サービス内容」については十分議論されているとはいえない。また、今日の要介護高齢者のケアが長期化・重介護化の傾向にあっては、「入所型施設」の社会的役割はますますその重要性を増してきており、その需要も介護保険制度導入以後、増加の傾向にあるというのが現状である⁽¹⁾。

要介護高齢者、中でも特別養護老人ホーム（以下、特養）をはじめとした入所型施設に入居している高齢者は、日常生活動作等の部分的なケアだけではなく生活のすべての部面にわたってケアサービスを必要とする人々である。利用者本位のサービス提供の確立がめざされているなかで、入所型施設を「生活の場」とする要介護高齢者にとって、利用者本位の

サービスとはどのようなものであるのかを改めて考えていく必要がある。施設ケアにおいては、1993年から「特別養護老人ホーム・老人保健施設サービス評価事業」によるケアサービスの評価活動は行われており、従来から利用者本位のサービス提供がめざされてきていたといえる⁽²⁾。しかしながら、これらのサービス評価には、ケアサービスの利用者である高齢者自身の側からの視点が十分とはいえない状況にあったり、また、評価されるケアサービスが日常生活動作に偏重しているのが現状だといえる。利用者本位のサービスとは、一人ひとりの高齢者が「あたりまえの(普通の)生活」を送ることを可能とするものであると筆者は考える。入居者一人ひとりが一日をどのように過ごしているのか、提供されているケアサービスの状況を含めた利用者の生活実態を明らかにすることによりケアサービスの質の検証を行っていくことが可能になるのではないだろうか。ここでは、入居者の生活実態を把握し、サービスの質を検証する方法としてタイムスタディ法による観察を試みた⁽³⁾。そのなかで明らかになった特養入居者の生活実態と、提供されているケアの状況についての報告を通して、施設サービスの質の検証法としてのタイムスタディ法の有用性について述べていきたい。

2. タイムスタディ法による観察から把握された入居高齢者の生活実態

(1) 居室A(4人部屋)のYさんの一日から

Yさん(女性、84歳)は、アルツハイマー型痴呆で要介護度は2である。自立歩行が可能であり、食事は主食・副食とも常食で、はしやスプーンを使い自分で食べることができる。Yさんが一日をどこで過ごしているのか、また、介護職員(以下、ヘルパー)等から声かけなどのかかわりがあった場面を時間ごとに数量化し示したものが図1である。図中の矢印は、同一の場所に居続けたことを示している。Yさんの生活をみていくと、次のような特徴をあげることができることができる。

a 居室で(1人で)過ごす時間の長さ

はじめに、居室内で1人で過ごしている時間が長いことである。Yさんが一日をどこで過ごしているのかをみていくと、タイムスタディを実施した7時から18時までの11時間のうち、4時間以上を居室のベッド上もしくはその周辺で過ごしていることがわかる。また、居室で過ごしている時間のうち、何らかの形で職員が関わっている場面は清掃員からの声かけや、同室の他の入居者のケアのために入室してきた看護婦からの声かけを含めた4回である。

Yさんが日中を過ごす時間が居室に次いで長い場所として食堂があり、4時間近くとなっている。しかしながら、食堂では、朝、昼、夜の3回の食事とおやつ・水分補給という明確な目的があること。また、職員から配膳時や食事等に関しての声かけや、同じテーブルの利用者とのかかわりがみられる。つまり、過ごす時間が長い食堂ではあるが、居室にいるときとは異なり、食堂では何らかの形でYさんへのかかわりが多くみられるのである。それに対し、居室ではYさんに対するかかわりはほとんどみられない。特に、朝食が済んだ後、昼食までの長時間を1人で過ごしている状況である。

b 一日の動線の単調さと行動範囲の狭さ

次にYさんの行動範囲を、Yさんの動線を追うことによりみた場合である。Yさんの生活は、基本的には居室と食堂との行き来に終始していることがわかる。先にも述べたとおり、食堂へは一日のうち4回行き来することとなる。このときYさんは居室から食堂へまっすぐ向かい、一旦食堂の自分の席に着くと動くことはほとんどない。食堂から居室への移動では、図1にあるように居室B、C、Dへの動きがみられる。しかし、これらの居室はいずれもYさんの居室と食堂との間に位置する居室であり、通過場所にしか過ぎないのである。つまりYさんの行動範囲は、居室から廊下を経由し食堂までのごく限られたものとなっているのである。

また当日、ヘルパーからの「ベランダに行って花をみようか」という声かけがあったことにより、ベランダがYさんの行動範囲として登場した。もし、職員の声かけがなかったならば、Yさんの行動範囲はますます狭く固定化されてしまうかもしれない

いうことである。

c 訴えの少なさから見過ごされる存在

このことは、Yさんがヘルパーからの「特別な手助け」を必要とせず、自力で「移動」することが可能であることが大きく影響している。例えば、移動手段として車いすを使用している入居者の場合、食事等のため食堂へ移動するさいにはヘルパーによる移動介助のための「特別な手助け」が必要となる。しかしながら、Yさんのようにヘルパーが関わらなくても「移動」が可能な入居者に対しては、ヘルパーからの「特別な手助け」は必要ではなく、結果としてかかわりが薄くなっていると考えられる。

また、排せつ時においても同様である。Yさんは、自力で居室内にあるトイレまで移動をすることができる。それに対し、車いすを使用している入居の多くはヘルパー等に介助を求めることがある。

d フロアでの人間関係の希薄さ

居室と食堂までの移動時、Yさんは一人で行動をする。例えば、ヘルパーが「ご飯の時間ですよ」と声かけをすれば、ヘルパーが同行することがなくともYさんは一人で行動することができる。当日、おやつの時間にヘルパーと一緒に食堂へ移動した際、ヘルパーからの声かけから、ベランダへ花を見に行くというYさんの行動範囲が拡がる結果が得られている。しかしながらそれ以外での、他の入居者やヘルパー等との関わりはほとんどみられない。また、一日の大半を過ごす居室においても、同室の他の入居者との会話が全くない状態である。食堂の同じテーブルの入居者との会話も、食事が終われば居室に戻るので関係が拡がらない状況である。

(2)居室Aに対するケアの状況

次に、居室Aで提供されたケアの状況についてみていく。居室Aは、Yさんを含め4人の方々が利用している。このうち1人は医療的ケアが必要な状態にあり、かつ、ほとんど寝たきりの状態である。また、移動に関してはYさんを除く3人すべてが車いすを使用している。

表1は、居室Aに対するヘルパーや医療スタッフ等のかかわりを数量化したものである。先ほど同様、

居室Aの状況から読みとれる特徴を以下にまとめると。

a ベッド上ですごす時間の長さ

当日、体調が悪く、終日居室のベッドで休んでいた医療的ケアが必要な1人を除いた入居者の過ごし方は、先にみたYさん同様、居室と食堂との間の移動にとどまっていた。表1にあるように、4人全員の居室で過ごす時間が長時間にわたっている。特に車いすを使用している場合は、自力での移動が困難となりヘルパー等のかかわりがなければベッドから車いすへの移動もままならない状況である。つまり、食堂から居室に戻った後、次に食堂へ移動するまでの時間を自分のベッドの上で過ごしている状況となってしまうのである。今後、入居者の要介護度が高くなればなるほど、居室内でのベッドで過ごす時間は長くなってくることが考えられる。

b 重篤者への濃密なケアと他者への影響

医療的なケアを要する入所者がいる場合、看護婦を主とした医療スタッフの居室へのかかわりが多くなる。居室Aの場合も、医療的ケアを要する入居者がおり、また、当日の体調が悪かったことから普段以上に医療スタッフのかかわりが頻繁だったことが考えられる。一方、ヘルパーのかかわりをみていくと、時間帯によりかかわりが濃密になる場面がある。かかわりが濃密になる場面がどのような時間帯であるのかをみていくと、居室と食堂との間を移動する前後に集中していることがわかる。

さらに、利用者別にヘルパー及び医療スタッフのかかわりを数量化したものが表2である。時間帯によるケアの密度だけではなく、同じ居室内でも一人ひとりの利用者に対してのかかわりの密度が異なっていることがわかる。以上のように、時間帯や利用者別のかかわりの状況から、提供されているケアの内容は日常生活動作に対する援助が中心的となっているのが現状だといえる。

c 同室者同士のコミュニケーションの少なさ

長時間にわたり同室内で過ごしているにも関わらず、同室者同士のコミュニケーションは、まったくといっていいほどみられなかった。ときおりYさんが、同室の他の入居者のケアのために来ている医療

スタッフに声をかけたり、その様子をうかがっているという場面はみられたものの、あくまでもYさんの一方的なかかわりであった。

入居者は生活時間の大半を自分の居室内で過ごしているにもかかわらず、同室内でのかかわりはない。居室内でみられるかかわりは、個々の入居者とヘルパーや医療スタッフ等との関係だけであった。

3. 入居者の生活実態からみるケアサービスの状況

Yさん及び居室Aに対するケアの状況について、一日のタイムスタディから読みとれる特徴を以上にまとめた。次に、入居者の状況と、そこで提供されていたケアサービスの状況について気づいたことを述べていきたい。

まずは、長時間を居室で過ごしている入居者に対してのかかわりについてである。今回タイムスタディを実施した施設では、午前、午後を通じ「日課」を特に設けていない。施設内において日課が特に決まっていないということは、本人の生活のペースを維持することができる取り組みとして評価することができる部分である。それでは、実際に入居者がどのように過ごしていたのかをみていくと、その多くの時間は居室のベッド上や周辺で過ごしているという状況であった。施設内における要介護高齢者の重度化が進むなかでは、一日の多くをベッド上で過ごす利用者が増えてくるなかでは、ヘルパーのかかわりは定期的に居室を巡回し「見守り」をすることとなる。しかしながら、日常生活動作において自立しているものの、Yさんのように痴呆性や意欲に乏しい入居者に対しても、他の利用者と同様のかかわりとなっていた。Yさんは多くの時間を居室内で、1人で過ごしている状況であった。他の場面において、ヘルパーからの声かけによりYさんの行動範囲が拡がりを見せた場面があった。日常生活動作が自立している入居者のうち、痴呆や意欲が乏しくヘルパー等に対しての訴えが少ない人々の「生活」をどのようにとらえ、どのようにケアサービスを提供していくかが課題となる。

次にヘルパーのかかわりが、入居者の日常生活動

作への直接ケアが大きな比重を占めていることである。ヘルパーが入居者と多くかかわるっている時間帯・場面が、食堂への移動にともなう場面であったことからも言えることである。反面、日常生活動作においては自立している人々への関わりが薄くなる傾向にあった。また、ヘルパーが濃密にかかわる場面が限定されている状況からは、「日課」がないにもかかわらず生活ペースが施設側が設定したペースに合わせたものとなっているのではないだろうか。

以上から、特養が「生活の場」であり、そこで提供されるケアサービスが利用者の「あたりまえの生活」を実現するものであるのならば、日常生活動作への直接的ケアだけではなく、一人ひとりの利用者の状況に応じた個別のアプローチを多角的に考えていく視点から現在のケアサービスを検証していくことが必要となってくるだろう。

4. タイムスタディ法により得られたこと —まとめにかえて—

今日、社会福祉サービスの提供システムが、措置から利用制度へと転換し、利用者本位のサービス提供がめざされてきている。そのなかでは、利用者本位の「サービスの内容」についての検討が不可欠となる。利用者の生活実態の把握のための手法としてタイムスタディ法による観察の試みでは、入居者の生活実態とケアの状況について明らかにすることができた。そこでは、施設内での日々のケアが日常生活動作に偏重していること、日常生活動作が自立している痴呆や意欲の乏しい入居者へのかかわりの薄さなど、現在のケアサービスの抱えている課題を出すことができたといえる。また、これらの作業を通して、現在提供されているケアサービスの質を検証する手がかりが得られたと考える。

また今回、入居型施設の入居者の生活実態を把握する方法としてタイムスタディ法による観察を行ってきた。従来、タイムスタディ法は、一定の時間内の事象を数量的に把握する方法として多用されてきた方法である。しかし今回の試みからは、タイムスタディ法による継続的な観察を行うことにより、ヘルパー等の職員が見過ごしてしまうような入居者の

日常の様子を含め、その実態を明らかにすることが
できる手法であるということができる。

注

- (1)特別養護老人ホームへの入所待機者数は、1人で複数の施設に申し込みを行っているなどの理由から、統計的にその数を把握することが難しいのが現状である。待機者の増加に対し自治体独自で入所基準を設けるなどの取り組みがおこなわれている。「特養待機者、必要度見極め順位付け 神戸市」、『神戸新聞』2002.4.2など。
- (2)1993年に示された「老人福祉施設倫理綱領」や特別養護老人ホーム等の施設ケアのあり方の検討のなかで作成された「サービス評価基準」などがある。
- (3)特別養護老人ホームにおける業務点検、利用者の生活実態の把握のための手法を開発することを目的とし、東京都内にある特別養護老人ホームHの施設職員及び学識経験者等の協働により試験的に実施したものである。タイムスタディの実施は、同施設に入居しているYさん、Yさんの居室、介護職員の業務内容に対し、学識経験者等が調査員としてタイムスタディ法による観察を行った。対象者等は、施設側から選定をしていただいた。実施日は、2002年8月26日。実施時間は、7:00から18:00の11時間である。

参考文献

- 1) 石附敬、2002、「介護保険制度下における特養ホームの現状と課題」、『月刊ゆたかなくらし』10月号、萌文社、22~26頁。
- 2) 倉岡英基、2002、「悠紀の里におけるユニットケアの取り組みと課題」『月刊ゆたかなくらし』12月号、萌文社、64~74頁。
- 3) 野口典子、1996、「私たちが考える『老人ホーム実践指針』とは」、『月刊ゆたかなくらし』7月号、全国老人福祉問題研究会、10~20頁。
- 4) 小笠原裕次、1999、『“生活の場”としての老人ホームーその過去、現在、明日』、中央法規出版。

	居場所	介護量		居場所	介護量
7:00	居室A		14:00	食堂	
	廊下	1		廊下	
	食堂			トイレ	
7:15		1	14:15	ベランダ	1
7:30		2		食堂	1
7:45					1
8:00		1	14:45		1
8:15	居室D		15:00		
	トイレ		15:15		
	居室C		15:30	廊下	
8:30	居室B			居室(食事近く)	
	トイレ			居室A	
	居室A	1(清)*	15:45	ベランダ	
8:45				居室A	
9:00				ベランダ	
9:15				居室A	
9:30			16:00	廊下	1
9:45				居室A	
10:00	トイレ			トイレ	
10:15	居室A	1(N)**	16:15	居室A	1
10:30			16:30		1
10:45			16:45		
11:00			17:00	廊下	
11:15	廊下	2		居室A	
	居室A			食堂前廊下	
11:30				居室D	
11:45	廊下のベンチ	2		居室C	
12:00	食堂	1		廊下	1
12:15			17:15	食堂	
12:30		5			2
12:45	廊下				2
	居室A		17:45		
13:00			18:00		
13:15					
13:30					
13:45		2			

*清：清掃員、**N：看護婦

図1 Yさんの居場所および介護場面・量

表1 時間別居室Aへかかわりの状況

	計	ヘルパー	医療スタッフ	その他	在室人数		計	ヘルパー	医療スタッフ	その他	在室人数
7:00	3	3			4	13:00	1		1		4
7:15					1	13:15	2		2		4
7:30					1	13:30	2	2			4
7:45					1	13:45	7	7			4
8:00	1	1			1	14:00	10	10			3
8:15	2	1		1	3	14:15	4	4			1
8:30	2	1		1	4	14:30	1	1			1
8:45					4	14:45	3	2	1		1
9:00	7	6		1	4	15:00	2		2		1
9:15	1	1			4	15:15					1
9:30	1		1		4	15:30	3	1	2		2
9:45	2	1	1		4	15:45	1	1			1
10:00					4	16:00	2	1	1		2
10:15	4	1	3		4	16:15	1	1			3
10:30	3	2		1	4	16:30	3	3			3
10:45	1		1		4	16:45	1		1		3
11:00	4	2	2		4	17:00	9	9			4
11:15	7	6	1		4	17:15	3	3			1
11:30	2	1	1		4	17:30					1
11:45	4	3	1		2	17:45	1		1		1
12:00					2	18:00					1
12:15	1	1			1						
12:30					1						
12:45	6	5	1		4						

* その他は清掃員を示す

表2 居室A内の入居者別介護量

	ヘルパー	医療スタッフ
入居者A	13	21
入居者B (Yさん)	7	1
入居者C	25	1
入居者D	21	1

戦前の都市における公的セツルメントの意義

The Establishment of Public Settlements in Osaka city around 1920's

柴田 紀子

Noriko Shibata

1 問題の所在

セツルメントは、1884年オックスフォード大学のメンバーがロンドンのイーストエンドでトインビー・ホール Toynbee Hallを設立してから世界各国に広がっていったが、行政が関与する独自の形態をもつ公的セツルメントはわが国で戦前の近代都市において構築された産物である。

公的なセツルメントは、大正10(1921)年に初めて大阪市で市民館として設立され、隣保館という名称で急速に都市だけでなく全国に広がっていった¹⁾。とくに、大阪市では戦前までに14施設（うち分館2施設を含む）が設立され、市域全域に設置される。公的セツルメントは、公立であるということからセツルメントと類似した施設であり本質的に異なるという見解²⁾があるが、公的セツルメントは近代都市形成と関係づけて考える必要があり、公的セツルメントの評価は伝統的なセツルメントという概念を尺度として評価するのではなく、近代という時代、都市という空間における意義から評価されるべきである。近代都市においても、「「都市とは何か」という問い合わせによって求められるべきは現象的な記述ではなく、現象として都市が存在することを可能にしている社会的な構造やメカニズムであり、そうした構造やメカニズムと現象としての都市の間の関係である」というアプローチは有効であろう[若林、2000: 15]。

本稿の目的は、近代都市形成期における公的セツルメントの意義を近代都市の文脈の中で位置づけることによって公的セツルメントを再考することにある。わが国でセツルメントという概念がどのように

とらえられていたのかを整理し、大阪市の市民館第1期事業として行われた大正10年から大正15年の公的セツルメントの形成過程を検証し³⁾、それが近代都市形成とどのような関係性をもっていたのか考察する。

2 セツルメント思想と大阪市民館の構想

(1)わが国におけるセツルメント思想

わが国のセツルメントの概念は、明治23(1890)年宣教師ゼームス・ホーレス・ペティによって初めて紹介され、明治24(1891)年にトインビー・ホールの館長バーネットの来日によって周知されていった。その後、片山潜らが明治30(1897)年キングスレー館という本格的なセツルメントを設立した⁴⁾。同時に明治期にはイギリスの救貧制度が紹介される文献等にセツルメントに関するものがあり、さらに、大正8(1919)年アメリカのアンドーバー・ハウスを設立したロバート・ウッズが来日し講演、ついで大正12(1923)年ハル・ハウスを設立したジェーン・アダムスも来日し、日本にはセツルメント思想が広まることになった。

大正9(1920)年5月日本中央慈善協会が発行した『社会事業名鑑』には、防貧事業という項を設けその第二に「社会殖民事業」として「ソーシャル・セツルメント・ワーク」という振り仮名をつけ、その中に事業施設の記載をしている。同様に、大正11(1922)年大原社会問題研究所発刊の大正11年版『日本社会事業年鑑』には「セツルメント事業」として記述がある。大正9(1920)年6月東京市で中央慈善協会主催で行われた第5回全国社会事業大会

で、一般事項として協議案の冒頭に「労働問題解決の補助作用として如何なる社会事業の施設を最も緊要とするや」を上程し、その決議として一般労働者に「セツルメント」を設くべしと勧告をなしている。次いで、大正10(1921)年11月大阪市で開催された第6回全国社会事業大会の協議日程中、第5部に「隣保事業」という名称があり、これにセツルメントが記述されている。

このようなセツルメント事業の内容は、日本社会事業年鑑大正11年版ではセツルメント事業は社会教化事業にひとつとしてあり、その必要な条件として「(一)斯業者がそのコミュニティに定住し(二)隣保に対して常に人格的な接觸を保有し(三)絶えず彼らの物質的精神的欠乏を救助し、且彼等を啓発善導して行く」の3項目を掲げ、「未だ我が国には之に相当する事業は極めて少ない」と述べている。大正14年版の日本社会事業年鑑の記述を見れば、同じくセツルメントに必要な条件として「(一)斯業者が全き一個の友人として人格的接觸をなし(二)絶えず其の隣人の福利のために物質的精神的欠乏を補給し(三)そのコムミュティに定住又は仮住する」の3項目を挙げている。ただし、その説明書きに「全き一個の友人として人格的接觸をなすために、赤裸々なる友人の資格として官吏又は市吏たる肩書きを必要としないから、その肩書きに依ってこれを行っている官設又は市設の事業はこの条件を欠いている。事實上セツルメントの仕事に類似したことになしていながらもこれをセツルメントとは呼ばない」と述べ、次で「其の隣人の物質的又は精神的欠乏を補給するといふことにも、其處に補給者との被補給者との間に施興者対費救済者感、優越対卑下感等の背景的感情なくして之がどれだけ友誼的態度で行はれているかも亦問題で、却つて相手の感情を卑下せしむるが如きがあれば、それは精神的欠乏を補給しているとはいへない」と述べている。

概して、大正11年版の記載と比較すると「地域社会に定住」するという「地域社会に定住又は仮住(一定期間だけ宿泊すること)」ということに幾分和らげられてはいるが、わが国のセツルメント思想はイギリスのトインビー・ホールの正統的な流れの中

に存在していたと考えられる⁵⁾。

こうしてこの事業は「個人有志にして階級闘争といふ事実に目醒めたものは其の融和の極めて重要な手段として」この方面に進むにつれて一層発達するであろうと予想されていた。それは、セツルメント事業が労働問題の解決策の一つと考えられていたからである。大正7(1918)年米騒動の勃発と相次いで労働運動が活発になるに及んで、当時の大阪府知事林市蔵は、社会政策の中心を労働問題におき、労働階級の安定、精神的、物質的な進歩向上を重要視していた。

社会政策上の施設としては立脚点を労働問題に置かざるは自ら当然のことなりと謂ふべく如何にして労働階級を其の位置に安定せしむべきや如何にして不幸墮落の境地より渠等を救拯すべきや、又如何して彼らを精神的並に物質的に向上進歩せしむべきや等は速に解決すべき當面の問題　【大阪府、1958:428】

この林の労働者階級への視点は、一般的な為政者としての考え方としてあり、大阪市においても精神的な援助という側面を担う施設として、セツルメントは政策的に労働者階級への社会政策として取り込まれる土壌があったといえるだろう。また、当時の伝統的なセツルメントの考え方は周知されており、公的セツルメントも同様にセツルメントの源流となる思想から取り入れられたものと考えられる。

(2)大阪市政の社会事業への取り組み

第一次世界大戦以降、わが国が中国全土への帝国主義的な足場を築き、軍需をはじめとする輸出の急増により「天佑」呼ばれるような経済発展の中で、大阪市は産業の発展と都市の急速な膨張を体験する。大正12(1923)年に第7代大阪市長となった関一は、分散型都市建設の立場から、郊外住宅地を目指し広大な農村地帯を残す西成東成両郡の大阪市への編入を主張し、すでに市街化している隣接町村である地域のみを市域に編入するという方針をとっていた内務省と確執を生じながらも陳情を続け、大正14(1925)年4月1日、大阪市は西成東成両郡の44か町村を市域に編入し、面積57平方キロメートル

から 181.68 平方キロメートルに、人口は 133 万人から 211 万人となり、東京市を抜いて全国で最大の規模の都市となる。これによって、工業生産額は 8 億 5400 万円、労働者数は 15 万 1300 人となり、産業の発展に伴う都市問題を激化させていくことになる。当時の都市の状況を新聞は次のように記述している。

過群生活は不足生活である まず土地の不足を感じ、家屋の不足を感じ、屋内にありては新鮮なる空気と日光の不足を感じ、上水道の不足を感じ、街路に出でては運輸系統、街路系統乃至路面補装の不足を感じ、公園遊戯場の不足を感じ、電車の不足を感じ、市民の幸福と利便とは日々に減殺さるる代わりに、不安と危険と不自由と不経済とは日々に増大していくのは過群生活の最も憂ふべき恐るべき害毒である（「大阪朝日新聞」大正 8 年 3 月 17 日）

このような状況の中で、富山県で起こった米騒動は東京市をはじめとした都市に波及し、大阪市においても大規模な騒擾となる。大阪市の米騒動は、大正 7 (1918) 年 8 月 9 日から起り、大正 7 (1918) 年 8 月 11 日夜には西成郡今宮町から天王寺一帯の住民が米穀商数十軒を襲撃、翌 12 日午後には南区田島方面に暴動があり、夜に入ってそれは全市に及び警察力では到底治安を維持できず、林一蔵府知事の要請で第 4 師団師団長が大阪連隊区司令官に在郷軍人の主導を要請するに至る。13 日午後には米穀商の他、乾物屋・薪炭商にまで廉売を強要するなど、夜に入つて日本橋筋 3 丁目では放火による米穀商の火災があり、集団は市内在米の半ばを貯蔵する西道頓堀 1 丁目の住友倉庫を襲撃し、軍隊と衝突して乱闘が起きた。8 月 19 日に鎮静化するまでの参加者は、23 万 2 千人と推計されている。米騒動によって寺内内閣が倒れ、原敬を首班とする政友会内閣が誕生（9 月 29 日）する。米騒動は、前年のロシア革命とともに大逆事件以降の民衆運動の高揚の契機となり、大正デモクラシー運動とともに、労働運動が激化する。

これまでの窮民救済や労働者層への施策は、都市においては緊急の課題となり、都市はその安定と發

展のために、本格的な都市政策の中で、自ら都市社会事業を展開する。大阪府は、大正 2 (1913) 年に社会事業の権威者であった小河滋次郎を府嘱託に招き、救済事業研究会を設立して公的な社会事業の本格化に備えていた。そして、米騒動の直後大正 7 (1918) 年 10 月に小河の立案によって方面委員制度を設ける。一方、大阪市は大正 3 (1914) 年閏一を助役として迎え、第一次世界大戦が終結する前後に、初代都市計画部長の直木倫太郎、社会部長の山口正、そして公的セツルメントである市民館の館長となる志賀支那人というそれぞれの分野で実践、理論的にも優れた人材が集まる。当時の大阪市は「都市問題・都市政策の実践と理論について、全国でもっとも先進的な地域」であり、「この時期を大阪の黄金時代とすれば、それは単に経済指標の高さのみによったのではなく、大阪が、都市問題・都市政策に関する情報発信源であったことによる」といえる〔芝村、1989:62〕。特に、東京高商教授から転身し大阪市助役となり後に市長となる関は、功績は大きく、大正 4 (1915) 年から大正 5 (1916) 年 1 月まで助役として港湾部長を兼任し、財政難のため行き詰まっていた港湾事業を進捗させ、大正 7 (1918) 年 9 月から電鉄部長を兼ねて市街電車の拡充に努める。また、御堂筋などの街路、鉄道、軌道をはじめとした大規模な都市計画事業を実施した。大阪市は、大正 7 (1918) 年 4 月に 4 ヶ所の公設市場を設置し、7 月には社会事業を専管する救済係を置いた。その後米騒動を経て、9 月には簡易食堂、大正 8 (1919) 年には職業紹介所を設置、同年 5 月には労働調査係設置、同年 6 月市営住宅建設など社会施策の充実にも関わるなど社会事業施設を拡充する。昭和 4 (1929) 年には次のような施設が整備されている⁶⁾。

- 1) 経済保護施設 賃貸住宅 1561 戸、分譲住宅 458 戸、土地・住宅への融資住宅 1171 戸、住宅組合への融資住宅 312 戸 共同宿泊所 5 ヶ所、質舗 4 店、公設市場 50 ヶ所
- 2) 失業保護施設 職業紹介所 5 ヶ所
- 3) 医療保護施設 刀根山病院（結核療養機関）市民病院
- 4) 児童保護施設 産院 3 ヶ所、乳児院 2 ヶ所、

託児所 8ヶ所

5) 社会教化施設 市民館 5ヶ所

6) その他 調査事業として労働部報告、社会部
報告の刊行

公的セツルメントである市民館は、大阪という近代都市が急速に発展していく中で、セツルメントの思想をもって労働者階級への有効な施策として、当時の都市の理論と実践をもつ専門家が都市の独自の社会政策をつくりだす過程で誕生したものであった。

(3) 公的セツルメント設立予定地への大阪市の視線

市民館の設立予定であった地域は、通称「天六」(天神橋筋六丁目の略称)一帯は、明治末までは田園風景を残し、堀川監獄(現:扇町公園)があり、人家は東天満、西天満から北は数件しかなかった。しかし、都市の発展とともに急速に需要の増加しつつあった農作物を天満市場へ運ぶために近在の村から、長柄橋を渡って天神橋に向う農民の往来が増えると共に、その帰途を待つ商店が建つようになり、町は次第に北へ伸びていった。その後、都市の発展に伴い人口の増加や商工業の発展に伴い、大正3(1914)年には北大阪線、4(1915)年には北浜から天六間の市電の完成、新淀川の水運に加えて交通の利便から中小工場が建ちならび、また、一歩露地へ入ると昔からある木賃宿、不良住宅が存在していた。このように、短期間にまた無秩序に発展した地域を井上[1923]は次のように記述している。

この辺には北長柄の看守長屋・墓裏・ガチャ龜裏・二十五軒裏・南長柄の百軒長屋・大松館裏・本庄の三河屋裏の貧民窟がある。それに、約三千百九人が住んでいる。職業別に見ると紙屑買・ブラシ職工・鮫鱗・土方・仲仕・硝子職工・羅字仕替・鍛冶職・小守・手伝・遊芸稼人・人力車夫・古物屋・辻占売・皮革職等である。裏長屋三疊一間に一家族、二疊間に一家族、中には三疊間に七人もおり飲酒、売淫の弊はもとより不潔、悪臭で一寸近寄り難い密集地帯である。

この地域の米騒動の騒擾も大規模なものであつ

た。群衆が投げる石が、こうもりが空を飛ぶように乱れとび、屋根に登った暴徒が瓦を碎いて投げていたという。曾根崎警察署沿革誌によると「当時此方面に於ける暴状はその極に達し街灯を悉く破壊し、軍隊・警官に抵抗し、一般人民は表戸を鎖し、戦々恐々の状態にて暴徒は益々焦燥熱狂を極め、更に第二川崎小学校裏東の工場に放火したるを以て、木村署長猛火の中に身を挺し、死生の間に之が鎮火せしむるを得たり」とある。翌14日午後8時限り市電の運転を中止し、大阪府令によって夜間5人以上の集団歩行を禁止する一方、寺内内閣は新聞に対して米騒動に関する一切の記事を差し止める処置をとり、15日平静にもどる。

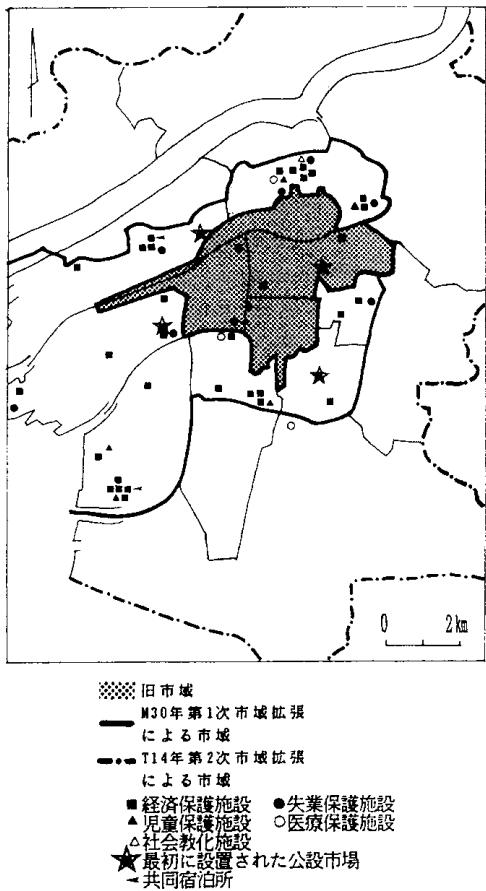
公的セツルメントは、都市の膨張によって発生していたスラム地区であり米騒動の暴動によって行政が都市の安定にとって危険であると認識した地域に設置されたのである。大正7(1918)年に米騒動を契機に設立された大阪府の方面委員制度は、「その対象を貧困者と設定し、市域周辺部の大坂府の「火薬庫」となりうる場所にその対象地域を見い出し、その地域内の貧困者の発見と救済のために方面委員という中間層を中心とした人的資源を投入し、「人的資源投入のためには線引された領域が必要であり、その単位として大阪府は小学校通学区域を想定」した[柴田、1995:47]。同様に、大阪市の社会事業施設の立地も、その多くの施設が明治30(1897)年の市域拡張の市域拡張以降に大阪市に編入された地域であり、市民館も社会教化施設として市域周辺部の「火薬庫」となりうる地域に設立されている[第1図]。

ただ、方面委員制度と違い対象とした地域に線引きすることはなく漠然とした地域が存在し、その事業内容も明確に計画されているわけではなかったため、公的セツルメントのセツラーである館長のその対象となる施設周辺地域のニーズ把握とそれに対応した事業内容が重要になると考えられる。

3 公的セツルメントの社会事業の展開

(1) 志賀支那人のセツルメント観とニーズの把握の方法

大阪市では、大正9(1920)年2月に米騒動の際、



第1図 社会事業施設の立地（大正12年）
(大阪市設社会事業要覧より作成)

米廉売資金の残額25万を基として創設費28万7千239円を市予算に計上、全国における最初の公立のセツルメントである大阪市立市民館⁷⁷を北区天神橋筋6丁目に創設、大正10(1921)年5月竣工6月開館した。市民館は、次のような趣意書をもって運営された。

大阪市ニ於ケル市民ノ福利増進策ハ経済生活ニ基ク社会的施設ト市民ノ教化及共同娯楽ヲ目的トセル文化的施設ト相俟ッテ行ハルヘキモノナリ 殊ニ我大阪市ノ如キ商工都市ニ於イテ激甚ナル都市生活ヲ緩和シ市民性ノ涵養ヲ図リ労働階級ノ趣味改善ノタメ歐米文明都市ニ於ケル社会同化事業の如キ教化施設ニ着手スルハ現時ノ急務ナリ 其組織ニ於イテハ集会室・図書室・娯楽室・小食堂ヲ有スル社会中心機関トシテノ会館タラシメ、講演会、音楽会等ニヨリテ四囲ニ清新ナル知識趣味ノ普及ヲ期スルト共ニ一面労働者ノ共同娯楽場タル集会室タラシメントス

(「大阪市立市民館の設置趣意書」)

市民館の趣意書から、大阪市が商工業都市としての存在を明確にもち、「激甚ナル都市生活ヲ緩和シ市民性ノ涵養ヲ図リ労働階級ノ趣味改善ノタメ」という当時の大阪市に歐米文明都市にあると考えた「社会同化事業ノ如キ教化施設」を必要としたのである。具体的には、「集会室・図書室・娯楽室・小食堂」をもつ、「講演会、音楽」などの知識、趣味を普及し、「労働者ノ共同娯楽場タル集会室」としよう意図されていた。

初代館長である志賀支那人(1892-1938)は、熊本で生まれ、熊本中学中にキリスト教に入信、五高を経て東京大学で社会学を専攻し大正5(1916)年卒業、財團法人大阪基督教青年会の主事として来阪、大正8(1919)年には大阪市労働調査事務の嘱託となる。また、友愛会を軸とした労働運動に参加し、賀川豊彦、村島帰之などと共に労働組合学校の講師を勤めるという経験をもつ。若干29歳で市民館の館長に推举され、後には山口正に次いで第三代の大坂市社会部長となる人物である。

公的なセツルメントは、官吏としての志賀が館長となった施設ではあるが、志賀の姿勢や態度は官吏という立場を超えたものであつただろうと推測される。まず、志賀は、その設立時に市民館長と任命された大正10(1921)年4月に結婚し、同年7月に家族で天六公舎に移り住んでいる。志賀は、「同じ社会的水準に立っている隣人として連がれ、苦楽を共にする」[志賀、1940]という人間的な接触の重要さを指摘しているとおり、家族とともに地域の住民となる。志賀は、当時の市民館周辺の地域の状況を後に次のように表現している。

本地域は大阪北部の工場地帯にありて大小の工場密集し、其の間に小資本の依りて家内工業や労働者相手の小商売を営む者が雑然と介在し、又新開地の常として未だこの地方が農村であつた頃から小地主や小作人達も其の儘の姿が取り残されており、一般に其の住居甚だ不良であるのみならず、木賃宿に永住する者も多く密住と浮動とは附近生活の特色」(北市民館年報、昭和元年)

大阪市の急激な急激な発展に伴ふて、道なども田圃道の両側に小さい家が密集地が形成されました。そして昔の人はほとんど少なくなり、外来からの方が多くなり、そのために付近の社会状態が混沌とした中心のないものになり、古い人と新しい人との調和がつかぬようになりました。古い人は百姓、貧しい人は近代工業の労働者です。風俗の上から見ましても、市民館のできた当座は、館の表裏とも夏は裸で歩いて、女人の人もほとんど裸の姿でした。よっぽらいが多くて、いろいろな点から見て考えさせられることの多いのでした」（「隣保事業を語る」『社会事業研究』昭和10年10月）

志賀は積極的に住民の生活の中へ入り地域住民のニーズを把握することを試みる。志賀は、公衆浴場に出かけ地域の人々と世間話をし、そのなかから地域の問題を把握しようとした。この彼の姿勢は、「風呂屋社会事業」と呼ばれ、その後高い評価を受けている。

私は朝風呂へ毎日行っていました。そこであの人達の話を聞くと、ここでどんなことをしたらいいかわかります。夕涼み、葬式、婚礼等何でも機会にすすんで接触出来ます。」（「隣保事業を語る」『社会事業研究』昭和10年10月）

このようなセツルメントという施設の考え方の基礎は、大正13（1924）年10月刊『社会学雑誌』第6号「ソシヤル・セツルメントの精神と其の経営」の論文に見られる。

今日の大阪市には殆んど必然的に細民集団地区が存在し、そこには他より加えられる社会的不平等と、自ら醸し出す社会的害悪とが相伴って、暗黒なる生活圏が形成されている。これが改善の方法は可成り久しく研究も経験もせられたが、大概は彼等の依存心を助長するか、反抗心を激成するに過ぎなかった。職業的、或いは道楽的慈善事業家や、官憲が欠伸しながら統計表を造っている内に、其の土地に生まれた自然の指導者は自分の内生活の向上に伴って無名の村長として大きな力を以って、何時とななりに周

囲の生活を改善し、立派な隣保組織を完成した志賀の地域との関わり方の基本は、生活圏の状況を「其の土地に生まれた自然の指導者」のごとく、「何時とはなしに周囲の生活を改善し、立派な隣保組織を完成」させることにあった。

社会政策や社会法制に先駆して、実社会と生ける接觸を保ちその方向を決する試験管の一つがセツルメントである。隣人としての意識を喚び醒し、共同自治の目標を指し示す働きは運動である。これを収束して効果を把握増進する仕事は事業である。各セツルメントは強弱の差はあっても必ずこの三つの色をもっている」（「ソシヤルセツルメントの人と組織」『社会事業研究』第16巻1号、大正13（1924）年）

このような理論を基に、志賀は館長という官吏として実践に臨んでいったのであった。

(2)市民館事業

大阪市立市民館の設立趣意書に「社会同化事業ノ如キ教化施設」として「集会室・図書室・娯楽室・小食堂」、「講演会、音楽」が企図されていたとおり、それに基づいた事業が行われ、その利用状況は順調に推移している（第2図）。

しかし、創立期である設立から大正15年までの市民館の事業は多岐にわたり展開されている。市民館事業は、経済的事業（授産講習、生業資金の融資、信用組合の運営、貯蓄活動）、教化的事業（身上相談及び法律相談、クラブ活動などの社会教育的諸集会、図書館活動、慰安娯楽的集会など）、児童保護的事業（託児、保育組合）、保健的事業（一般検診、歯科診療など）の4つの分野に分類される（第1表）。

志賀が設立初期の段階から、「児童保護」に力を注いでおり、大正10年1月には館内に大阪児童愛育連盟を創立、その機關誌として「子供の世紀」を刊行し、「赤ん坊審査会」を実施している。大正11年5月には児童歯科検診を医師の協力によって無料で行い、後の昭和2年には児童を対象とした結核の予防接種を行っている。また、新聞は、志賀の市民館での子どもへの教育の様子を伝えている。

市民館では五日から子守の学校を開始した。館

主の志賀さんの思いつきで付近に集まる子守りために市民館を開放して片ッ端から引き入れることにしたのだ。開校日の五日は子守りと背中の赤ん坊を加えて百二十名、まず一同を館内の広間に集め年嵩の子守りを当番幹事として志賀

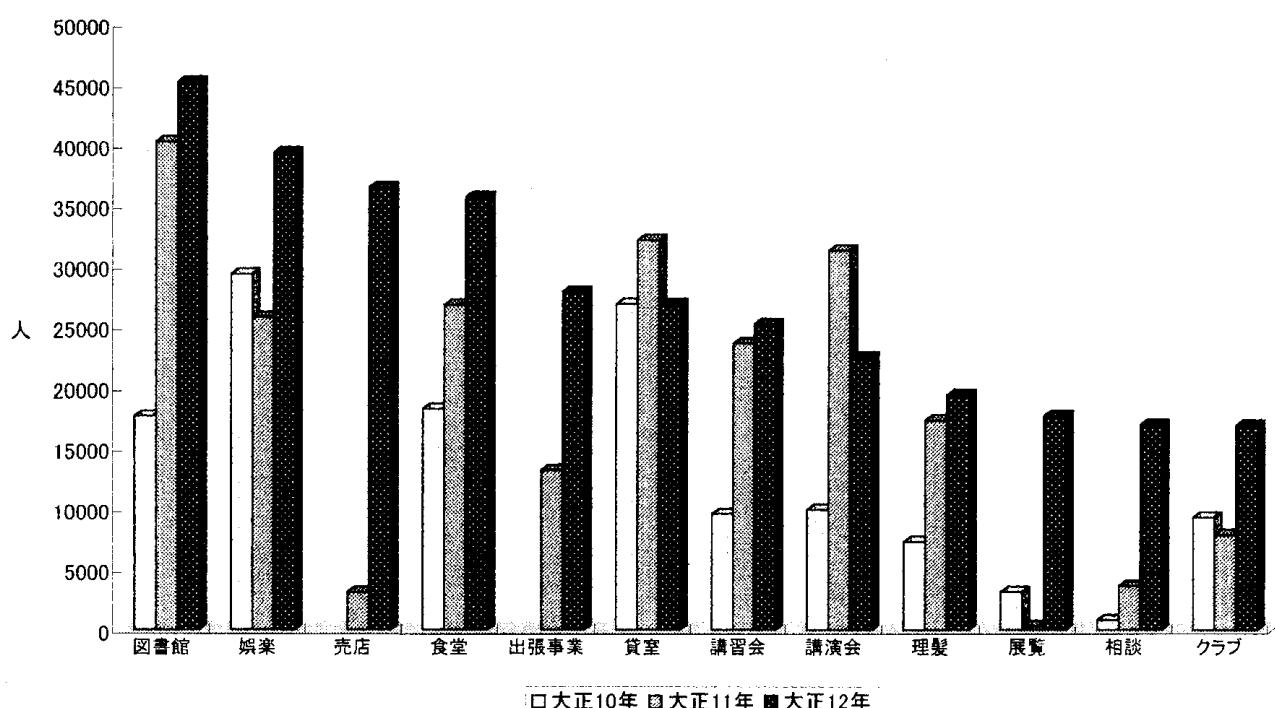
さんから「子供の育て方」「衛生の話」など面白く説法した」（「大阪毎日新聞」大正11年9月6日）

児童の保健、教育、児童愛護連盟の館内設立や教育雑誌の発行に見られるような啓発活動に関連した

大正 10 年 6 月	大阪市立市民館開館
10 月	館内に大阪児童愛護連盟創立、機関誌「子供の世紀」刊行
大正 11 年 5 月	児童歯科診療開始（ライオン歯磨、大阪歯科医師会協力）
大正 12 年 12 月	館内で大阪職業補導会企業資金貸与事務を取り扱う
大正 13 年 12 月	地下室質舗開設（天六質舗）
大正 14 年 3 月	東淀川区本庄町に露天託児所を開設
11 月	生業資金貸付制度創設（大正 15 年 1 月より事業開始）
大正 14 年 8 月	保育組合による児童保育開始、9 月豊津に郊外園舎設置
大正 15 年 2 月	市立市民館を市立北市民館と改称
	法律相談開始（神戸万太郎弁護士担当）
	一般健康相談開始
<u>大正 15 年 4 月</u>	<u>愛隣信用組合認可され事業開始</u>

資料：北市民館年報

第 1 表 市民館事業年表



第 2 図 市立市民館の利用延人数の推移（資料 北市民館年報）

事業、さらに大正14年以降は保育が積極的に行われ、市民館は成人だけでなく児童育成の役割を担っていた。

大正14年から生業資金融資事業を開始している。当時の経済不況の失業者の救済のため、市民館では木工・和裁・洋裁・メリヤス裁縫・洗張り・洗濯などの授産事業が行われていたが、その技術を習得した人々の自立を目的とした小規模営業者を対象とした事業であった。志賀は、その財源確保のために篤志家に寄付金を募り、寄付金27,380円を財源として制度を開設している⁸⁾。

大正14年8月には保育組合、大正15年4月には愛隣信用組合が設立されている。保育組合は、市民館周辺に周辺の幼児を対象に共同保育をことによって女性の就業を確保し、共働きによって貧困家庭の救済を目的としたものである。志賀の呼びかけから3ヶ月後、150名の会員が集まり、必要経費として1口月掛け十銭を20口以上負担し、低所得世帯には1口十銭の負担で保護者からなる理事会の承認で、会員資格が平等に認められるという自治組織であった。職員は、看護婦1名、保母3名、助手1名が確保され、市民館の屋上を運動場とし、講堂を遊戯場として保育が行われたが、その後、千里山の一角にある豊津で郊外園舎の建設が行われている。また、愛隣信用組合は、志賀の提案で、市民館周辺の善隣・共愛の二町会有志を主体として設立された。「有限責任愛隣信用組合定款」によると、組合員の居住区域は北区天神橋筋五丁目、六丁目、吉山町、池田町とし、組合員資格は出資金一口二十銭とし、最高五十口まで出資することができた。そして、組合員は信用程度と貸付金の用途に応じて貸付を受け、剰余金の生じた場合には、それぞれの出資金に応じて配当を受ける。この二つの組合は、森田[1987]が指摘しているように、資本主義社会における経済的弱者の相互扶助を原点に「協同組合主義」を通して自立化の途を追求している事業である。このような事業は、住民を主体とし組織化し結果としてサービスを生み出すという結果だけでなく、多様な集団や社会問題を内包する地域が内部から自ら自己の利益のために行動できるパワーを形成し発展させてい

ていくエンパワーメント実践につながっていくと考えられる。

市民館には、多くの篤志家もかかわっていることも大きな特徴である。それは、生業資金貸付制度に見られるような寄付金だけではなく、医療活動や法律相談などの事業に医師や弁護士などがボランティアとして参加し市民館を支えていく。また、市民館は文化的側面でも、音楽家の藤井清水、浪曲家の宮川松安などを招聘し文化的活動にも力を注いでいる。昭和元年の市民館年報によると、市民館の職員は、吏員10人、嘱託2人、給仕及雑役夫8人、講師8人、篤志勤務者10人となっており、多くのボランティアが市民館の事業を支えていたことがわかる。

この市立市民館の設立から、大正12, 13年に、民間の基督教ミード社会館（東淀川区十三）、四貫島セツルメント（此花区四貫島）、淀川善隣館（東淀川区豊崎）が相次いで隣保事業施設として誕生した。また同時期に貧困児特殊教育施設であった四恩学園、図書貸し出しを主たる事業としていた米徳寺善隣館¹⁰⁾、また貧困児特殊教育を目的としていた石井記念愛染園が地域改善事業に積極的に取り組むようになった。その後、大正13(1924)年大阪府協和会木津川隣保館、大正15(1925)年大阪市の二つ目の公的セツルメントである市立天王寺市民館が天王寺区下寺に設立される。大阪市が第2市民館を設置した地域は、大阪市立市民館と同様に市域有数のスラム地区であり、この地域はスラムのルボルタージュとして著名な大阪毎日新聞の記者であった村島帰之の『ドン底生活』（大正6年）では次のように記述されている。

難波波、天王寺、住吉の三部署内の貧民窟といふは、所轄警察署こそ異れ、三者互いに相接続して一大貧民窟を形造つて居るのである。即ち地上八百尺の新世界通天閣を遠巻いた、北は日本橋筋東十二丁目、東關屋町から廣田夷の邊りへかけ、東は下寺町、西は遠く木津北島町西濱まで延び、南は市郡の境界線なる飛田の鐵道のガードを越えて、今宮村釜ヶ崎界隈に及んだ一角がそれである。而して此一角は貧民としても、市郡を通じ極貧なるものの巣であつて、其量に

於ても其室に於ても天晴れ大阪の貧民の本場たる名を恥ずかしめぬものである。

大阪市立市民館周辺の地域は、大正9(1922)年には堀川監獄の移転¹⁾、14(1925)年には新京阪線(現阪急電車)、15(1926)年には梅田・天六・都島間にも市電が開通し変貌し、特に市電や新京阪の敷設によって不良住宅地区約2万坪は一掃されることになった。市民館周辺の施設としては、大正10(1921)年に市民館が建設後、市立共同宿泊所、市立勤労学校、豊崎保育所、光徳寺善隣館が設立され、また大正7(1918)年に大阪府によって設置された方面地区が設けられ、方面委員による個人的救済が行われた。

しかし、このような社会事業の実践や道路や鉄道のインフラストラクチャーの整備による環境改善がされたにもかかわらず、昭和10年末の方面委員のカード階級調査によると、市立市民館が改称した北市民館の担当方面(本庄、長柄、都島、済美第四)38,700世帯のうちカード世帯2,912世帯であり要保護世帯の割合は7.52%であり、昭和10年度の7つの市民館のうちでもっとも高い割合になっている²⁾。北市民館が担当する方面地区の中でも特に長柄方面は、5,001世帯中カード世帯1,446世帯と要保護世帯率28.91%でありこの地域の貧困の程度が高いことが推測される。

4 都市建設、都市運営に関わる思想

志賀の市民館における事業は、行政の枠を超えたボランタリーな活動を含むものであったが、このような志賀の実践を許容した大阪市の考え方はどのようなものであったのであろうか。当時の市長は、池上四郎であり、大正12(1923)年からは助役であった関一が市長となっているが、両者とも積極的に都市行政に尽力した人物と評価されている。特に、関は積極的に都市計画や都市行政について独自の理論を著し実践している。このことから、関の理論と社会事業を取り入れた地域や対象として想定した市民への視点はどのようなものであったのかみてみたい。関は、1918(大正7)年に、大阪毎日新聞の記者であった村島帰之の『ドン底生活』というスラム地区のルポルタージュに序文を寄せているが、そこで

関は産業保護における下層労働者の生活問題の観察の必要性に言及し、その根底には「分配消費」の問題があることを指摘している。

(第一次世界対戦が終了した場合の日本について) 我国論の趣く所を窺ふに、戦後経営の重要なことは何人も認めて居る所であるが、其問題とする所は殆ど軍備、財政に関するものにあらざれば産業保護の問題である。(中略)併し吾々は上を向いて煙突の数を数へると同時に下を見て、下層労働者の生活状態を觀察せねばならない。生産問題の根底には分配消費の問題が横たはつてゐる

また、下層労働者については、コミュニティの形成と社会政策の関連について、1926(大正15)年のメモに次のように記している。「Communityを形作るとは其社会の人が共鳴する、同心一体となって行くことである、同じく感じ考へることである」。しかし、「社会の内に高き文化を有するものと低き文化を有するものがある、そこで社会政策を実施して「市民の生活の最低限度を定め」、そこで文化の格差、貧富の格差を是正することが「最も必要なること」である。「豚小屋に住ふことは其住居するの満足不満足でない(中略)高き文化の社会に於て棄て置き難き障害となる。」[芝村、2001: 98]。このように、関は大阪市の全体の中で下層労働の問題を大阪市全体の問題としてとらえているが、それは関の都市計画の理論にも現れている。関は都市計画において、その目的について都心部をビジネスセンターに改造するなど都市の経済機能を高め、郊外住宅地を開発し、高速道路によって都心と結んで都市の分散をはかり、緑地を保存し「中下層階級」の住宅と居住空間を保全することにあるとしている[関、1923]。近代都市には、それ以前の都市にはみられなかったタイプの市街地である工場地帯、スラム地区、郊外住宅などが出現し、その無秩序な市街地の形成過程の中での近代の都市計画は、自治体の介入が必要であり、そこには階級問題を含む社会的コントロール志向が潜在的にみられる。関においても、都市計画において重視したのは都市の中下層階級の住宅とその居住空間であり、この視点は当時の都市をめぐる

社会的状況から社会的合意を得られるものであった。

公的セツルメントは、都市における社会事業として中下層の労働者階級を対象にした施設のひとつであったが、それは同時にスラムと認識されていた地域という空間をも対象にしていた。関が、都市の弊害として問題と考えていた地域は、工場や人家が密集した不良住宅と悪化した住環境のあったが、それは公的セツルメントが対象とした地域と同一の地域であって、それゆえ関はその地域を業務地と住宅地を交通機関によって結び、対都市への人口集中を避け、都市を分散させることの必要性を認め、都市計画を住宅政策の基礎としたのである。この意味において、志賀の市民館の実践は関の都市の理論と実践の中において整合性をもつものであったと考えられる。

5 おわりに

本稿では、公的セツルメントの意義についてその成立及び事業展開の過程から検討をしてきた。大正期に都市の社会事業の一つとして成立した公的セツルメントが大阪市という都市で誕生した要因は三つあったと考えられる。そのひとつは、大阪市という近代都市には工業の発展と人口の過剰な流入により近世の都市にはなかった劣悪な居住環境の空間が生まれ、それが米騒動を契機に改善すべき空間として認識されていたことである。二つ目には、初代館長の志賀支那人の優れた資質により、地域の住民の生活ニーズを把握しそのニーズに対応した事業を展開できるセツルメントの理論と実践をもっていたからである。三つ目には、公的セツルメントが大阪市全体を視野に入れた都市の安定と発展という目的をもつ地方自治行政が主体となった都市のメカニズムの中に存在していることである。大阪市は都市を形成する多様な区域の総体であり、その中で生活困難な状況を抱える区域が安定しあらゆる意味で改善されることが全体として都市の安定と発展につながる。そのメカニズムの基盤には、都市行政の首長をはじめとした幹部の都市の理論と実践があり、とくに4代目の市長となった関一に代表されるような大規模な

都市計画を含む都市のグランドデザインとそれを支える都市の思想があった。そのため、公的セツルメントは、行政の硬直的な末端機関としてルーチン化された業務を行うという枠をはめられるのではなく、都市の思想と連動できる柔軟さをもっていたのではないかと考えられる。

公的セツルメントの意義には、それをひとつの社会事業施設として考えるのではなく、近代都市とその成立によって生み出された工場地区、スラム地区、郊外住宅、C B Dという多様な地域との関係という視点と、都市を安定させようとするメカニズムとの関係という視点が必要である。この視点から考えれば、公的セツルメントは、大正期に近代都市が生み出したスラムという異質な空間を都市に同化させる装置としてその意義を考えることができる。それゆえ、公的セツルメントは公的セクターと私的セクターを包括した運動主体となっていましたのである。公的セツルメントは、のちに昭和期に入ると市域全体という空間を対象とした装置として区を単位として拡大していくことになる。市域全域を区という行政区域で区切られた空間は本来のセツルメントとは異なる施設であることはもちろんのこと、創成期の公的セツルメントとも異なる装置として機能していくのである。

注

- 1) セツルメント数は、大正14(1925)年には全国で7施設(『日本社会事業年鑑』)であったが、昭和2(1927)年には公立10施設、法人16施設、その他29施設で合計55施設(内務省社会局調査)に増加した。増加傾向はその後も続き10年後の昭和12(1937)年には公立61施設、法人66施設、その他100施設で合計227施設となった。
- 2) 大阪市が発行した調査報告において、公的セツルメントをセツルメントとは認めていない。「もともと公営又は市営のセツルメントなるものは、欧米に於いては一箇も見出し得ないものであつてジェーン・アダムス女史も、ビヒト博士もこれをセツルメントとは認め難いと述べているがこれは前節で触れた如く「全く友人とし

- て地域の人々と接触する資格」がないといふ観念と「地域に定住していない」という観念に基づくものである」（大阪市社会部報告218号『本市に於ける隣保事業』、p.18）
- 3) 大阪市市民局厚生課福祉係長であった平賀五男 [1942]は、大阪市の市民館の事業について「その意義を把握するためには社会的関聯に於て考察する外はない」という理由で社会情勢の変化による市民館の変遷を4期に分類している。第1期は日清、日露戦争後米騒動を契機とした急速な労働運動の発達と大正9年2月の恐慌による慢性的不況の時期、第2期は昭和2年の金融恐慌以降、第3期は昭和12年7月支那事変勃発以降、第4期は昭和16年大東亜戦争勃発以降である。当初、公的セツルメントは、第1期の大坂市立市民館（後に北市民館と改称）と天王寺市民館をもって建設事業が終了する予定であった。
- 4) 宣教師ペティの影響を受けた宣教師アダムス、石井十次らによる明治45（1891）年岡山博愛会が最初のセツルメントという説もある。
- 5) 日本でも、大林宗嗣のセツルメントの包括的研究が高い評価をうけていた。当時、セツルメントに関心をもつ学生層のなかでは、大林の『セツルメントの研究』（1926（大正15）年刊）が必読書とされていた。
- 6) 『大阪市社会事業概要』による。
- 7) 大正15（1940）年2月市立天王寺市民館の設立により「市立北市民館」と改称した。当初その名称を「大阪市民衆会館」と決定していたが、後に変更し、開館にあたっては「市立市民館」の名称が使用された。「大阪市民衆会館」という名称には大正デモクラシーの影響をみることができる。
- 8) 昭和元（1926）年2月運営状況は、利用者113人、金額7,445円、貸付回収状況5,518円、回収率融資総額の74%である。
- 9) 昭和元（1926）年12月末の業績は、組合員111名に対して出資金1,478口、29,560円で、これに対し

- て貸付は32件、23,560円であった。
- 10) 四恩学園、米徳寺善隣館とも米騒動を契機として事業を始めた佛教関係の施設。
- 11) 明治15（1881）年当時の西成郡北野・川崎両村地内に堀川監獄分署が新設され、18（1885）年12月松屋町監獄分署もこれに移転合併し、大正9（1920）年堺に移転した。
- 12) 北市民館の担当方面地区（本庄、長柄、都島、済美第四）要保護世帯の7.52%、天王寺市民館（恵美、天王寺第一、二、難波第一）7.38%、大正市民館（三軒屋、泉尾）2.27%、浪速市民館（難波第二、三、木津、栄）5.20%、東市民館（上町、玉造、日本橋）2.79%、玉出市民館の担当方面地区（玉出）0.57%此花市民館（福島、西九条、西野田第一、二）2.71%（大阪市社会部報告218号『本市に於ける隣保事業』第三表各隣保館別地域の概況）

参考文献

- 井上貞蔵（1923）：『貧民窟と少数同胞』、巖松堂
- 大阪府（1958）：『大阪府社会事業史』、大阪社会福祉協議会
- 志賀支那人（1940）：『社会福祉隨想』、北市民館
- 柴田紀子（1995）：都市社会事業の成立期における社会事業サービス領域設定とその認識、金沢大学文学部地理学報告第7号、p. 41 - 51
- 芝村篤樹（1989）：『関一—都市思想のパイオニア』、松籟社
- 芝村篤樹（2001）：関一の都市社会政策、地域福祉研究No. 29、p. 93 - 99
- 関一（1923）：『住宅問題と都市計画』、弘文堂
- 平賀五男（1942）：大阪市に於ける市民館事業、大大阪18卷第8号、p. 16 - 20
- 森田康夫（1987）：セツルメントとしての北市民館と志賀支那人の協同組合主義について、大阪の歴史20号、p. 51 - 63
- 若林幹夫（2000）：都市という装置—その起源、構造、変容、そして行方—、『越境する知4 装置：壊し築く』、東京大学出版、p. 103 - 125

身体障がい者の自立支援に関する一考察

-IT活用の視点から-

Study on the support for disabled people's independent living : Focus on Information Technology.

鷹西 恒

Hisashi TAKANISHI

はじめに

これまで、身体障がい者・知的障がい者・障がい児が利用する福祉サービスは「行政が特定の事業者・施設に個別に委託する」という「措置制度」によるものであった。それが社会福祉基礎構造改革の一環として、平成15年度からは「障がい者が自ら選択し、事業者との間で直接的に契約を行ってサービスの提供を受ける」という「支援費制度」に移行されることとなる。この支援費制度は、障がい者の自己選択と決定が尊重される。しかし、それが可能な障がい者はどれだけいるのだろうか。

「五体不満足」の著者乙武洋匡¹や「車椅子の花嫁」で著名な鈴木ひとみ²らは、障がい者の中でも社会的認知度が高く、しばしば「障がい者の中の成功者」として、あるいは「健常者」が彼らの活躍を目にすることで逆に「励まされる」対象者として語られる。彼らに共通しているのは、彼らが「自己選択と決定」を下し、人生の課題を克服したことと、能力障害の軽減を図る物理的生活環境が整備されたことにある。しかし、彼ら自身は、周りの彼らに対する認識について「障がいのある本人」の思いとは「乖離」しているケースが多いと述べている。

身体障がい者の多くは、依然として自らの生活状況の改善に対する消極的傾向や、扶養者に対する依存感に悩んでいると思われる。その背景には、自身では何も変化を生み出せないことからくる「無力感」を感じながら生活していることがある。この「無力感」を感じ続けることは、やがては「自己選択」と

「自己決定」を下すことへの積極性を失い、自己の権利や権益を主張することすら放棄した「被支配的依存心」を生み出すことになる。このような状況を「個人の資質や能力の向上努力の放棄の結果」として捉えるか、「パワーの欠如状態（powerlessness）³」として捉えるかでは、たとえ状況が同じでも「支援」のあり方が大きく異なる⁴。少なくとも前者の捉え方は社会福祉の援助技術では用いない。

本論のめざす身体障がい者の自立支援のあり方は、彼らが主体的に「自立生活」を確立していくための具体的な方法について、「IT（Information Technology）支援」の観点から考察するものである。また、このような支援技術は、たとえ、障がいが克服できない対象であっても、自立や自己充足を可能にすると思われる。

なお、本論のいうところの「障がい者」とは、社会福祉の対象者や社会的弱者という認識ではない。あくまでも地域に生きる「生活者」として捉えていることを強調しておく。

また、用語についてだが、従来の「障害者」ではなく「障がい者」という表現を用いた。これは「害」の意として「差し障りのあること」などのネガティブな要素が含まれることと、障がいがあることを「共存しているにすぎない」「同じ人間として何らマイナス要素ではない」ということを強調したいがためである。（但し、関係団体の名称や法規の表現などで一部「害」をそのまま使用する場合がある。）

1 自立の概念

身体障がい者の自立支援を論じる前に、「自立」とは何かということを明らかにしておかなければならない。一般的なこの言葉の使われ方として、若者が親の扶養を離れ、実際に独居生活を始めた時や、医療機関においてリハビリテーションを受けた障がい者が、障がいの精神的受容を経て「身辺処理が可能となること」あるいは「就職し、所得を得ること」で経済的な自立を達成した際に多く用いられている傾向にある。障がい者の場合、個人の自由意志に基づく「選択と決定」に依拠した日常生活を、必要に応じて生活保護や福祉サービスの利用しながら確立していくことをすることである。

このような考え方は、アメリカから生成・発展した重度障害者主体の自立生活運動（Independent Living Movement:ILモデル）が提起した自立生活（Independent Living =IL）思想に基づいている⁵。ILモデルは単に理念的なレベルだけではなく、障がい者の日常生活レベルにおいてもそれを具現化することに成功した。その象徴的なものが「日常的なケアをサービス提供者主体ではなく、障がい者自らが管理する能力の獲得」を自立の要件とする捉え方である。これは、介助者から受動的なケアの提供を受けるのではなく、ケアの消費者として介助者を雇用し、管理する能力を駆使することを自立の主目的とするものであり、実際にこれにより、親・親族等や特定の福祉サービスなどに集中的に依存しないで複数の介助者と契約し、さまざまな介助者と対等な人間関係の構築をすることにより、自立生活の可能性を飛躍的に高めたのである⁶。

また、自立生活問題研究所の谷口明広⁷⁾は個人レベルにおける自立の具体的パターンを次の5つに分類している。

①身辺自立（Personal Care Assistant Management）

身辺処理が自分自身でできること。または、必要なサービスを提供者に依頼できること。

②精神的自立（Self Care Management）

自己選択と決定を下し、責任が取れるようになること

③住環境自立（House Adaptation）

住環境を自らが構築または賃貸契約できること。
自らが改善・改良に携われること

④経済的自立（Fainancial Management）

就労し収入を得て生活をすること。あるいは年金や生活保護費を自主管理活用ができるこ

⑤社会的自立（Social Management）

社会秩序や道徳を身につけること。社会貢献できること。

谷口の「自立」のパターンに、Wehmeyer⁸⁾の「自己選択と決定⁹⁾」の要素を含ませたものを、本論での「自立」概念として用いる。

2 自立生活の確立を求めて

－エンパワメントの視点－

自立生活を希望する者にとって、個人の意志や資質、適応能力、ワーカビリティー等が自立生活実現の鍵を握るものだが、それらに相対して「環境整備（社会保障、住宅、福祉機器、介助者の確保等）」「周囲の理解」が必要となる。「自立生活」とは本来、自己の選択と決定そして責任によって実践される性格のものであり、そのどちらか一方だけの整備で実現するものでもない。また、実践力=パワー自体は周りから付与されるものでもないし、個人努力だけで成立すべきものでもない。すなわち、自立生活とは「周囲を巻き込んで個人が獲得する権利」であると筆者は考えている。

「周囲を巻き込んで」という表現は、はなはだ誤解を招く恐れがあるが、一般的な社会生活を送る健全者と表現される人々の中で、社会と何ら役割関係も持たず、人間同士が関わりのない生活を送ることが可能であろうか¹⁰⁾。日常的な生活場面において、父母であり、恋人であり、職場においては業務担当者であり、買い物をすれば商店にとってのお客様というふうに日常生活のあらゆる場面において役割を変化させながら、周囲を巻き込んで生活を営んでいるのが現実である¹¹⁾。このような役割変化を必要とする意味で「周囲を巻き込む」という表現を用いたのであるが、障がい者の場合、その障がいが重いほど「要介助者=援助を受ける者」としての役割価値

が高くなる。この「要介助」の部分だけを考えると「自立生活」とはかけ離れたイメージが想起される。さらにリハビリテーションの考え方を導入した場合「介助量の軽減」といった目標の設定が、障がい者を「クライエント」として捉えることになる。このような受動的支援は、障がい者に対して「社会生活力 (social functioning ability)」付与のスタンスであると同時に、自立困難な者に対して「困難であること」の最終的責任を個人の資質に完結¹²させる点で多くの課題を残している。

自立生活の考え方では、日常生活障害を補完するまたは他者が代行することで自立する「生活者」として捉えられている。例えば四肢麻痺頸髄損傷者が「原稿のワープロ入力」の仕事をしていると仮定しよう。頸髄損傷者のわずかな手指の残存機能を用いて原稿打ちをする場合、膨大な時間と手指機能を補完する多様な自助具が必要となる。しかし、効率の観点からこの仕事を考えた場合、納期に間に合わないことや受注制限があることは大きなマイナス要因となる。これでは「正職員」としての役割を果たせない=生活費の確保が困難となる。そうならば従来の社会保障で補えばよいとの議論も当然あるのだが、個人の自立生活価値を高めることを考えた場合、そのような対処には限界があるし、個人の欲求を充分に満たすことにも難がある。

これを、障がい者のエンパワーリー的支援に基づく観点から考察を試みよう。すなわち、事例の障がいレベルでは「納期が遅れること=収入減=ビジネス価値が低下する」ことになる。この事例のエンパワーが必要な部分は「自らの残存機能を駆使してワープロ入力をすること」なのだが、この部分を「外部発注」にまわすことで仕事を成立させていくというのが「自立生活」のエンパワーリー的視点なのである。つまり、ワープロ入力をしてくれる者に対して「賃金を支払う」ことで「自らの労力と介助量」を軽減し、「間接業務従事者」となることで目的を達成するわけである¹³。

このような考え方は、従来の同化主義やリハビリテーション概念、パターナリズム等とはまったく異なった考え方が要求される。フィンケルシュtein

は「パワー、責任、そして権威は専門職の側にあって、利用者の側にない。利用者にあるのは彼らが求めるかもしれないコミュニティサポートについて、アセスメントを行ってもらう際の限られた形だけの役割にすぎない¹⁴」と述べ、従来の環境に飼い慣らされた障がい者がいかにパワーを奪われているかを指摘している。

自立生活を志す障がい者にとって、健全者との差異を認め、障がいと共存する道を選択し、強い信念と柔軟な思想をもって自らのQOLを高めようすることは困難な道のりだが、この作業こそ「自立生活の最適化」のための重要な過程であって、役割を見いだすための要件なのである。つまり、「自立の困難な者ほど、自立生活の確立が必要」であることを証明ともなるであろう。障がい者の自立支援に関わる人びとは、このような認識を十二分に深めていく必要がある。

3 ITを活用した自立支援のあり方

障がい者の生活障害を改善したり、克服することは、本人、家族、社会にとって困難な作業である。現実的に彼らの多くは日常生活であらゆる介助を必要としている。それでも果敢に困難に挑戦し、社会的役割や存在意義を見いだすことを希求してやまないのは何故であろうか。

障がい者が地域社会において、本人の自発性に基づいた「自立生活」確立を目指す支援技術の要件を提示することは大きな意義がある。それは個人の資質を活用しながら、生活者としての主体性の獲得を支援するために必要なスキルである。これらは、従来の「地域社会からの援助」という受け身的な考え方には拠るものとは異なり、あくまでも障がい者自らが「依存的存在」から主体的な生活を営む「自立的存在」として変容していくことを意味している。この点については平成15年4月より始まる利用者本位のサービス提供を掲げた「支援費制度」の考え方にも合致するであろう。しかしながら「自立」とは本人の資質や福祉サービスの充実のみで達成されるものではない。以下に述べる具体的な支援技術の利用や、障がい者各々がもつQOL充足のためのパワ

一（個人の強い思い）を援助者がどこまで引き出せるかで、本論の述べる「自立¹⁵」に近づくと筆者は考えている。

(1)障がい者をとりまくIT(情報技術)の背景

障がい者が自立生活を営む上で最も重要な作業は、「情報」の収集と活用である。「情報」とは、自ら自立生活に必要な知識、技術、技能等を修得するためのもの、また、それらを主体的に活用して自分自身のQOL向上や社会参加を促進させるために役立たせるために必要なものを意味する。本節では特に障がい者の「情報活用」によるQOL向上と、それを実現する支援のあり方について述べてみる。

IT機器が普及する前の情報伝達手段は、電話（公衆舎）、FAX、面談といった方法が主流であった。しかし、これら旧世代の通信デバイスは、障がい者にとって気軽に使うことのできない、そして使いづらい代物であった。平成12年に出された通産省の「障害者・高齢者等情報処理機器アクセシビリティ指針」では、「情報化社会の進展に伴い、情報作成、情報伝達、情報収集等のために個人において情報処理機器の活用が一層浸透し、国民一人一人の日常生活において情報処理機器は 必要不可欠な手段となりつつある。このような中で、情報処理機器を障害者・高齢者を含めて誰もが容易に利用できるようにすること（アクセシビリティ）は、極めて重要となっている¹⁶。」と述べ、IT機器が特殊なものではないこと、障がい者、高齢者にも有益かつ必要不可欠なものとして普及させていくことを示唆している。この「容易に利用できる=アクセシビリティの確保」は1975年に国連で採択された「同年齢の市民とおなじ人権を保障する」とした「障害者の権利宣言」や、1993年の「障害者の機会均等に関する基準規則」で、「どのような障害の種別をもつ人に対しても、政府は、情報とコミュニケーションを提供するための方策を開始すべき」と取り上げられ、以後「情報アクセス」の保障は世界的に認知されている理念となっている。わが国では、1995年に郵政省電気通信審議会が「情報アクセス、情報発信は新たな基本的人権」として、情報アクセス権を基本的人権

として解釈する見方を示した。しかし、「連邦政府が購入、用いる機器は、障害者でも使えるものでなければならない¹⁷」とするアメリカの見解と比べると、強制力がないことが問題として指摘できる。

(2)ITを活用した地域の障がい者社会参加円滑化モデル

<事例> [富山福祉短大映画サークル「シネマ7」の活動]

1 メンバー

学生 7名 地域の人 7名（介護福祉士等） 地域の身体障がい者 7名

2 活動の目的

地域の障害のある方と映画鑑賞を楽しむという目的のために、共に映画を愛する様々な分野の人たち（施設の介護職、ソーシャルワーカー、民間企業、研究職他）と協力して活動している。

3 障がい者

脊髄損傷	3	脳性麻痺等	4	ADL：自立	4
一部介助	2	全介助	1		

4 IT活用状況

開催の連絡やメンバー相互のコミュニケーションに電子メールを使用。サークル掲示板、チャットもあり。映画情報をインターネットでチェック

5 設立経緯

地域で映画を楽しんでいる自立した障がい者の集まりの中に一部介助の必要なメンバーが参加することになった。たまたま短大の学生がボランティアとして参加したことがきっかけで定期的なジョイント活動となる。

6 活動状況

毎月約1回、県内のシネマコンプレックス¹⁸で映画鑑賞及びレストランで食事を楽しんでいる。車を運転できない障がい者や学生の送迎は地域の人たちが協力して行っている。

7 その他

デイサービスや通院、家族といっしょの買い物程度しか外出の機会がなかった障がい者は、学生といっしょに映画を観ることで介助者を得ら

れ、学生は介助者扱いで映画料金が割引¹⁹になるのと介助方法の学習につながるというメリットがある。また、互いに映画好きという接点があるため、話題にも事欠くことがない。あるメンバーはこのサークルが日々の精神的支えとなっていると語る。また、Webメールや携帯メールを使って集合時間の確認や次回の鑑賞作品についての情報交換、親睦を深めるための交流などを行っている。



写真1 サークルのメンバー

例えば、重度の障がい者が何らかの形で「社会参加がしたい」と考えた場合、「誇り」をもって参加できる形態がこれまでにあったのだろうか。「介助」をされるスタイルでの社会参加は、一見「対等」であるように見えるかもしれないし、社会に「共生」思想を培うための第一歩と考えることができるかもしれない。しかし、このことは特に若手の障がい者の間では「格好の悪いこと」「自分の無力さを再確認すること」として認識されている。そしてさらに「庇護され、憐れみをもたれる」といった体験を追加することでパワーを奪っていくのである。この点について「介助する側」つまり健常者側の視点と乖離していることが多いと思われる。

何故、障がい者はこのような体験をするのであろうか。それは「障がいがあることの認識の仕方」に問題があると筆者は考えている。

(3) ICFから見たIT（情報技術）の位置づけ

国連のWHO（世界保健機構）の第54回総会にお

いて、新しい国際障害分類ICF 20 (International Classification of Functioning, Disability and Health) が採択された。これは、障害分野における「共通言語」を確立すること、ニーズの全体像を把握することで、障害に関わる様々な人々が、障害を総合的に評価することによって、ニーズを正確に把握し、最も適したサービスを提供（あるいは利用）していくことを意味している。

ICFの中での障害は健康状態と背景因子（すなわ

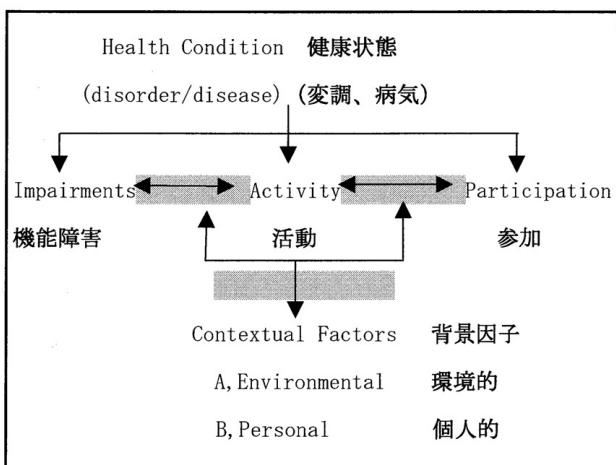


図1 WHO (世界保健機構) 国際障害分類ICF²¹ 2001年

ち環境因子と個人因子）との間の相互作用が働く関係であると見られる。これは、ひとつの要素のレベルに介入すれば、関係する他要素をも変えてしまう可能性があるということである。また、相互の関係は障がい者それぞれに異なっており、一方が決まれば常に他方が予測できるという関係ではない。そして図に示されている諸元は個人の経験またはおかれている境遇である。

映画サークルの場合、機能障害、活動、参加それぞれの間（図1の綱かけ部分）に「IT」を活用している。この部分は、従来、介助者の必要性や、施設のバリアフリー化、交流手段の限定などの問題などでうまく機能していなかったところであり、障がい者に不利益をもたらす、あるいは差別的な見方が障がい者を拘束することに作用していた。しかし、近年のめざましいバリアフリー環境やIT社会の実現により、障がい者に対する考え方や見方が変化していったのである。具体的には、参加のための足の確保に電子メールで依頼を出せば、福祉タクシーや仲間

が迎えにくる、より楽しく映画を観るためにインターネットを使って情報収集する、出かけるための気に入った洋服を購入する、そして開催の連絡は電子メールで一斉に距離や時間に関係なく平等に提供される、参加できない場合はその旨をメールするだけでよいなど、障がい者が「すみません」「ごめんなさい」という言葉を使う機会が極端に減少するのである。また、シネマコンプレックス（映画館）に至っては、障がい者専用駐車場、障がい者対応トイレ等を複数完備することで、彼らにとってほぼ100%のバリアフリーを達成している。これは能力障害を克服するツールであり、結果的に負の体験が極端に少なくなることを意味する。このネガティブな体験が少なくなるということは、ICFのいう「活動や参加」が逆に促進されることになるのである。さらに、メンバー各々が「楽しんだ」「面白かった」「感動した」という体験が、「映画」というメンバー全員に共通した興味関心を媒介にして、再び「参加」するための環境因子改善や本人の自助努力として、より強力な自立支援効果を發揮することになる。また、映画を体験したことによる心地よい感情が保存され、次回の参加に向けて個人的背景因子をポジティブに変容したり、エンパワーする効果があるとも思われる。（但し、映画作品の質にもよる。感動の少ないものは効果も少なくなる。）このような映画サークルメンバーの連鎖的ネットワークを支えている（繋いでいる）のが、パソコンによるインターネット活用、携帯メールによる交流である。

(4) IT（情報技術）を活用した自立支援

パソコンによるインターネット²²や携帯電話からのwebアクセス、電子メール利用は普及率も上昇傾向（表1参照）にあり、今後の障がい者数の増加及びこれに伴う国民の福祉に対するニーズの増大・多様化により、さらに大きく変わるであろう。

- ・企 業：89.3 %（対前年度比 9.0 ポイント増）
- ・事業所：44.8 %（対前年度比 13.0 ポイント増）
- ・世 帯：34.0 %（対前年度比 14.9 ポイント増）

表1 平成12年度における我が国のインターネットの利用率²³

- ・携帯電話全般：75.4 %（対前年度比 11.2 ポイント増）
- ・ネット対応型：26.7 %（対前年度比 17.8 ポイント増）

表2 平成12年度における我が国世帯の携帯電話の保有率²⁴

平成12年度から進められている社会福祉基礎構造改革は、いずれも、①福祉サービスを従来の措置制度（行政が行政処分によりサービス内容を決定）から利用制度（利用者が事業者と対等な関係に基づきサービスを選択）に改めるとともに、②サービスの質の向上に向け、地方公共団体や事業者などの情報提供体制を整備するなど、サービスの利用者である障がい者等に対し、能動的に情報を入手し、取捨選択することを求めるものである。

こうした制度の運用においては、地方公共団体、社会福祉法人、サービス事業者などの多様な主体が提供する様々な情報が取り扱われること、また、障がい者数の増加に伴い、一層の効率的な運用が求められることなどから、確実にITを活用することが増えてくるものと見込まれる。

障がい者が自立生活を実践する際活用する技術として、次の5つの点で他のメディアより優れている。（映画サークルの障がい者全員がパソコン、携帯電話を所持している）

第1には、発信側（情報の送り手）と受信側（情報の受け手）の「双方向」での情報通信が可能なものにある。電子メール等にも代表される送受の機能はネットワークを通じて常に新しいコミュニケーションを創り出し、まったく従来の概念と異なる相互依存関係を構築することができる。相互依存関係とは「どういう役割が果たせるか」「どういう役割を果たすことを期待されるか」ということを意味している。これは、自立生活を営む障がい者がそれを目指す者に対して有益な情報を流すことのみならず、受ける側の送信側に対する役割期待によって、送信側のさらなる発展の可能性をも引き出す高度なコミュニケーションである。そして互いの関係が「フラット」＝対等であることが特徴としてあげられる。

第2には、日常生活の補完機能である。電子商取引（e-コマース）に代表される新しい経済活動は、街での買い物等移動が困難な障がい者に大きな利便

性と自ら選考する楽しみをもたらした。「バーチャルモール（仮想商店街）」での買い物（オンラインショッピング）では、パソコン、書籍、CD、家具、食品、介護用品等、マウスをクリックするだけで購入可能となった。（しかし、送られてきた商品の梱包を開封することや組み立て等を要するものはどうするのかといった物理的な課題は残る。）

第3には、身辺自立を目的としたノウハウの提供、健康維持に関する情報の収集に役立つことである。また、ペーパー媒体を使用しないで済むため、手指の不自由な障がい者の情報整理が容易になる。

第4には、インターネットで形成されるコミュニティに参加することで自己選択や決定、人間関係の構築、モラル（社会的自立）の習得が可能になることである。ネットワークコミュニケーションにおいて、相互の協調や危険回避のためにエチケットをわきまえ実践することを繰り返すことで、その原則が実社会でのそれと同様であることに気づき、日常生活における自立生活実践に役立つことが理解できる。

第5には、重度の障がい者に、従来とは異なった形での就労の機会を提供したことである。SOHO（small office home office）と呼ばれる勤務形態は、それまで会社等に出向いて行っていたデスクワークを、Webや電子メールを使って「在宅」で行おうとするもので、大企業のテレワーカー、個人事業者や在宅ワーカーなどが職種として含まれる。このSOHOシステムを使って、「通信販売」や「コンピューターソフト開発」等の会社を経営したり「原稿ワープロ入力」等で収入を得ている重度の障がい者が増えてきている²⁵。移動や職場環境に制約の多い障がい者にとって、在宅で就労が可能であることは、労働力の再生産、個人の資質価値の向上の点からも高く評価できる。逆に移動や職場環境がバリアフリーになってさえいれば、従来の業務スタイルでも就労が可能ということになる。しかし、視覚障がい者などに対してはハード的に対応することが難しい場合があり、すべてに対応可能というわけではない。また、インターネットを使用するためには「パソコン、電源、電話線等」の初期投資が必要となる。だ

が、それだけの投資をしても見返りは大きい。

清家一雄²⁶は、障がい者の自立生活実践に必要なIT支援メニュー²⁷について、①「パソコンと電動車いすを活用したデスクワーク」（デスクワークと褥創対策による座位時間の確保）、②「ノートパソコンを活用したベッドワーク」（ベッド上の知的生産活動）、③「知的生産活動の基盤としての自立生活の確保」（公的ヘルパー制度の充実・当事者による管理）の環境整備が必要と指摘している。

しかし、障がい者によるITの利用は、これまでに比べやや増えてきていることがうかがえるものの、一般の利用者に比べれば依然として低い状況が続いている（表3参照）。

・身体障害者	： 7.8 %	（身体障害者の内訳）
視覚障害	： 3.0 %	聴覚障害　　： 11.1 %
音声・言語障害	： 14.5 %	肢体不自由　： 8.2 %
・知的障害児・者	： 0.7 %	

表3 障害者によるインターネットの利用動向²⁸

だが、インターネットを利用する障害者の約9割が、利用後の生活の変化について「よい方向に変わった」又は「どちらかと言えばよい方向に変わった」と回答とのデータ²⁹もあることから今後よりいっそろの普及が期待される。

障がい者に対するIT普及の要件としては、①情報活用能力を身につけるための教育的支援が為されること ②ITを活用できるインフラのさらなる整備がされること ③高齢者、障がい者だけでなくすべての人々がITを使う機会が平等に提供されること ④IT機器の導入にあたっての助成制度を創設することである。これは単にノーマリゼーション社会の延長上で完成される受動的なバリアフリー環境の実現ではなく、限りなく能動的な誰もが使いやすい「ユニヴァーサルデザイン³⁰」環境の実現に向けて、国民、企業、団体、行政が協働して取り組んでいかなければならないことを意味している。

また、普及に向けた課題としては、障がい者向けのITの分野は、市場が小さいため、ITの開発者や提供者にとって大きな収益が見込めないこと、利用者の障がいの種類・程度により、必要となる技術が異

なることなどから、民間企業に対する動機が働きにくいなどが指摘されており、国による支援が求められている³¹。

障がい者にとってITは、趣味や社会参加など、一部の利用したい人だけが利用する道具ではなく、生活や仕事などのあらゆる局面において欠かすことのできない必需品であるとともに、能力障がいや社会的不利を克服する道具として今後益々期待されるものと筆者は考えている。

おわりに

本研究の目的は、多くの障がい者が希求する自立生活の中身を検討した上で、障がい者自らが主体形成に必要な支援技術とは何かということを示唆することであった。とりわけ第3章で述べた「IT活用による自立支援」は、障がい者が個々の自立生活に主体的に参画するための重要なツールであるとともに、今後最も普及が期待される支援であると考えている。

さて、障がい者が自立生活を確立していくためには身体的、心理的、社会的、経済的な自立もさることながら、それらを超越する目標的存在があるようと思えてならない。それは究極の全人間的、人格的自立を意味しており、これがいわゆる「生きがい」と呼ばれる至福感ではないだろうか。この境地をめざすには何よりも個人が自省に目覚め、社会と自らに対して各々の果たす「役割」を再確認する作業が必要である。それは、疾病、障害、生活困窮など生活支援を要するすべてのものを、普遍的な福祉理念と社会連帯思想をもって社会、個人の相互努力によって乗り越えていくこうとする発達課題でもある。

「役割を与えられたとき、人は輝く」惣万佳世子³²の言葉である。自立支援とはこの「役割」を見いだすために個人が辿っていく際に必要な「外部」からの「働きかけ」なのかもしれない。障がい者が自らの役割を見いだせるよう支援することの重要性を、援助者はより深く認識すべきである。

引用・注記

- 1 乙武 洋匡 「五体不満足」の著者 現在はスポーツキャスターも務める
- 2 鈴木 ひとみ 昭和59年8月、交通事故に遭い、頸椎を骨折 「車椅子の花嫁」などでテレビ出演
- 3 「エンパワメント実践の理論と技法」小田兼三／杉本敏夫／久田則夫 中央法規 5頁
- 4 80点も取ったのかと80点しか取れなかつたのかでは同じ80点でも大きく意味あいが異なる
- 5 「自立生活の思想と展望」 定藤丈弘 岡本栄一 北野誠一 ミネルバ書房 1993年 7-8頁
- 6 前掲書
- 7 「本人、仲間によるケアマネジメント」 自立生活問題研究所 谷口明広
- 8 Michael Lee Wehmeyer Ph.D カンザス大学特殊教育学部助教授
- 9 Wehmeyerは「自分の生活の中で何かを起こさせるきっかけとなる行為であり、外部からの過度な干渉を受けず、自分の生活の質にあわせて自由に選択や決定をすること」としている。
- 10 無人島で一人暮らしといった特殊なシチュエーションを除く
- 11 例えば、会社において「同僚」としては問題のない発言であっても「取引先」での交渉においては「上司の立場の発言をしないとトラブルになる場合がある。
- 12 古川孝順は「生活自己責任という原則は、もともとは市民革命による近代市民社会誕生の過程において、市民一般に普遍的に適用されるべき市民権的基本権のコロラリーとして確認されたものである。しかしながら、現実には市民権的基本権は一般的の市民、なかでも労働者階級に属する人びとにたいしては画餅に過ぎず、自助的自立という観念は庶民にたいしてはもっぱら生活の自己責任を追及する拘束的な装置として機能することになる。」と述べ、生活の自己責任が結局は市民にあるとすることを指摘、こと「介助」を前提とする障がい者に至っては画餅どころか眺めて楽しむことすらできない悲壯な

- 現実がある。
- 13 名古屋の社会福祉法人A J U授産施設「わだちコンピューター館」ではこの方式で利益を上げている。
- 14 Finkelstein,v,op cit 38頁
- 15 第1章「自立とは何か」を参照のこと
- 16 通産省 障害者・高齢者等情報処理機器アクセシビリティ指針 平成12年6月5日
- 17 ADA法（障害者差別禁止法）
- 18 館内に複数のスクリーンを持つ複合映画館のこと。シネコンの特長は、従来の映画館に比べ、①ゆったりとしたいすや音響効果に優れた機材を備えた充実した施設②ショッピングセンター（S C）に併設して出店し、買い物や外食のついでに利用できる③郊外の幹線道路沿いなど交通の利便性が高い立地——などが挙げられる。
1館あたり10スクリーン前後を持つ
- 19 映画館の高齢者・障害者向け割引制度。各映画館によって設定金額は若干異なるが概ね1000円（介助者も）
- 20 2001年5月22日、WHO（世界保健機構）の国際障害分類ICF（International Classification of Functioning, Disability and Health）
- 21 同上
- 22 2000年の時点でインターネット利用者は人口の30.6%を越えている。「インターネット普及率調査」日経が全国日本全国15歳以上の男女各1500人の合計3000人を対象に実施
- 23 総務省「平成12年『通信利用動向調査』」（平成12年11月実施。平成13年4月24日発表）
- 24 同上
- 25 ネットワーカーと呼ばれている。
- 26 清家一雄 重度四肢まひ者の就労問題研究会代表、『ワーキング・クオーズ』 編集部 "WORKING QUADS" HomePage 制作提供 (<http://www4.justnet.ne.jp/~seike/>)
- 27 前掲URL
- 28 身体障害者については、郵政研究所「身体障害者、高齢者に優しい情報通信の在り方に関する調査研究報告書」（1998（平成10）年1月調査）。
- 知的障害児・者については、郵政研究所「知的障害者・要介護高齢者に優しい情報通信の在り方に関する調査研究報告書」（1999（平成11）年3月調査）。
- 29 平成12年度障害者のために講じた施策の概況に関する年次報告について（平成13年版「障害者白書」の概要）
- 30 高齢者、障害者のみならず社会に暮らす人々誰もが使いやすい統合的環境デザイン
- 31 平成12年度障害者のために講じた施策の概況に関する年次報告について（平成13年版「障害者白書」の概要）
- 32 NPO法人「このゆびとーまれ（富山県）」代表惣万佳世子氏の言葉

援助関係を基盤とした事例検討(研究)会の進め方に ついての一考察

—社会福祉現場実習後の援助場面の事例を中心に—

A study of a case conference method for analyzing clients and workers relationships

: examples of clients and students communication from social work field practice

森 恭子

Kyoko Mori

<欧文抄録>

The relevance of case studies and case conferences is recognized by social work education and social welfare practice. This paper reviews the literature on the concept of case study and case conference and proposes a case conference method for analyzing clients-workers relationships in the context of social work education.

It is argued that most case conference methods are not well developed for examining clients and workers communication. Focusing on understandings of clients feelings and perspectives is a necessary part of providing good quality and relevant services, but there is little in the literature about how conferences should be carried out from such a point of view.

A new method is proposed that focuses on client-worker communication, that is straightforward to implement and that does not rely upon the abilities of the person in charge of the case conference. Examples from social work field practice are used to show how the proposed new procedure improves understandings of practice.

<欧文抄録の日本語訳>

事例検討(研究)や事例検討(研究)会の意義は、福祉教育および福祉の実践現場において広く認められている。本稿は事例検討(研究)の概念を整理し、社会福祉教育方法の一環として、援助関係を基盤とした事例検討(研究)会の進め方の方法を提案する

ものである。

従来の事例検討(研究)会の進め方は、援助場面を扱う事例を検討するには十分とはいえない。クライエントの感情や気持ちを理解することに注目することは、より質の高い適切な援助を提供するための必要な要素であるが、実際、このような視点から、事例検討(研究)会が展開されることを示した文献は少ない。

本稿の事例検討(研究)会の進め方の私案は、援助場面の事例に焦点を絞ったものであり、司会進行役の力量に頼ることのない、より簡便で、かつ討議する過程において事例の分析が深められるような進め方を考慮したものである。社会福祉現場実習後の援助場面を扱った事例を例として取り上げながら事例検討(研究)の進め方の展開過程を具体的に示した。

<和文及び欧文キーワード>

事例検討会 (case studies and case conferences)、
援助関係 (clients-workers relationships)、
クライエントの気持ちの理解 (understandings of clients feelings)

はじめに一問題の所在—

社会福祉士の国家資格制度が創設されて以来、社会福祉教育の中で専門的な知識や技術をより実践的に学生に身に付けさせることが重要視されるよう

なった。とくに「社会福祉援助技術演習」（以下、「演習」とする）の具体的中身や実践的な教育方法に関心が集まっているが、実際、教育現場においては試行錯誤でこれらに取り組んでいる⁽¹⁾。

近年は、「演習」に関するテキストも多く出版されているが、どのテキストでも共通に取り上げられている内容に「事例検討」あるいは「事例研究」がある。これらは「演習」だけにとどまらず、「社会福祉現場実習」（以下「実習」とする）教育とも密接に関わっている。学生が実習で体験した事例を教材として使用し検討することは、学生自らの様々な「気づき」を導き出しやすく、また机上の学問と現場の実践を結びつける絶好の機会として学習効果が期待されるものである。

他方、筆者は、現場の職員と事例検討会をする機会もあるが、事例検討は、職員が業務の見直しを図ったり、自分自身のふりかえりができたりといった様々な利点を提供できると感じている。

しかし「事例検討」ないし「事例研究」の重要性は認められているものの、事例を参加者とどのような手順で討議していくかについてはあまり明らかではない。実際、事例検討会の進め方の詳細を記述した文献は少ないので⁽²⁾、筆者は社会福祉学科の教員として、また現場の事例検討会の進行役として、どのように議論を進行すればいいのか、またそこから何を具体的な成果として明らかにすればいいのかについて苦慮している。一般的なテキストの類は、具体的な事例の詳細が示され文末に検討課題や演習課題が記述されているが、この場合は討論に沿ってどのように事例が分析され結論として何が導き出されるのかといった過程がわかりにくい⁽³⁾。あるいは、参加者の意見が詳細に記述されているものもあるが、この場合は参加者から様々な視点が提供される利点もあるのだが、切り口がバラバラであれば議論が分散しかねない⁽⁴⁾。また、後述するように、従来のインシデント方式では事例検討会の司会進行役の力量に左右される場合があり、もし力量不足の司会者ならば論点や意見が上手に整理されなかったり、事例から何が明らかになったか具体的に見えてこないまま終了となったりすることも懸念される。その

ため、筆者は司会者の力量にはさほど影響されない簡便な討議の進め方、そして尚且つ討議する過程において事例の分析が深められるような進め方はないかと考えてみた。とくに筆者の場合は、実習後の事後学習で学生が体験した援助場面を扱った事例を使用し授業を行っているが、その際に学生にとって単純でわかりやすい進め方がないかと模索した。

従って、本稿は、教育方法の一環として、援助場面による事例に焦点を絞り、どのような手順に従って具体的に討議を進めるかという事例検討（研究）会の方法の私案を提示するものである。

1. 従来の事例検討（研究）会の進め方への疑問

(1)事例検討（研究）の概念整理

事例検討あるいは事例研究はほぼ区別なく使用され、両者の共通点は多いが、やや違いがある。一般的に事例検討は、ある個別の「事例」についての捉え方や対応の仕方を検討することに重点を置くが、他方、事例研究は個々の「事例」を纏め、そこから「普遍的なもの」を導こうとするものと理解されている（山中、2001；乾、2001）。本稿では、前者の事例検討の意味合いを念頭に置いているため、以下、事例検討（研究）と記述する。

事例検討（研究）の進め方を議論する前に、近年の事例検討（研究）を扱った文献から、その概念を簡単に整理し、併せて本稿で扱う事例の性格について言及する。

事例検討（研究）は、尾崎の言葉を借りれば「事例検討は、複数の援助者が集まり、援助の経過、問題点、援助の進め方などを集団で討議する一つの機会である。」（尾崎、1992：p.115）ということができるが、個々の援助者が抱える悩みや疑問（「どう対応すべきか」、「このような援助で良かったのか」等）から、他の人の意見や助言を聞きたいことがその出発点にある（相澤、1998）。事例検討（研究）は、援助者の援助の質を向上させることを大前提としながら、援助者が問題解決を援助するためのさまざまな方法・技術を学んだり、事例に表れた問題の意味

や問題の背後にある隠れた事実などを発見する力を培ったり、そして援助者が自分自身を発見し再認識したりすることがそのねらいである。（石川、1991；尾崎、1992）。

それでは、事例検討（研究）で何を検討するのであろうか。通常、クライエントや家族の背景や問題点を論議し、その対応や援助の方向を検討していくことと理解されているが、尾崎はクライエントと援助者の「援助関係」を検討することを強調する（尾崎、1992）。彼は、社会福祉援助技術における「事例」とは「援助関係」とし、「クライエントは援助関係を活用することによって自ら問題解決をはかる。したがって最も重要なのは援助関係であり、主に検討すべきは援助関係である。」（尾崎、1992：p. 136）と主張する。私たちはしばしばクライエントの問題やその対応ばかりに目を向けてしまう傾向があるが、それ以前にクライエントと援助者の関係こそを真っ先に問うべきであるという彼の考えに筆者も同調する。そのため、本稿では、「援助関係」を重視した事例検討（研究）の進め方を意図している。また事例検討（研究）と事例検討（研究）会は、しばしば混同されるが、ここでは後者の会議の進め方を言及するものである。

一方、事例そのものは、事例の性質によって「援助プロセスを追った事例」と「援助場面による事例」に大別されるが、前者は、援助の展開過程を記した事例であり、後者は、援助の実際に起こった出来事や対人関係のやりとりの場面を題材にしたものである⁽⁵⁾。前述したように、「援助関係」を検討するといった文脈上、後者のほうがクライエントと援助者の関係が明確に記されていること、また筆者の場合は社会福祉現場実習の事後学習で、比較的学生が対象者との関わりの場面を事例として扱うことが多いという理由から、本稿では「援助場面による事例」を中心とした事例検討（研究）会の進め方を考える。

（2）事例検討（研究）会の進め方の問題点

事例検討（研究）会の進め方として、よく知られているものは、ハーバード方式とインシデント方式である⁽⁶⁾。前者は、援助プロセスの事例、後者は援

助場面としての出来事（インシデント）を扱う事例に適した進め方であるが、両方式とも、①まず、事例提供者が、予め事例に関するレジュメを作成し、それをもとに事例を説明し、②次に、参加者がその事例について、質問をしたり情報の確認の作業をしたりする。③そして、その事例に対する問題点の洗い出しと援助者の解決方法や対応の仕方について参加者が討議する、という手順を踏む（相澤、2001）。そこで最大の関心事は、③での参加者の討議がどのように進められるかということであろうが、白澤が提唱し広く普及しているケアプラン作成方法は、まさにこの③を踏まえた方法である。すなわち、まず参加者が「問題」、「ニーズ」を抽出し、それらに沿って、クライエントが「どうしたい（あるいはなりたい）と思っているか」といった望ましい目標をそれぞれ掲げ、そして各々に対する具体的対応や援助策が導き出されるといった手法であった（白澤、1992）。ここでは、「問題」というものが、「クライエントが困っている生活問題」ということに焦点が絞られていたので、具体的でかつ極めてわかりやすい側面をもっていた。しかし、援助場面を扱った事例については、このように「問題」を抽出することから出発するスタイルでは漠然とした討議となりかねない。例えば「クライエントと援助者の言動のやりとり」の中で参加者が「この事例の問題は何か」と問われた場合、参加者はそれぞれの価値を基準とした「問題」あるいは「問題でない」を発言するであろう。参加者から多様な視点を引き出すことも大事なプロセスの一つであるが、広範囲な「問題点」が列挙されることになりかねない。その場合、事例そのものが深められ分析されるかといった懸念があるとともに、抽出された広範囲な「問題」の数々が、KJ法などで共通項がグループ化され、有効な具体的方策が導き出されるためには、事例検討（研究）会を進行する司会者の力量がかなり問われるになると思われる。

2. 「クライエントの理解」から出発する事例検討（研究）会の進め方

そこで、進行役の力量に左右されることなく、単純でわかり易い事例検討（研究）会の進め方、そして討議の中で事例そのものが深められ議論の終わりには具体的な対応や方向性が明らかになっている進め方がないかと考え、以下私案を述べていきたい。ここでは、前述したように援助場面の事例検討（研究）にのみ焦点を絞っている。

事例検討（研究）会の進め方の最初の段階で何を突破口として議論を進めるのかといえば、筆者は、「問題」よりもむしろ「クライエントの気持ちの理解」（以下、「クライエントの理解」）に注目することが大事であると考えている。前述の尾崎の指摘から「（事例検討で）検討されるのは援助関係」ということを重視すれば、検討されるべきものは、援助者のクライエントへの関わりであるということができる。すなわち、事例検討（研究）では、クライエントではなく、援助者のはうが「まな板の上に載っている」（北島、2001：p.181）と考えるのであり、誤解を恐れずに言えば「問題」をもっているのは援助者側ということができる。従って、漠然と広範囲の「問題」が抽出されるのではなく、「援助者側の問題」ということに議論の的が絞られてくる。しかし、「援助者側の問題」は何かと問うても、それ自身大きすぎるテーマ（例えば援助者の生育歴をぶりかえる等）を含んでいる。そこで「検討されるのは援助関係」ということを踏まえると「援助者側の問題」を「援助者がクライエントの気持ちをどのように理解したか」という側面をみていくことに絞られ、討議もしやすいと考える。

尾崎は、援助者がクライエントを理解するときに、種々の異なるものさしをたくさんもち豊かにしていくことが「理解する技術」となると述べ（尾崎、1992、1997）、清水は、この考えを事例検討（研究）に取り入れ、事例を読む際の「対象者の理解」を重視している。すなわち、彼はできるだけ多くの物差しをもって、多くの角度からみるように努力して対象者の理解に努めることを挙げ、引いてはこれが、援助者自身を多角的にとらえるといった「自己覚知」を促すことにもなることを主張する（清水、2002：

P.195-6）。他方、宮崎は、学生の実習後の「対人援助場面」を分析・考察していく簡便な方法を開発しており、事例検討（研究）の具体的な方法の詳細を記述した稀なものとして注目に値する⁽⁷⁾。彼女は、実習生自身の一連のフィードバック過程と位置づけているが、その初期段階を「アセスメント」とし、『「実習生自身の言動」と「利用者の言動」に隠された「心のことば」の考察、そしてそこから推察される対象者理解にかかる診断的事項の検討』と表現している（宮崎、1996：p. 144）。

以上のように、最初に討議されるべきことは「クライエントの理解」であり、事例提供者を含め参加者全員でクライエントがその時なぜそのような言動をしたのかということを考えそれらを列挙してみる必要がある。このことによって、援助者の「クライエントの理解」のものさしの幅が拡がり「理解の技術」を身に付けることができる。そして事例がどこまで深められるかということは、ここでどれだけ十分に意見が出されるかにかかるだろう。

次の段階では、それぞれ抽出されたクライエントの気持ちに沿った形での各々の対応のあり方が考えられるだろう。宮崎は、その段階を「プランニング」とし、『（先の）アセスメントから導き出される対象者理解をもとに考え出された具体的戦略（専門的知識・技術との関連づけ）』の策定。そして「援助原則や諸技法」を当該サービス利用者や援助場面にふさわしいものとなるような日常用語によって置き換えてみる。（宮崎、1996：p. 144）と述べている。援助者がどのようにクライエントを理解しているかで、その対応も変わってくるが、そこで、援助者としての原則、価値、専門知識や技術に沿った形での展開が必要となってくるだろう。

「クライエントの理解」は、おそらく今更ながら言及すべきことでもなくむしろ当然のことであるし、一般的なテキストの事例検討（研究）では、演習課題やポイントとして必ず「クライエントの理解」は議論の論点の一つとして多くの場合取り入れられている。しかし、事例検討（研究）会でクライエントの気持ちが十分に考えられているのであろうか、また議論の中で、想像されたいいくつかのクライエン

トの気持ちが、それぞれ対応と結びついているのであろうかという疑問がある。筆者が知る限りでは、事例検討（研究）会においてクライエント理解とその対応を具体的に記述した文献がないように思われる。

3. 事例検討（研究）会の進め方の実際

以上のこと踏まえて、事例検討（研究）会の進め方の手順を＜図1＞に示した。これは、社会福祉現場実習終了後の事例検討（研究）会を念頭に置いたものであるが、実際、筆者は現場の職員（学童保育指導員）の事例検討会でも最近使用し始めている。

＜図1＞のステージ5とステージ6以外のステー

＜図1＞ 事例検討（研究）会の進め方一対人援助場面の事例を中心に―（森私案）

ステージ1： 事例提供者による事例の概要説明

- ・事例提供者は予めレジュメ作成しておく。
- ・レジュメには、クライエントに関する情報として、基本的属性、生育暦、家族構成、入所経緯、身体状況、性格、日常の様子、実習生との関係、他者との関係、その場面の状況説明等を記述する（知りうる範囲で書き、詳細は口頭で話す）。
- ・発表者は、クライエントの情報と場面に至る状況説明を話す。



ステージ2： 援助場面をロールプレイ

- ・ロールプレイすることにより参加者は場面へのイメージがしやすい。
- ・事例提供者自身がクライエントの気持ちをよりわかるようになるためにクライエント役になんても良い。
- ・ロールプレイ終了後、発表者が補足説明をする。
(例えば、クライエントの声はもっと怒鳴っていたなど。)



ステージ3： 事例提供者の事例に対する思いの説明

- ・この事例を提供した理由、その時の感情、クライエントへの思い、なぜそのような対応をした理由などを話してもらう。



ステージ4： 質問・確認および他の情報収集

- ・参加者から質問を受けたり、事例提供者の情報で不明確な部分の確認作業をしたりする。（実習生の場合は、実習先の施設でプライバシーの開示の制限などがあり、情報が少ない場合もある。）



ステージ5： クライエントの理解

- ・なぜクライエントがこのような言動をしたのかについて参加者は意見を出す。
- ・理解のものさしを増やすために参加者全員から意見を聞くことが大事。



ステージ6： クライエントの理解に則した対応

- ・ステージ5で抽出されたクライエントへの気持ちに沿った対応についての意見を出す。
- ・対応の仕方をソーシャルワークの価値、原則、技法と結びつける。
- ・個別の対応だけではなく、サービスや制度的対応も含めて検討する。



ステージ7：事例提供者へフィードバック

- ・以上、検討の終了後に、事例提供者に感想を尋ねフィードバックする。

ジについては、一般的な事例検討（研究）会の進め方でしばしば紹介されているのでここでは言及しないが、本稿では、ステージ5とステージ6をとくに強調したいので、具体的な事例（＜事例1＞、＜事例2＞）を使いながら説明をする。事例は、筆者の学生が現場実習で経験した対人援助場面の事例をプライバシーの関係を考慮し加筆修正したものである。

まず＜事例1＞を見てみよう。ここではAさんが頻繁にいろいろなモノを取って隠しているのだが、援助者が「痴呆だから」「またか」と思えば、それ以上は考えなくなるかもしれない。Aさんが、なぜ

そのような行動を取るのかということについて思いをはせなければ、「ダメですよ。」という一辺倒の対応のみが繰り返されるだけだろう。そこで、＜図1＞のステージ5（クライエントの理解）とステージ6（クライエントの理解に沿った対応）を踏まえて考えてみると、まず、事例検討（研究）会の参加者は、「なぜAさんはコップをかえさないのか」という理由や気持ちをいろいろ考えてみる必要がある。そして、抽出されたAさんの気持ちに沿った対応をそれぞれ考えてみなければならない。＜表1＞の左側の列にAさんの気持ちの例、右側の列にその対応の例を列挙してみた。

＜事例1＞ 特別養護老人ホームの対人援助の場面

（場所）食堂

Aさん：女性、85歳

家族構成：夫は既に死亡、息子が1人

入所経緯：入所して約1年

身体状況：痴呆症

特徴：収集癖があるようで、施設のものを勝手に自分の部屋に持ち込むことが度々ある。

日常の様子：日中はベッドで寝ているか、廊下を歩いて行ったり来たりしている。

他の利用者との関わり：他の利用者とはあまり話さない。

実習生との関係：ほとんど話したことがない。

昼食が終わり、職員や実習生が利用者の食器を片付けはじめる。

実習生 「Aさん、食器を片付けますから、そのコップを私に下さい。」

利用者A 「ダメ。これは私のもの。」と言って手にしっかりと握って放さない。

実習生 「それがないと困るので、出してください。」

利用者A 「ダメ」

実習生 （無理やりコップを取ろうとする。）

利用者 「何するの！」（実習生の手を叩く。）

実習生 「あとでまた来ます」

利用者 「・・・」

<表1> 事例1についてのステージ5とステージ6の例

ステージ5 (クライエントの理解)	ステージ6 (クライエントの理解に沿った対応)
Aさんはまだ何か飲みたい。	「まだ何か飲みたいのですか」、「お水をくんできましようか」と声をかける。
Aさんはコップを必要としていた。	「コップを使われますか？」と声をかける
Aさんは本当に自分の物と思っている。	Aさん専用のコップをつくる。
Aさんは自分の持ち物が欲しい。	施設での所持品について調べてみることができる。もしかしたら、ほとんどAさんの「モノ」(所持品)がないのかもしれない。そうであれば、何かAさんの私物を増やすということで安心するのかもしれない。
Aさんの家は昔、経済的に貧困だったので、ものをよく取ってきた。例えば、レストランで、紙のおしごり、つまようじ、トイレットペーパー等を取ってきた。	Aさんの生育歴をケース記録を通してみる。それによって、もっとAさんへの理解が深まるかもしれない。 もし、経済的に貧しかったのであれば、Aさんの周囲にAさん専用のモノをたくさん置くことによって安心するかもしれない。
Aさんは切手集めのように、収集することが好きだから。	別のもの(Aさんの興味のあるもの)を探して、収集の楽しさを味わってもらう。
ここを自分の家と思っているから自分のものと思っている。	食堂をAさんの家の食卓と仮定し、援助者がAさんの家で家事手伝いをしている者として紹介する。 例えば「Aさんの食器を洗いにやって来ましたお手伝いです」と言う。

Aさんへの理解がどれだけ深められるかによって、対応の仕方もバリエーションがあることがわかるであろう。言葉かけを変えてみるといった個別的なミクロレベルでの対応から、施設そのもののサービスや仕組みの検討（例えば事例1では施設の所持品の制限について考えてみる）などのメゾ、マクロレベルへと発展する対応まで幅が広い。どの対応がAさんにとって、安心で快適な生活を導くものなのかは、事例検討（研究）会の時にはわからない。現

場の職員の場合は、その後、次回Aさんに接するときに、以上の対応をいろいろ試してみることが必要となってくる。学生の場合は、次回の実習やボランティア等の対人援助の場面で留意することとなるだろう。あるいは、宮崎は、彼女の考案した事例検討（研究）の方法の展開・分析過程（宮崎、1996：p. 148）において、検討後に学生にロールプレイング方法で行動化させて新たな対人援助の体得を目指すことを提案しているが、それも一案といえる⁽⁸⁾。

<事例2> 児童養護施設の対人援助の場面

(場所) 入浴場

Bくん：男児、6歳

特徴：反抗的である。攻撃的な言葉を投げかけたり、暴力をふるうときもある。

しかし、突然やってきて甘えるときもある。喜怒哀楽が激しい。

他の者との関わり：他の子どもたちとも時々けんかをする。

実習生との関係：毎日言葉を交わしていたが、この場面のあとから話さなくなった。

子どもが入浴した後、からだを拭いていた。Bくんのからだを拭こうとしたときであった。

実習生「はい、Bくんの番だよ」

Bくん つばをかける。

実習生（腹がたったが怒りをおさえて）「なぜそんなことをするの？」

Bくん「ハハハ」（と笑う）

実習生「そんなことされたら嬉しいと思うの？」（少し怒って言う。）

Bくん「うん。僕は嬉しいよ。」（あっけらかんと言う。）

実習生「あっ、そう」（と投げ捨てるように言い、その後は黙っていた）

Bくん「・・・」（黙っていた）

次に<事例2>をみてみよう。

事例2も、Bくんのことを、「反抗的な子ども」として的一面だけを見ていれば、彼に対する対応は彼の行動を抑えつけるということになりかねないで

あろう。そこで、彼がなぜつばをかけるのか、「嬉しいよ」と言ったのかということを考えてみることが必要になってくる。<表1>同様に、<表2>に彼への理解と対応の例を列挙した。

<表2> 事例2についてのステージ5とステージ6の例

ステージ5 (クライエントの理解)	ステージ6 (クライエントの理解に沿った対応)
Bくんは、実習生に構ってもらいたい、コミュニケーションをとりたいと思っているが、どのような手段がいいかわからず、つばをはいた。	Bくんが気持ちを攻撃的な行動ではなく、言葉で表現できるように援助していく。Bくんとの関わりを増やす。
Bくんは、わざと悪いことをしてみて、実習生がどのような反応をとるかみてみたい。	「怒る」というBくんが期待していた反応とは違う反応で相手に返してみる。
Bくんは虐待を受け、人間関係の形成が上手くできていないため、反抗的な態度にでるのかもしれない。	Bくんの生育歴をケース記録を通してみる。それによってBくんへの理解がより深まるかもしれない。 もしBくんが虐待児であれば、虐待の上塗りをしないように注意しなければならない。
Bくんは、実習生が嫌いだから困らせたい。	実習生自身がBくんに今までどのような対応をしてきたか振り返ってみる。過去に実習生との嫌な思い出があるかもしれないで調べてみる。あるいは、Bくんの好きな職員の行動を観察する。
Bくんは、つばが口の中にたまっていたが、浴室の中で吐き出すことができなかった。	「口の中で大変だったね」と言葉をかける。 ちり紙などで口を拭く。
Bくんは、つばをはいたことを悪いと思ったが素直に謝ることができず「嬉しい」と言ってしまった。	「素直じゃないんだから」と言って笑って次の話題にうつる。（Bくん本人は本当は悪いと思っているだろうからそれ以上追求しない。）

「相手につばをはく」といった行為は通常許されなければならないので、悪い行為については「つばをはくことはいけないよ」と援助者は言い続ける必要があるだろう。しかし、そのことのみだけを執拗に追い続け、援助者側が子どもの攻撃的な行動を力で厳しく押さえつけることに対応が集中してしまうことは避けるべきである。とくに虐待児の場合は、施設での厳しいしつけが虐待を上塗りさせてしまい、さらに子どもの心理的外傷が加えられることとも危惧される。児童福祉施設の場合、虐待児の特徴とその対応及び発達年齢に応じた対応（例えば幼児に詳細な言葉による対応をしても幼児の理解度が十分でない等）も考慮しなくてはならない。

おわりに

演習の授業及び現場の事例検討（研究）会では、事例提供者（および参加者）は、こんな時どう対応すればいいのか、というマニュアル的な答え、すなわち「正解」を求めてくる。そこで筆者がいつも思うことは、「正解」かそうでないかはクライエント個別に違うということである。周知のとおり、ソーシャルワークの原則に「個別化」が謳われているが、事例検討（研究）会という集団討議の場でもっと「個別化」が検討されていいのではないかと思う。すなわち、事例の「問題」の洗い出しそりはむしろ、まずクライエントの気持ちをいろいろな角度から考えてみるとといった「クライエントの理解」が十分に議論されなければ、その対応は違った方向に展開されてしまうのではないかという懸念があった。事例検討（研究）会が集団でなされる意義は、まさにクライエント理解のものさしをたくさん身に付けることができる良い機会であると考える。

施設でのソーシャルワークを考える時に、施設内の援助場面での対応はきわめて重要となってくると思う。しかし、学生の実習終了後の事後学習で、筆者は学生が体験した対人援助場面での事例検討（研究）会をするのであるが、その際、施設で利用者の援助場面を通した利用者理解及びその対応が十分なされていない印象を受ける。また、筆者は学童保育

指導員の事例検討会にアドバイザーとして関わっているが、指導員の子どもや親に対する気持ちへの理解を深めていく必要性を実感している。そのため、今回それに執拗にこだわった事例検討（研究）会の進め方の私案を提示することになった。しかし、まだまだ不十分な点が多く検討、改良の余地がたくさんある。例えば、この私案はミクロ的な対応が基本となりがちなので、サービスや制度への変革といったメゾ、マクロ的な対応へどのように発展させていくのかということ、また、対応をソーシャルワークの原則、価値、技術とどう関連させていくかということそして、ここから新たな理論をどう構築していくかということ（根本、2000）等の点が課題として残されている。今後、教育および実践現場での事例検討（研究）会を通して、これらの課題を考えていきたいと思っている。

＜註＞

- (1)日本社会福祉学校連盟の後援によって、財団法人安田生命社会事業団の主催で、『社会福祉教育研修講座－「社会福祉援助技術」に関する教育方法の開発』が、主に教員を対象に2000年から開始され毎年1回実施されるようになっている（現在では『ソーシャルワーク実践教育研修講座』と改称され、日本社会福祉士養成校協会が主催である）。そこでは、現教員が、社会福祉援助技術演習の模擬授業を行うなどして教育方法が議論、検討されている。
- (2)事例研究会の具体的な方法を詳細に記述したものとして岩間(1999)の大著がある。
- (3)ここではすべてのテキストを列挙しないが、例えば相澤・津田編(1998)や川田他編(2002)『改訂社会福祉援助技術演習』みらい、のテキストの「第二部事例研究」等にみられる。
- (4)岩間(1999)および雑誌『ソーシャルワーク研究』で毎回掲載の「誌上事例検討会」などがある。
- (5)相澤・津田編著(1998、2001)では、「援助プロセスを追った事例研究」と「援助場面による事例研究」に明確に分けて事例を記載している。

- (6)インシデント方式の事例研究会の進め方については、吉沢(1996)に詳しい。雑誌『ソーシャルワーク研究』で毎回掲載の「誌上事例検討会」ではインシデント方式が応用されている。
- (7)宮崎は、実習終了後の学生の事例検討会だけではなく、個別指導も含めた事例の分析過程を提案している。
- (8)個別援助を意識したミクロレベルでの対応には適当であろうが、メゾ、マクロレベルでの対応については困難さがあるだろう。

<参考文献>

- ・相澤譲治「第1章 事例研究の意味と進め方」相澤譲治・津田耕一編『事例を通して学ぶ社会福祉援助』、相川書房、1998、pp. 3 - 12 .
- ・清水道生「事例から学ぶ」川田聰音、水野信義、山口みほ、杉山章子編『改訂 社会福祉援助技術演習』みらい、2002 ,pp. 192 – 200 .
- ・尾崎新『社会福祉援助技術演習』誠信書房、1992 .
- ・北島英治「第Ⅲ部 1 事例研究の意味と方法」社会福祉教育方法・教材開発研究会編集『新 社会福祉援助技術演習』中央法規、2001, pp. 171 – 186 .
- ・尾崎新『対人援助の技法』誠信書房、1997、75 – 80
- ・津田耕一、相澤譲治「第1章 事例研究を学ぶにあたって」津田耕一、相澤譲治編著『事例研究から学ぶソーシャルワーク実践』、八千代出版、2001 、p. 3 – 16
- ・石川到覚「大学教育における事例研究の実際」『ソーシャルワーク研究 17』, 1991,pp. 86 - 98 .
- ・宮崎法子「事例研究の方法 I」『社会福祉援助技術演習』p. 144 – 146 、相川書房、1996
- ・岩間伸之『援助を深める事例研究の方法：対人援助のためのケースカンファレンス』ミネルヴァ書房、1999 .
- ・中山康裕「事例検討と事例研究」『臨床心理学特集 事例研究』第1巻第1号,金剛出版、2001 , 17 – 20
- ・乾吉祐「事例研究－力動的な視点から－」『臨床心理学 特集 事例研究』第1巻第1号,金剛出版、2001, 28 – 34
- ・大野博之「事例研究－行動科学的な視点から－」『臨床心理学 特集 事例研究』第1巻第1号,金剛出版、2001 , 35 – 40
- ・吉沢勲「事例研究の方法 II」『社会福祉援助技術演習』p. 144 – 146 、相川書房、1996
- ・根本博司「理論構築のための事例研究の方法」『ソーシャルワーク研究』Vol. 26 No. 1 , 2000 , p. 11 -p. 18
- ・白澤正和編『ケースマネージメントの理論と実際』中央法規出版、1992

生活場面面接の視点を取り入れた実習指導の試み

Case Study of Fieldwork Training Supervise for Social Work Practice by Introducing The Viewpoint of Life Space Interview

永野 なおみ

Naomi Nagano

欧文キーワード

Fieldwork Training for Social Work Practice、
Life Space Interview、Self-Awareness

和文キーワード

実習指導、生活場面面接、気づき

[欧文抄録]

Life space interview is the valid concept to improve the quality of fieldwork training for social work practice in college and is progressing the study for the various on-the-job stages. By introducing the viewpoint of life space interview in fieldwork training supervise, it is possible for the student to acquire the extensive understanding of the social work and to deepen the conscious of shouldering social welfare in ex post facto learning. This paper deals with the significance of life space interview through an example of ex post facto learning after field training.

[和文抄録]

生活場面面接は、様々な実践現場で研究が進められているところだが、大学での実習指導の質を高めるためにも有効な概念である。実習指導の中に生活場面面接の視点を取り入れることで、学生のソーシャルワークに対する幅広い理解や、社会福祉の担い手としての意識形成を促す事後学習が可能になる。本稿では、実習の事後学習の一例を通して、生活場面面接の意義について述べる。

1. はじめに

しばしば耳にする「福祉は人なり」という言葉は、社会福祉がその担い手である「人」を重要視してきたことを現わすものと思われる。しかしその「人」の養成のあり方が議論され、整えられるようになってきたのは、比較的最近のことと、一つの契機となつたのは、1987（昭和62）年の社会福祉士法及び介護福祉士法である。国家試験の受験資格を取得するための指定科目が定められ、これに対応する形で大学や養成校での教育カリキュラムが整備されてきた。専門職養成のあり方については、社会事業学校連盟や社会福祉士会等の団体や教育、実践の現場で、現在も議論が続けられている。

しかしこの指定科目を履修することと、社会福祉実践にふさわしい能力を備えた援助者になることはもちろんイコールではない。殊に社会福祉の価値をどう理解し、育ててゆくかは、大きな課題である。

また社会福祉士の受験資格は、4年制の福祉系大学の卒業生を中心に想定されていることから、特に短期大学の場合は2年間で指定の13科目と社会福祉援助技術現場実習、社会福祉援助技術演習を履修する余裕のないカリキュラムにならざるを得ない。高校卒業後間もなくから多くの専門科目の講義を集中的に受ける中で、社会福祉を学ぶ学生としての意識や援助者としてのアイデンティティをどのように育ててゆくかについて、検討が必要と思われる。そのための核となる科目として、社会福祉援助技術

現場実習と社会福祉援助技術演習は重要な意味を持っている。

本稿では、現場実習の事後指導の中に生活場面面接の視点を導入することで、実習の価値を深めると共に、学生個々の社会福祉に携わる者としての意識形成を促してゆくことを目的とした試みについて述べてみたい。

2. 社会福祉援助技術現場実習の目的

社会福祉援助技術現場実習は、様々な社会福祉援助活動がどのように行われているかを、実践の場で体験的に学習する貴重な機会である。社会福祉援助の基本的な視点を講義で学ぶことに加えて、実習によってそれが実践にどのように生かされているのかを確認し、自分自身のものとするのである。社会福祉援助技術現場実習は多くの目的をもって行われるが、筆者の勤務する短期大学では実習の事前学習で、テキストから学生に以下のように指導している。(米澤 1999)¹

社会福祉現場実習の目的

- ① 社会福祉の各分野への統合を深める
- ② 知識・技術の実践的統合
- ③ 職業倫理を身につける
- ④ 福祉専門職への自覚を高める
- ⑤ 実践体験の概念化・理論化の訓練
- ⑥ 社会福祉の政策動向、実践動向を学ぶ

具体的学習目標

- ① 実習施設・機関の組織・機能・運営方針を理解する
- ② 実習施設・機関に働く職員の職種や勤務を理解し人間関係の形成について学ぶ
- ③ 実習施設・機関のサービス利用者の日常生活や福祉ニーズを理解する
- ④ 家族・親族などとの連携や支援を理解する
- ⑤ 援助能力・援助関係を育てる能力を養う
- ⑥ 自己覚知を高め、専門的自己像を育てる
- ⑦ 関連する専門職への理解を深め、連携の仕方を学ぶ

⑧ 地域社会における実習施設・機関の位置付けを理解する

学生はこれらを念頭に置き、さらに自分自身の関心に基づく課題をもって実習に臨むことになる。しかし短期大学の場合、実習前に各自の関心が十分に深められているとはいえない学生も多い。また初めて現場に出る機会となることから、まずは社会福祉の利用者がどのような生活を送っているのかを理解し、その方々との関係を築くことを当面の目標とし、その上で専門職として必要な資質を体得してゆくことをを目指した指導を行っている。

3. 生活場面面接の概念

生活場面面接は、今日社会福祉援助技術の中で注目されつつある面接技法であるが、まだ明確な定義がなされてはいるとは言えず研究の途上にある。社会福祉の各種事典や用語集などにも取り上げられるようになってきているが、まだすべてというわけではない。

『社会福祉実践基本用語事典』(久保 1993)²には、「生活場面面接」の考え方は、構造化されていない普通の場面での会話、つまり『ちょっとしたことばかけ』や『立ち話』のようなあまり『本来的なもの』とみなされてこなかった会話に意味を付与し、根拠を与えるもの」とされている。

面接とは、「目的を持った会話」であるとされてきたが、久保はそれを構造という点で整理した。面接の構造とは、①時間（時間の長さ、時間が決められているということ）、②期間（回数の頻度、期間が決められているということ）、③場所（普通は面接室、場所が予め決められているということ）、④費用等で、約束事や禁止事項に関するソーシャルワーカーとクライエントの間の契約であるとしている。(久保 1991)³

これらの条件を有する面接を、久保は構造的面接とし、面接室で予め時間や期間が決められた上で、契約にもとづいて行われるものとしている。そしてこれらの条件、すなわち面接の構造がゆるやかな面

接を構造化されていない面接として区分した。生活場面面接は、この構造化されていない面接の典型である。

面接構造からみた特徴として、生活場面面接は伝統的な面接室という特別の場としての空間から抜け出していること、「毎週1回、50分程度の面接」というような予め予約された時間や期間の設定がなく、その場、瞬間などの用語が用いられるように、概して面接の時間は短く、時間や期間も決めていないこと、空間、時間、契約といった「構造」がゆるやかでルーズなところがむしろ特徴であることがあげられている。

そもそもはレドル（F, Redl）が提唱した「生活場面面接」（Life Space Interview）がその原点とされ、情緒障害児を対象とした施設で、問題行動が起こった「その時その場での」（here and now）治療的働きかけとして、考え出されたものである。「情緒的なファーストエイド」（Emotional First Aid）を、その場で提供することを機能のひとつとしてあげている。久保は、「レドルは『集団生活の現実から起る深刻な問題をその場で処理していくための短い個人的接触』という意味でこの言葉を用いた。」としている。（久保 1998）⁴

しかし我が国ではそれとは別の観点で、日常の様々な場面で行われる会話に専門的な意味付けを行うという考え方で、幅広く生活場面面接を捉えるようになってきている。ソーシャルワークの現場では、従来様々な場面で多様な利用者へのはたらきかけが行われてきたが、それは必ずしも専門的な対応とみなされてこなかった。面接を面接室での構造化されたものに限定する捉え方が根強くあり、それ以外の廊下や待合室での会話や、食事や入浴等の介護の場面での言葉かけなどは、単なる日常会話に過ぎないとして軽視してきた。その日常的な援助に焦点をあて、生活の場での面接技法としての視点を与えることが、生活場面面接に期待されている。

4. 生活場面面接に視点を置いた実習指導の検討

以下に生活場面面接の視点を入れた実習の事後指導の例をあげる。これは平成13年度に5週間の実習を行った学生に対して試みとして行ったものである。この学年では、実習指導と援助技術演習のクラスが同じ学生で編成され、筆者の担当クラスは全員が知的障害者更生施設を実習先としていた。また実習指導と演習が連続して行われる時間割であったため、実習の振り返りを演習の中でも事例研究の形で取り入れていた。

実習前の学習では、生活場面面接の考え方や面接のロールプレイを中心に学習し、また実習後は各自の経験をもとに実習場面の再構成を行い、それを分析したりまた題材としてロールプレイを行うことで、実習の理解を深めたいと考えてきた。

以下に紹介するA君の事例は、事後指導にとって最適な事例というよりは、知的障害者施設での実習で、このクラスの学生が体験してきたこととして、もっとも共有しやすいという理由で選択したものである。

(1) 知的障害者更生施設での実習から

～A君の事例

A君は、自ら希望して知的障害者更生施設で5週間の実習を行った。実習を終えての感想は「実習はとてもよい経験で、利用者の方たちと心を通わせることができた。それは援助者としてではなく、友人として彼らに接したから可能になったことである。面接について事前に学習はしたが、現場では特にそうした機会はなかった。自分は常に友人としての対応を心がけていた。」というものだった。A君は利用者の方たちと友人関係を築けたことで実習に満足しており、自分自身の実習に対する評価も高かった。

彼は以前から、知的障害のある方たちの生活に関心は持っていたが、特に接点のないまま実習を行っている。ボランティアとして経験していたのは、高齢者施設の夏祭りの手伝いや募金活動などで、施設に定期的に通うなどして利用者と接する機会はこれまでなかった。

十分にコミュニケーションがとれない利用者に対して、様々なはたらきかけを行い、よい関係を築い

たことが自身の実習の評価を高めているが、A君は自分自身の立場についてきちんと認識できていなかった。どのような立場での「よい関係」なのか、その点の整理が必要と思われた。

実習先の施設では、「援助」ではなく「支援」を行うことを職員の方から指導されており、「メンバー」と呼ばれる利用者の自主性ができるだけ尊重することを初日から強く言っていた。そこでA君は、利用者と同じ高さの視線を意識して実習に臨んだが、「支援」を行う立場を友人としてのそれと受けとめている。利用者との距離が縮まり、親しい間柄になれることで満足し、そこに援助者としての視点を持つことを十分理解できていなかった。そのことに彼自身が気づくために、以下のような事後学習を行った。

a. 実習中に最も心に残った場面を思い出して書き出してみる。

まず実習中特に印象深かった場面を思い出してみるよう言い、A君は全般的に利用者と楽しく過ごせた中で、例外的にうまく対応できずに困った場面をあげた。実習記録を頼りにしながらも、はじめは断片的にしか書けず、この段階では教員が時間をかけて話を聴き、質問をはさみながら話を整理して、A

実習中最も心に残ったこと（困った場面）

実習が始まって2週間が過ぎた頃のことである。施設の中では比較的障害の重い男性利用者のグループで、空き缶つぶしの作業に入っていた。これは、近隣などから集めてきたアルミ缶を、保管しやすくするためにつぶすという、非常に単調な作業である。しばらくするとSさんが、作業にあきたのかその場を離れてしまった。作業にもどってもらおうと、何度か声をかけてみたが、効果がなかった。逆にSさんは、自分に対し「嫌いだ」と大声で叫び、周囲の利用者や職員がこちらを見ていた。障害のある方とわかっていても、自分は気分が悪かったが、それを押さえて対応した。Sさんの機嫌が直るといよいいう気持ちもあって、Sさんの代わりに自分がその作業をしてあげることにし、一生懸命に空き缶をつぶし始めた。自分は友人としての関係を築いていると思っていたので、ここでSさんをカバーしてあげたい気持ちもあった。やがてSさんはまたもどってきたが、自分を無視して作業に集中していた。Sさんの方から、さっきのことをわびて声をかけてきてほしいと思っていた。

そこで職員の方がSさんに声をかけると、すんなりと作業にもどり、一生懸命にやり始めた。後で職員の方から、利用者の仕事をとってしまっては意味がない、声かけのしかた等ももっと工夫してみると注意を受けた。

その日の午後、同じようにSさんは持ち場を勝手に離れてしまった。今度は、Sさんの考えていることを知りたいと思い、Sさんにしばらくつきあうこととした。少しあたりと一緒に歩き、Sさんがまた持ち場近くにもどってきたときに声をかけたら、素直に作業にもどってくれた。自分はこのとき、Sさんとの間に関係が築けたように思った。そしてそのためには自分の指示を理解してくれたのだと思った。

君は以下のような経験を書き出した。

b. 振り返りのためのシートに沿ってこの場面での対応を分析する。

続けて以下のようないシートを用意し、この場面の前半部分をさらに詳しく記録する作業を行う。クラスの中に5、6人の小グループをつくり、そのグループで作成するようにしたが、学生の力だけでは十分な分析ができなかっただため、途中教員が入って意見をはさみながらまとめている。またこの時点では、「援助者としての視点・思い」についてはふれずに、

実習中最も心に残ったこと（困った場面）

その場面で起こった出来事、利用者の発言・行動など	その出来事に対して自分が考えたこと	自分の発言・行動	援助者としての視点・思い
Sさんが空き缶つぶしの作業にとりかかったが、飽きたのかすぐにその場を離れて行ってしまった。	作業をさぼるのはよくない。注意して、なんとか作業にもどってもらわなければならぬ。	Sさんの座っているところに行き、「Sさん、まだ休憩時間ではないですよ。もう少しがんばってやってください」と声をかける。	利用者に作業をきちんと遂行する力をつけてほしい。
声をかけたのに、返事をしてくれない。	自分の言うことをきく気持ちがないようだ。でもこれまで、いつも素直に自分の指示に従ってくれていた。どうしたのかな。	Sさんの肩に手をかけて、「さあ、また一緒に空き缶つぶしをやりましょうよ」と言ってみる。	作業に興味を持てるようはたらきかける。
自分の手を払うようにして、横を向いてしまう。	気を悪くしてしまった。体にさわられるのが嫌だったのか。嫌われてしまったのかもしれない。でもここで強い態度を示さないと、作業をしなくてもよいと受け取られては困る。	Sさんの顔の方向に回り、「Sさん、いいかげんにして下さい。サボってはダメですよ。」こわい顔をして、強い口調で言ってみる。	作業は大事なことで、勝手に持ち場を離れてはいけないと理解してもらう。
突然「嫌いだ」と大声で言われる。	「えっ…。なんでそんなこと言われなくちゃいけないんだ。悪いのはSさんなのに。」	むっとして、黙ってしまう。気分を害したことを顔に出していた。	なし。素の自分になっている。
何も言わずにじっと立っている。	気持ちを落ち着けて、Sさんの隣に立って、しばらく様子をうかがう。	Sさんの行動を見守り、チャンスがあれば作業にもどるよう言いたいが、どうしたらよいのか。	利用者の意思を尊重している。
自分の方を見てくれたが、全然動こうとしない。	作業に戻る気はないようだ。やはり嫌われてしまったようだ。	「じゃあ私がSさんの分まで、やっておきますね。」	これは援助なのか？
どこかにふらふらと歩いて行ってしまう。	今まで仲良くやってきたのに、何が気に入らなかっただろう。残念だ。自分が代わりSさんの作業をやっておこう。	Sさんのしていた空き缶つぶしを、一生懸命に行う。	これは援助とはいえない。
またこちらにもどってくるが、少し離れてじっと見ている。	Sさんは作業のことが気になっているのかな。でもここでまた声をかけても同じことになるし、放っておこう。さつきあんな態度をとったことの罰だ。	作業に集中し、そのまま昼まで黙々と行う。	利用者に対して感情的になってしまっている。
職員がSさんに作業にもどるように言うと、笑顔を見せすぐに持ち場に戻ってきた。	なぜ職員の言うことなら、素直にきくのだろう。自分が無視されたようで不満を抱くが、顔には出さないようにした。	もどってきたSさんに持ち場を譲る。「それじゃあ、しっかりやってくださいね」と声をかけて、仕事ぶりを隣で見守ることにする。	自分の感情を押さえて、Sさんのことを思いやる対応をしている

場面の再構成のみを行った。シートにあるのは、この後行ったグループ内での話し合いによるものである。

c. その場面で自分自身がどんな意識（援助者としての意識）を持って、利用者に対応していたかを振り返る。

小グループで上記をまとめた上で、それぞれの発言や行動について、実習生A君の援助者としての意識を考えてみた。上記の表でのA君の対応のひとつひとつに、どのような「援助者としての視点・思い」があったのか、またなかったかについて、学生が意見を出し合った。

A君自身は、自分は友人としての対応を常に心がけて行っていたことから、援助者としての意識はあえて持たないようにしていたと言う。A君にとっては施設で指示された「支援」ための態度は、友人としての立場で行われるものと理解されていた。

果たしてほんとうにそうなのかを、グループの中で話し合い、確認していくところ、学生たちはA君の言動の中に、援助者としての意識や専門性に基づいた考え方を見出した。グループの中からは、A君が友人として考えているというSさんに対して、能力の向上をはかるための声かけや見守りが行われていることが指摘され、それは明らかに援助者としての対応ではないかという意見が多く出された。

自分の感情が勝ってしまうこともままあったが、基本的な態度は援助者としてのものであり、この小さな一場面においても利用者の自立に向けた意図的なかかわりがあることを発見して、学生は自分たち自身の中に社会福祉の専門性を一部分とはいえ持ち始めていることを認識する。そのことは、彼らがこれまで社会福祉を学ぶ中で言われつづけてきた価値、知識、技術が一体化しつつあることの現われであると言える。

それはA君にとっては意外なことではあったが、グループの中でそれぞれの発言や行動についての分析が進められる過程で、実は自分の中に無意識のものにせよ、利用者に援助者として専門的に対応しようとする姿勢が存在していることを確認していく。それは他の学生たちにとっても、自分の実習体験を

振り返り同様の意味付けを行っていく作業となつた。

またA君はこの後、職員から注意を受けている。利用者の作業を、実習生が代わりにやっては意味がないこと、利用者へのはたらきかけができるだけ工夫してみるように言われている。そのことと合わせて、この振り返りの作業で、利用者の機嫌を損ねたり、それまでに築いていた利用者との関係（仲のよい友人のような関係）を壊すことを避けようと、自分が必死になっていたことに気づく。初めての実習であるため、目的のひとつに利用者との信頼関係を築くことをあげていることにふれたが、学生たちはこの関係をこちらが考える以上に重く受けとめる傾向がある。利用者との関係は重要なものだが、あまりにそれにしばられては、本来の援助のあり方を見失ってしまうこともあるのだという気づきも、学生たち自身が得たものであった。

5. 考察

上記の事後学習指導から、以下のような考察を行った。

(1)社会福祉の担い手としての意識形成

学生たちは実習中、慣れない環境の中でたいへん忙しく、日々の実習プログラムに追われて過ごすのが常である。その慌しさも手伝って、施設・機関の職員や利用者とのやりとりについては注目するものの、自分自身の対応の意味を吟味する機会を十分に持てない。実習終了後に、これを改めて生活場面面接の視点で見直してみると、そこに社会福祉の担い手としての成長の跡を見ることができる場合が多い。またそれを見出すことが難しい場合でも、何気ない言葉かけや立ち話にもしっかりととした専門性が必要とされることを理解する一助となる。

上記の事例では、A君本人はそのような意識を持っていなかったにせよ、学生たちはそれまで自分たちが学んできた社会福祉の価値や、専門性といったものの片鱗がSさんへの対応の中にのぞいていることに気づいている。それは、学生にたくさんの講義や演習によっては実感できなかった、つかみどころのない社会福祉についての、初めての手ごたえと言

ってよいのではないだろうか。自らの学習深度がどの程度のものかを、知る機会ともなる。そこに社会福祉の担い手としてふさわしい態度や考え方方が育つつあることを確認することができれば、これまでの学習が自らの血肉となっていることを実感することが可能である。そしてこれをステップとして、社会福祉の専門職として学んでいこうという思いを新たにすることができるのではないだろうか。

こうした意識形成を促すための一つの手がかりとして、実習指導の中に生活場面面接の考え方を取り入れていくことには意義があると考えられる。

(2)ソーシャルワーカーの行う面接とは何かを再認識する

学生はしばしば、実習に行ってみたら、普段大学で学んでいるような「面接」の場面には立ち会うこととなかった、ソーシャルワークの実習にならなかつたと訴えてくる。ソーシャルワーカーの業務は、面接が主体であるという認識を抱きがちな学生にとって、特に生活施設での実習はそれまでのイメージを覆すものなのだろう。実習を終えてもなお、学生にはソーシャルワークとは相談援助活動であり、それはすなわち面接を中心とした仕事であるという偏った理解が非常に目立つ。

しかし面接室での面接だけが専門的な援助なのではなく、日常生活の場面で行われる様々なはたらきかけにも、実はしっかりと専門性が土台にあり、ソーシャルワークとしての意味を持つ活動であることを、学生は学ばなければならない。実習中に得た体験を振り返り分析する作業では、その場面にどのような焦点を当てるかが重要である。そこに生活場面面接の視点を示すことで、学生は面接という援助方法の奥行きの深さや、ソーシャルワーク業務の幅広さを実感することが容易になる。

6. おわりに

ソーシャルワークの援助活動は多岐にわたり、非常に幅の広いものであるが、そのひとつひとつに意味があることを学生が理解するためには、生活場面面接の視点での振り返りは有効な方法であると考え

られる。今後もこれを事後学習の中に取り入れ、実習指導の質を高めてゆきたい。

注

- 1 米澤國吉(1999)『改訂 福祉実習ハンドブック』 中央法規 p 8 ~ 14
- 2 久保紘章(1993)『社会福祉実践基本用語事典』(改訂版) 川島書店 p 91 ~ 92
- 3 久保紘章(1991)「構造化されていない面接」『ソーシャルワーク研究 Vol. 16 No. 4』 p 18 ~ 22 ソーシャルワーク研究所編 相川書房
- 4 久保紘章(1998)『社会福祉士・介護福祉士養成テキスト 社会福祉援助技術各論 I ケースワーク』 川島書店 p 216

参考文献

- 1 Redl, F ritz (1959) Strategy and Techniques of the Life Space Interview. American Journal of Orthopsychiatry p 1 ~ 18
- 2 小松啓(2000)「『生活場面面接研究』の構造と課題～『ソーシャルワーク研究』通巻 95 号における特集『生活場面面接』をめぐって」『ソーシャルワーク研究 Vol. 26 No. 3』 p 68 ~ 73 ソーシャルワーク研究所編 相川書房
- 3 久保紘章他(1998)「特集 生活場面面接」『ソーシャルワーク研究 Vol. 24 No. 3』 p 4 ~ 51 ソーシャルワーク研究所編 相川書房
- 4 佐藤豊道(2001)『ジェネラリスト・ソーシャルワーク研究』 p 499 ~ 500 川島書店
- 5 Z · T ブトゥリム著 川田聰音訳(1986)『ソーシャルワークとは何か—その本質と機能』
- 6 久保紘章(2001)『新社会福祉援助技術演習』 p 84 ~ 86 中央法規
- 7 深谷美枝他著(2001)『実習生のための対人援助技術』 p 40 ~ 66 中央法規

ホームヘルパーの職業的確立に関する一考察 —ホームヘルプ労働の特性の検討をもとに—

On the possibility of establishing "home helper" as a regular self-supporting job

安留 孝子

Takako Yasutome

抄録

本稿では、ホームヘルパーの職業的確立の可能性を検討することを目的として、まずホームヘルプ労働を広くケア労働のひとつとして捉え、その特性を把握した。またホームヘルプ労働の社会的、経済的評価に関する先行の議論を踏まえながら、ホームヘルプ労働をめぐる課題として、養成上の問題、介護報酬による影響、有償ボランティアとの関係を検討した。ホームヘルプサービスの需要特性や介護報酬の性格から、ホームヘルパーの職業的確立は、一部の正規雇用者を除き困難であることや、ホームヘルパーが専門職足りていらない現状を指摘した。同時に、ホームヘルプ労働を含めケア労働は、経済的評価が困難な労働であることが明らかになったため、それらの評価の基準を確立することの重要性を指摘した。有償ボランティアについては、先行の議論では否定的な見方がなされていたが、介護保険下ではインフォーマルなケアとして重要な役割を担っているため、今後は、家族、ボランティア、職業としてのホームヘルプ労働の社会における位置づけや役割分担を明確にすることの重要性についても言及した。

Abstract

The so called "home helper" plays an important role in the Japanese long-term care service system. The purpose of this paper is to consider the future prospect of this job. We begin with discussing unique characteristics of demand for care service in general, and for home help

one in particular. Then, we refer to various issues surrounding home helper's activity. Our tentative conclusion is that this job seems to have little chance of establishing itself as a regular self-supporting profession, and that if it is the case, we should seek adequate balance between this and the other home-visit care services especially "volunteering with nominal remuneration".

キーワード

ホームヘルプ労働、介護報酬、有償ボランティア

Keywords

home help service, compensation for long-term care, volunteer with nominal remuneration

はじめに

「ホームヘルパーの資格を取得しても、就職できないのではないかと不安」、「寝ていても、講義を聞いていなくても、修了証はもらえる」、「本当はホームヘルパーの仕事をしたいのだけど、家族を養うために施設の職員になるつもり」

以上は、筆者が2001年8月に神奈川県の緊急雇用対策のひとつとしてK市で行われた「ホームヘルパー2級養成研修」の講師を担当した際、受講生に対して今後の就労意向についてのアンケートをとった時に書かれていた内容の一部である。

ホームヘルパーは看護師等に比べ、ケア労働を担う職種としては後発であるが、現在、社会的に有用

な労働の担い手として注目され、さらに公的介護保険制度導入を境に、多くの民間事業者が訪問介護事業に参入したこともあり、新たな市場が形成されている。しかしその反面、アンケートにある受講生の言葉のように、今後のホームヘルプ労働の展望を不安視する声もある。またそれは実際に業務に就いているホームヘルパーが感じていることでもある。ホームヘルパーを対象にその就業実態や意識についてアンケートを行った既存の調査⁽¹⁾からは、ホームヘルパーの多くが正規職員ではなく、「登録型ヘルパー」⁽²⁾と呼ばれる非正規の働き方であり、利用者宅とホームヘルパーの自宅を直行直帰し、時給制での雇用形態が増加していることや、そのような不安定な就業に不安を抱える声が多いことが明らかになっている。また仕事に対する意識も、「やりがいはあるが社会的評価が低い」と感じているという結果が出ている。尚、この調査に回答したホームヘルパーの約9割が女性で、特に中高年の女性が大多数を占めていることも特徴である。

ホームヘルプ労働の将来展望はどうなっていくのだろうか。果たして、ホームヘルパーの職業的確立は可能なのだろうか。筆者自身は、ホームヘルパーがこの仕事によって生活を維持することができ、且つこれを一生の仕事にできるようにこの職業を社会に位置づけていくことが重要であると考えている。ホームヘルプサービスの今日的役割の重要性を鑑みると、質の高い介護を利用者に提供し、その満足度を高めるためには、それを担うホームヘルパー自身の満足度も高められるような労働環境を用意するべきだと考えるからである。ホームヘルプサービスを含めた保健・医療・福祉のいわゆるケア・サービスの国民経済に占める位置が拡大してきていることを考えると、それは国民一人一人の生活におけるケア・サービスの重要性が増大しているということを意味しており、国民の生活を支える職業のひとつであるホームヘルパーの社会での位置づけを確立する必要があると考える。しかし先にあげた既存の調査結果からも明らかなように、ホームヘルパーの多くはその仕事のみで生計を立てられるような正規雇用の働き方ではなく、別に生計維持者(夫)を持つ主

婦層であり、家計補助的に仕事をしているに過ぎないのが現状である。

本稿の目的は、ホームヘルパーの職業的確立や将来性への課題について検討する前提として、まずホームヘルプ労働が持つ特性について把握しようというものである。先述したように筆者はホームヘルパーの職業的確立の必要性は認めている。しかし、そのためにはいくつかの解決すべき課題があり、またすべてのホームヘルパーを正規雇用とすることはそのサービスの需要特性からみても不可能であると考える。

これまでもホームヘルパーの業務内容や職業的確立をめぐって、さまざまな議論が行われてきたが、その議論の中心はホームヘルパーの「専門職化」、ホームヘルプ労働の「社会的評価」また「経済的評価」に関わるものである。それらの先行の議論を踏まえながら、ホームヘルプ労働の特性を中心に、養成上の問題、介護報酬、「有償ボランティア」⁽³⁾との関係等を検討していくことにする。

1. ケア労働としてのホームヘルプ労働 —その評価の難しさに着目して—

ホームヘルプ労働の職業的確立や将来性を考えるとき、まずホームヘルプ労働の特性を確認しておく必要がある。その特性が、職業的確立や評価を困難にしている要因と関連している可能性が考えられるからである。

ホームヘルプ労働はケア労働のひとつである。すなわち保健、医療（看護）、福祉（介護・保育）、教育、心理等の「ケア」に関わる労働であることが指摘できる。そのため、ホームヘルプ労働の独自の特性だけではなく、他のケア労働とも重なるいくつかの特性を持っている。まずはホームヘルプ労働をケア労働のひとつとして捉え、その特性を広い視点で検討していくことからはじめるこにすることにする。

(1) 「ケア」という言葉

広井は「『ケア』という言葉が非常に便利な言葉であるために、誰しも『ケア』を口にするのだけれ

ども、同じ『ケア』という言葉を使っていても、実は人によって、そのイメージするところや内容が結構ちがっている、ということもあるのではないだろうか」と指摘し、「①狭くは『看護』や『介護』、②中間的なものとして『世話』といった語義があり、③もっとも広くは『配慮』『关心』『気遣い』というきわめて広範な意味をもつ概念である」としている〔広井、1997:10〕。

成清も「ケア」という言葉が広範に用いられるものと指摘し、「医療・保健・看護・養護等の領域に及び、その意味は『世話』『保護』『監督』等を含有している。そして、福祉の専門用語ではないが対人援助における諸側面を広範囲に且つ柔軟に捉える概念であり、対象も大人から子どもまでとするのが妥当」としている。それは「利用者に対する視点を『生活技術の喪失』に限定しているのではなく、『人間の発達過程』に合わせている」という考え方からである〔成清、1999:7〕。

また、内藤は多くの論者による「ケア」という言葉をめぐる動向の吟味を踏まえ、「一人ひとりの生存と生活の質を確保するために不可欠な相互依存のことである。ケアする局面では、他者の、自力では充足できない欲求ないし必要性を満たすために自分の心身の力を使うこと、ケアされる局面では、他者の援助を必要とする状況にある時、それを受けて生存と生活の質を確保しようすること。」と定義している〔内藤、2000:56〕。

「ケア」は大変広がりをもった言葉であることがわかる。

(2)ケア労働の分類—扱い手の違いに着目して—

ケア労働はその扱い手によって以下のように分類することができる。このような扱い手の違いを明確にすることやこれらの活動をどう評価していくべきかという点は検討されるべき重要な課題である。

ケア労働の外部化、社会化という意味では、②と③が同じ区分となるが、専門化（ケアに関する知識や技術を持った専門家によるケア）という視点から考えると、②と③は別の区分となる。無償労働という意味からすると①と②-aを、また有償労働とい

う意味では②-bと③を同じ区分とすることができます。

①家庭内労働としてのケア

これは、家庭内で主に主婦等によって行われる、家庭内労働（家事労働）としてのケア、つまり老親の介護、子育て等である。

これまでの経済社会の発展は、従来、家族が担ってきた機能を、「外部化」してきた歩みであると見ることができる。そしてそれを補うために整備されてきたのが「社会保障」システムであるととらえることができる〔広井、1997:148-149〕。

②ボランティア（a.無償、b.有償）としてのケア

これはボランティアとしてケア分野の活動に参加することを指す。そこでは必ずしも無償性を問わず、自発的な参加が重要となる。1993年7月の厚生省社会福祉審議会の意見具申「21世紀に向けたボランティア活動」の中で、「有償ボランティアもボランティアである」と位置づけられたことによって、有償ボランティアを採用する団体が増加した。

③職業としてのケア

これは国家資格、公的あるいは民間資格の有無を問わず、職業としてケア分野の仕事に従事することを指す。つまり、一時的ではなく継続的に従事し、それによって収入を得る労働ということである。①や②の家事労働やボランティア活動のように収入をともなわない活動は職業にはあたらぬ。

実際の資格や職種にあてはめてみると、医療分野では医師、看護師、理学療法士、作業療法士等となり、福祉分野ではソーシャルワーカーとしての社会福祉士、精神保健福祉士、ケアワーカーとしての介護福祉士、ホームヘルパー、また保育士等となる。教育分野では教師であるが、その対象とする年齢が低いほどケアの要素が強いといえる。心理分野では臨床心理士、カウンセラー等となろう。

(3)女性比率の高い職業

「ケアすること」を内容とする、職業としてのケア労働は「従業者の女性比率が高い『女性集中職』」であり、労働市場における「性による分断」(gender segregation)がみられることが特徴である。例えば、看護師、小学校教師、保育士、ホームヘルパーを含む介護職等である。

またケア労働は「感情労働」であるともいえる。つまり社会的な労働現場において、「ある感情」を抱くことが職務として必要とされている。例えば看護や介護において、受け手に対する「共感的理解」を示すことや人間的なコミュニケーション等がそれにあてはまる。ケア労働は、技術や情報やサービスの「切り売り」だけでは達成されず、受け手に対して適切な感情を実感し表現する必要があるとされている [石川、1999:97-98]。

(4)対人サービスの特性

ケア労働は人が人に働きかける「対人サービス」である。この対人サービスは、受け手にとってのサービスの消費と提供者にとってのサービスの生産が同時に行われることが大きな特性である。長田はサービス財の基本特性として「無形性、一過性、非貯蔵性および不可逆性」の4つを挙げている [長田、1989:83]。つまりケア・サービスは形がなく、その提供が一回で終わり、物財と異なり貯蔵がきかず、復元・返還ができない。また労働の成果は目に見えず、手で触れることもできないため、提供されたサービスに対する客観的な評価が難しいという特性がある。またケア・サービスは、受け手の人格やプライバシーに直接関わる労働であるため、その関わり方は個別的でなければならない。

広井はケア・サービスの特性として、「サービスの提供者と受け手 (=消費者) との間の『相互作用(インタラクション)』そのものに意味・価値があること」、「サービスのアウトプット(成果)のみならず、サービスが提供されるその過程での『時間』という要素が重要であること」、「サービスの評価において、受け手の満足度や提供者に対する信頼など、

受け手側の要素が重要な意味をもち、またそれがサービスのアウトプット(成果)にも影響を及ぼすこと」をあげている [広井、1997:140-141]。

榎山は「対人援助を職業とする場合、基本的に『感性の豊かさ』は重要な要素」であり、「それはそれまでのその人の生き方の中で培われるもの」、「専門性という形ではなく、対人援助をする人の適性という形であらわれてくるもの」であると述べている [榎山、2000:59]。

(5)労働集約型のサービス

ケア労働を提供する側の視点からみると、極めて労働集約的なサービスであるといえる。そのため、担い手の質がそのサービスの質に大きく影響する。つまり同じサービス内容でも、サービスの担い手の人柄や相性でサービスに対する評価が変わってしまうこともあるのである。これは(4)で述べたことと関連する。

医療と比べた場合、ホームヘルプ労働を含め福祉分野においては、医療機器や薬剤などに依る要因が少ないので、労働集約性がより高い労働といえる。その意味では同じケア労働の中でも教育に近い。そのため、費用のほとんどは人件費に充当されている。

(6)サービスの専門性—情報の非対称性の大小—

ケア労働のうち、医療の場合、高度な技術的な専門性があり、サービスの質の評価についてその受け手が必ずしも的確に行えるとは言えない。ある疾患について、医療サービスの提供者である医師のもつ情報とサービスの受け手である患者のもつ情報には格差がある。つまり「情報の非対称性」が大きいということが多い。それに比べると福祉の場合、医療と同様に専門的な技能は大いに役立つが、その専門性は人間生活の支援にかかる総合的なものと捉えることができるため、サービスの必要性やその質の判断をサービスの受け手や家族が比較的行いやすく「情報の非対称性」が小さいといえる。しかし、必ずしもサービスの受け手が的確な情報をもっているわけではなく、受け手に対し、サービスの内容等に関する正しい情報を提供することが極めて重要と

なる。

2. ホームヘルプ労働の特性

ここからはホームヘルプ労働独自の特性を述べていくが、その際、すでに述べてきた「ケア労働」の特性と重なる部分は除いて述べていくことにする。またホームヘルプサービスの需要特性についても取り上げる。それはホームヘルパーの非常勤化を促進している要因と関連があるからである。

(1) ホームヘルプ労働の専門性

—その社会的評価、経済的評価—

ホームヘルプ労働、すなわち介護労働は、従来、家庭内において行われてきた私的な労働（労働市場での取引の対象にならないため、経済的な評価がなされない無償労働）であり、それが経済社会環境の変化のなかで外部化され、専門的に介護を行う職種や資格制度も発展してきた。ホームヘルパーの養成研修の開始や1987年の介護福祉士（国家資格）の誕生がそれである。しかし介護という行為が、家族、ボランティア、ホームヘルパー、施設の寮父母等、さまざまな場所、形で行われていることにより、その専門性が見えにくいという特徴がある。そのため特殊な知識や技術を必要とする専門的なものではなく、家族代替で対応できる一般的なものとみなされる傾向があり、それが社会的、経済的な評価を低くする要因であるとも言える。確かにホームヘルプサービスには、家庭内でも供給可能である場合があり、社会的な供給と家庭内供給の間にはある程度の代替性があることは事実であるが、要介護度の重度化や痴呆性高齢者への対応、自立支援へ向けた援助等は高度な専門的ケアが必要となる。また疾病構造や生活障害の多様化、複雑化、重度化に伴って、1つの専門職による自己完結的なサービス提供では解決が難しく、ボランティア等の非専門職も含めた他職種との連携、つまりチームアプローチが要請される。その意味から考えても、家族代替で対応するのは困難であるといえる。

森川は、ホームヘルプ労働の社会的、経済的評価が低いことの根拠について述べている議論について

整理をしている。それによると先行の議論に共通するものとして、「主婦の家事労働の延長、誰にでもできる家族の代替労働にすぎない」という考え方もとで実施されてきたために、職業として社会的に認知されずに、その経済的な評価も低いものになっている」という説明がなされている〔森川、1999、24〕。同様に、笹谷はホームヘルプ労働が専門性議論の俎上に載りにくく、ケア労働の領域で低く位置づけられている理由として、「ホームヘルパーの仕事が家庭内にルーツを持つこと、言い換えれば、主婦労働の延長とみなされ、メディカルケアの知識体系における専門性基準では低い評価になるから」、「ホームヘルパーの労働現場は主に家庭であり、その労働は『見えない労働』、『孤独な労働』であることから」の2点をあげている〔笹谷、2000:176〕。

現行の公的介護保険制度における介護報酬では、ホームヘルプ労働を「身体介護」、「家事援助」に分離し、後者の経済的評価が低く位置づけられているのが特徴である⁽⁴⁾。

(2) 施設における介護労働との違い

ホームヘルプ労働は、身体的、精神的、社会的な障害を持っていることによって、日常生活に支障が生じている人とその家族を対象とするサービスである。その意味では、施設での介護サービスも同じであるが、ホームヘルプサービスはその受け手の家庭で提供されるため、サービスの不当性を証明することも、客観的な評価も難しい。受け手に対し、多くの担当の目が行き届き、チームでより客観的な判断ができるという施設での介護労働に比べ、ホームヘルプ労働は、受け手との関係作りからケアの目標達成、また家事的、身体的、精神的なニーズへの対応まで、通常一人のホームヘルパーの業務に集約されるという特性をもつ。家庭とは親族だけで構成された極めて私的な場所であり、本来は他人が入り得ない密室ともいえる空間であるが、ホームヘルプ労働はこうした私的な場において受け手の生活にかかる日常的な行為を援助するサービスといえる。そのため、受け手がこれまで続けてきた生活習慣や生活のリズムに提供者が合わせていかなければならな

いという難しさがある。また受け手の生活のあり様は、家族との関係に影響される面が大きく、受け手と担い手の信頼関係が成立しているだけでは介護がスムーズに展開できるとは言えず、受け手とその家族との人間関係や、家族の介護意識、介護力等によっても、提供する介護の方法や関わり方が異なってくる。家族を含めて信頼関係を築くことが、施設での介護サービス以上に必要になってくるのである。

黒川は「専門性」について、「単純作業でこなすことができない事柄を処理できる専門的な知識や技術」としており、専門職の仕事は「『創造性』という点で他の一般の仕事とは異なる」、「個別的な判断や創造的な思考が必要」としている〔黒川、1989：52-54〕。ケア労働の対象は人間であり、そのサービスの受け手は一人一人違う個性や価値観をもち、必要としている事柄や抱えている問題も一つ一つ異なっている。そのため、マニュアル化できない対応が求められる。施設では、介護用具・機器、スペース、人手の点から、介護の手順をある程度決めることは可能である。しかしホームヘルプサービスの場合、受け手の身体状況のみならず、住宅構造や介護用具・機器等の導入状況によって、発生する介護上の問題はさまざまであり、その家庭の状況に合わせて介護の手順や方法を組み立てなければならないという特性がある⁽⁵⁾。

(3) ホームヘルプサービスの需要特性

—需要の偏在化への対応—

次にホームヘルプサービスの需要特性について考えることにする。本稿の冒頭部分で、多くのホームヘルパーが「登録型ヘルパー」と呼ばれる非正規の働き方をしていることを指摘したが、なぜこのような雇用形態が増加しているのだろうか。現在の公的介護保険制度における介護報酬額の設定がホームヘルパーの賃金や雇用形態に大きく影響していることは確かである⁽⁶⁾。しかしホームヘルプサービスの需要特性そのものが、ホームヘルパーの雇用形態の非常勤化を促進する理由になっているといえる。

先にサービス財の特性として、貯蔵がきかないことをあげた。ホームヘルプサービスも同様であり、

その需要が時間的に平準化してあるのではなく、偏在化し、しかもサービスは貯蔵できないために、需要があるとき（仕事があるとき）だけ働く人が必要ということになる。ホームヘルプサービスは人々の生活に密着したサービスであるだけに、食事時間帯にかけて需要が集中する。また切迫した需要が生ずるのは日中よりも早朝や夜間であることが多い。さらに、サービスの受け手の入院や施設入所、死去という場合もある。しかし、需要が時間的にどんなに偏在化していても、固定費がゼロならば稼働率の低さからくる費用上の問題は起こらない。つまり需要があるときにしか費用がかからないからである。そのためホームヘルプサービスの供給者（事業者）は固定費化ができるだけ避けようとするのである。固定費を形成しやすい費用としては人件費があげられるが、正規職員として雇う場合、その賃金は固定費になってしまふため、多くを「登録型ヘルパー」等の非正規雇用とすることで、人件費の固定費化を避けようとするのは必然的なのである。

しかしそれで問題がないわけではない。ホームヘルパーの雇用の問題は、事業者にとって重要な経営上の課題であり、筆者が2001年に神奈川県の介護保険事業者へのヒアリングを行った際にも、経営上の困難として、「人材の確保（同じ時間帯に利用希望が集中するため、その時間に働くことができるホームヘルパーが足りずに仕事を断ることもある）」、「ホームヘルパー同士の連絡方法や定期的な研修、カンファレンスの実施」、「収入のほとんどが人件費として支出されるため『登録型ヘルパー』を中心とする雇用形態にならざるを得ない」等があげられていた⁽⁷⁾。

3. ホームヘルプ労働をめぐる課題

—養成上の問題、介護報酬による影響、「有償ボランティア」との関係—

ここからは、前章までのホームヘルプ労働の特性を踏まえ、ホームヘルパーの職業的確立に関連するいくつかの課題について検討していくことにする。

(1) 労働市場の開放性と専門職化の両立という矛盾

福祉分野の中でも介護を担う者は他のケア労働に比べ、専門的な教育を受けずにその職業に就く者も多い。専門教育を受ける場合であっても、その養成期間は比較的短期間である。ホームヘルパーの職業的確立について考えるとき、その養成の問題を除くことはできない。なぜなら、他のケア労働を担う職業と比べてその労働市場への参入障壁が少ないホームヘルパーという職業が、どのようにその労働市場の開放性と専門職化の両立を図っていくべきかという点が重要だからである。

現在、公的介護保険制度のもとでホームヘルパーとして仕事をする場合、介護福祉士有資格者であるか、ホームヘルパー1級から3級の養成研修を修了していなければならぬとされている。施設での介護職員の場合、特にその資格については規定されておらず、介護に関する専門的な教育を受けなくてもその仕事に就くことができる。このことはホームヘルプ労働がそのサービスの受け手の家庭に入って業務をこなすという極めて個別的なものであり、施設での介護労働以上に、受け手の人格やプライバシーに直接関わるという特性が強いことが関係している。第1章において述べたように、質の悪いサービスの提供を受けた場合、物の提供よりも事態が深刻になる。物の場合、不良品であったら、返還または交換という方法が残されているが、サービスの不適切さが明らかになったときにはそのサービスの提供は終わってしまっているという特性がある。そこで、質の悪いサービスの提供がその受け手に多大な損害を与える恐れがある場合には、サービス自身ではなく、サービスの担い手に一定水準以上の能力の習得を義務づけるという対応（つまり資格制度等）がなされるのであるが、ホームヘルプ労働の場合はどうであろうか。前章まで述べてきたようなホームヘルプ労働の特性からくる業務の困難さに対応できるような養成や研修といった教育がなされているのであろうか。

(2) 養成の実態—実習内容の簡略化—

ホームヘルプサービスの始まりは、1956年に長野県で誕生した「家庭養護婦」の制度が、1962年から

国庫補助事業として位置づけられたという経緯を持つ。しかしながら、1982年までは研修について何も定められておらず、それが利用世帯の拡大、サービス供給主体の多様化、ホームヘルパーの雇用形態の多様化を背景に、一定の研修が導入されてきた。これはホームヘルプサービスを行ううえで、必要とされる知識や技術を、あらかじめ採用時に学習しておくという内容のものであるが、講義180時間、実技100時間、実習80時間とその時間数が膨大なことからあまり広がらず、現在のホームヘルパー1級・2級・3級の段階的な研修が行われるようになった。1級課程はチーム運営の主任等基幹的ヘルパーの養成を目的とし、230時間の研修を受ける。受講対象者は2級課程修了者である。2級はホームヘルパーとしての基本研修で130時間の研修を受ける。現職のホームヘルパーと予定者を対象としている。3級は入門研修という位置づけで、非常勤や登録型ヘルパー、ボランティアを対象とし、50時間の研修である。ホームヘルパー養成研修は全国各地で大いに発展し、ホームヘルプサービスについての一般理解と、その希望者の急増というメリットを生んだといえるが、ホームヘルパーの質の向上あるいは質の低下を防ぐことにつながったとは言い切れない。

介護保険制度導入を控えた1999年9月には、ホームヘルパー研修についてそのカリキュラムが次のように改定されている。①「講義内容に介護保険制度の知識を追加する」、②「介護実習について、模擬実習が認められた」の2点である。①については、制度導入を控えた当然の改定と思われるが、②については、実際に実習を行わずに、介護を想定した事例に基づいて研修を実施することや、ビデオ学習をもって同行訪問・見学に代えることができるようになり、「実習内容の簡略化」が行われている。介護現場について実際に目で見たことも体験したこともない者がその仕事に就く、また研修機関によっては現場経験のない者が実技科目の研修の講師として養成を担当するということも起こっている。介護保険制度の下において、ホームヘルプサービスを担う者の要件として、介護福祉士とホームヘルパー養成研修修了者が法的に明確に位置づけられたことについて

て、伊藤は「研修の修了であって、資格ではないにせよ、だれにでもできるものではないことが明らかにされた。情熱があつて、健康という導入当初の資格要件から考えると、はるかに高度なものへと位置づけられ、ホームヘルプサービスの社会的評価が高まった成果であると理解できる」[伊藤、2001:68]としているが、果たしてそうであろうか。ホームヘルパー養成研修は、希望すれば誰でも研修を受けることができる（入学試験等がない）こと、養成期間の短さ、内容の簡略化傾向、試験等で数量を制約していない（学習達成度を十分把握していない）等の状況を考えても、ホームヘルパー研修を修了するには比較的容易であり、たとえその研修修了要件が法的に明確になされたと言っても社会的評価が高まったとは言い難いのではないだろうか。また研修を修了する（つまり、専門的な技能を修得する）ためにかかる時間や金銭的なコストを考えると、その経済的評価も低くなることはやむを得ないと考える。

ホームヘルパーへの既存の調査では、家事援助の専門性をめぐって「家事援助は身体介護よりもハード」、「家事援助にも専門性がある」、「身体介護と家事援助は同質」、「身体介護は容易でマニュアル化できる」等の意見が出されている。しかし同時に、養成段階において家事援助に関するロールプレイ、体験、実習等を行っている機関はないという調査結果も紹介されている [ヘルスケア総合政策研究所、2001:223]。養成段階から家事援助が軽視されているという問題もある。

(3)介護報酬の意味—事業者と利用者への影響—

介護市場への事業者の参入とサービスの需要をコントロールする政策変数として、介護報酬額、自己負担額、介護保険の要介護認定に応じた給付額、各自治体のサービス種別利用限度額がある。介護報酬額は事業者や利用者にどのような影響を及ぼすのであろうか。

この点について永瀬は、「介護報酬額が市場価格より高めに設定されれば、労働の限界生産性価値は大きく上がるから民間事業者は積極的に事業に参入

し供給が拡大する。しかし介護給付が増えるほど、税・社会保険料に跳ね返る。また予算額が限られているとすれば、介護報酬額を高く設定するほど、利用できる介護サービス時間は減少する。また限度額を越えた利用を望む場合、利用者が市場価格以上の高価格に当面することになる。」[永瀬、2000:193]としている。つまり、介護報酬を高めに設定することは、サービスの供給量の拡大には有効であるが、利用者へのデメリットが大きいことが示されている。

(4)介護報酬額の設定に対する現場の声

筆者が2001年に行った先の調査⁽⁸⁾では、現行の介護報酬額について「家事援助の単価が低い」、「家事援助と身体介護の単価の差が開きすぎていることにより、家事援助の依頼が多いと事業が成り立たない」、「身体介護の単価を下げても、家事援助の単価を上げて欲しい」等の意見が多かった。

ホームヘルプ労働の職業的確立とそのサービスの質の確保のためには「事業の安定的継続を可能にする報酬水準の確立」が課題となる。しかし介護報酬額に関する問題は、税や社会保険料で成り立っている制度であるため、事業者のみの視点で語られるべきものではなく、現在の報酬が本当に低いのかどうか、その「適正」レベルについて十分に検討すること、つまり「保険者」、「事業者」、「利用者」の視点から、その合意点を見出すことが必要になる。

(5)介護の経済的評価

永瀬は介護サービスの供給を市場経済に任せた場合のサービス価格について、興味深いアンケート結果を紹介している⁽⁹⁾ [永瀬、2000:194]。それは、介護サービスの需要者である一般人とサービス供給者である看護師に対して、いくらであれば当該介護サービスを需要・供給するかを尋ねたものであり、結果は次のようになっている。「全面介助が必要な食事介助1回あたりいくらくらいの料金が適切だと思うか、一般人の中央値は300円（平均値526円）であり、仮に患者に料金を医療保険内で請求することができるとすれば、どのくらいの料金が妥当であるか、

看護婦(士)の回答の中央値は750円(平均値1,528円)である。1日10回以上行うオムツ交換は一般人中央値でわずか1,500円(平均値1,880円)、看護婦(士)の回答も中央値1,500円(平均2,567円)である。」介護サービスに対して払ってもよいとする価格、経済的評価は低いといえる。この結果は、従来、介護サービスが措置制度の下で供給されるか、一部の高所得層のみが市場で介護サービスを購入する、また家庭内における無償労働としての介護でまかなわれてきたことに関係しているのであろうか。

(6)ボランティアとしてのホームヘルプ労働と職業としてのホームヘルプ労働

—「有償ボランティア」の存在—

「有償ボランティア」を採用している住民参加型在宅福祉サービス団体は、介護保険制度の導入により大きな再編を余儀なくされた。一足先に特定非営利活動促進法の施行もあり、特定非営利活動法人(以下、NPO法人)となって介護保険事業に参入して、介護保険の給付枠内と枠外で活動をする団体もある。筆者が2001年に神奈川県内で活動する住民参加型在宅福祉サービス団体に行った調査⁽¹⁰⁾では、介護保険導入を境に「職業としてホームヘルプサービスを行いたい」、「あくまでもボランティアとして活動していきたい」という意識の分化が団体内部の会員間で起こっているという結果が出た。

「有償ボランティア」と職業としてのホームヘルプ労働をめぐっては、さまざまな意見がある。例えば榎山は「有償ボランティアの存在は、専門職者の賃金を下方硬直化させるとみることもできる」、「介護保険制度施行後のホームヘルパーは時給が低く、他のパートタイム職に転向する人がいたほどその専門性は賃金に反映されない」[榎山、2000:107-108]とし、造酒は「純粹にボランティアをやりたい人を除いて、登録ヘルパーといった有償ボランティアは廃止し、ホームヘルパーを福祉労働者として正規雇用をはかる必要がある(正規雇用の中には、パート労働者も含め、パートと常勤雇用者の差別的待遇は是正する)」[造酒、2000:136]としている。しかし、介護保険制度下で有償ボランティアは別の意味で重

要になってきている。保険給付の対象とならないサービス、つまり保険の枠外のサービスを提供するという役割である。そもそも、介護保険制度が支えられる部分は介護の一部であり、家族や親族、友人、ボランティア等のインフォーマルなケアもきわめて重要であることに変わりはない。介護サービスの利用者の生活すべてを、職業としてのホームヘルプ労働の担い手が支えられるわけもなく、NPO法人や法人格をもたない任意団体も含め、「有償ボランティア」を採用する団体の活動について、広く社会全体の中でどのように位置づけるかが今後の課題となるであろう。また、ホームヘルパーのすべてについて正規雇用をはかるという意見については、ホームヘルパーの労働環境の改善を図ることの重要性は認めつつも、ホームヘルプ労働の需要特性やその費用を支払う側の利用者の立場を考えると不可能に近いと考える⁽¹¹⁾。

結びにかえて

本稿ではホームヘルプ労働をケア労働のひとつとして捉え、広くその需要と供給の特性を把握してきた。それをもとに、ホームヘルパーの養成上の問題、介護報酬による評価、「有償ボランティア」との関係を検討してきた。ケア労働は担い手の違いによって、その意味するところが異なるにも関わらず、特にホームヘルプ労働の場合は、そのサービス内容の違いや専門性が見えにくいという特性があった。その意味からすると、他のケア労働に比べ、職業としてのホームヘルプ労働は現状ではまだ専門職足りていかないといえるのではないか。またケアの成果も目に見えないため、その評価が報酬に反映されにくいう特徴をもっていた。しかし、今後はこのような特性を持つホームヘルプ労働を含めたケア労働についての経済的な評価をどのような基準で行っていくかという課題がより重要となるであろう。

本稿での主題であったホームヘルパーの職業的確立の可能性、その仕事だけで生計を立てていけるのかどうかについては、一部の者(正規雇用の者)を除き、「ノー」であるといえるであろう。それはホームヘルプサービスの需要特性が関係している。ま

た介護報酬額の設定に関しては、利用者側の視点も考慮すべきであるからである。しかし、サービスの受け手の人格やプライバシーに深く関わる仕事を担う人材が簡単に養成され、その労働が低い社会的評価のまま置かれている現状を見過ごすことはできない。養成の内容の見直しを行うことはもちろん、現任者への研修が各事業者や個々のホームヘルパーの努力に任せられている現状は改善すべきであろう。またホームヘルパー養成研修はその修了がゴールではなく、国家資格である介護福祉士を目指すことが望まれる。本稿では紙面の限りもあり、ホームヘルパー養成研修と介護福祉士養成のカリキュラムについての十分な検討はできなかったが、介護福祉士の行うケアに対する評価のあり方や介護保険制度のもとの位置づけを明確にすべきであると考える。

今回はホームヘルプ労働が「女性集中職であること」と、その労働の経済的評価の高低の関係を十分に明らかにすることことができなかった。女性が多い職業であることから賃金が低く抑えられている、また賃金が低く生計が立てられないから男性がその仕事に就くことをためらうのであれば、この職業の将来展望は明るいものとはならないであろう。また第1章の(2)ケア労働の分類で示したような「担い手の違い」を明確にすることや、それらの社会における位置づけや役割分担についての検討も今後の課題である。

注

(1)ホームヘルパーの意識や就労実態についての主な調査研究報告書は以下の通り。

社団法人雇用問題研究会(2000)、日本労働機構(2000)、ゼンセン同盟日本介護クラフトユニオン(2000)、ヘルスケア総合政策研究所(2001)

(2)非常勤職員のうち、勤務日及び勤務時間が不定期な者。

(3)「有償ボランティア」をめぐる議論については、筒井(2000)を参照のこと。「有償ボランティア」という矛盾した言葉を使用することになった背景には、その言葉が使われ始めた1980年代初めの日本に、「非営利活動」という概念や言葉が紹介

されていなかったことがある。

(4)現行の介護報酬の単価設定は、介護内容に応じて「家事援助型」(買い物や洗濯、食事作り等)、「身体介護型」(排泄介助、更衣介助、通院介助等)、「複合型」(家事援助と身体介護を同程度行う場合の区分)の3つの類型に分けられている。30分以上1時間未満の単価は「家事援助型」1,530円、「複合型」2,780円、「身体介護型」4,020円となっている(深夜及び早朝の時間外や地域加算あり)。社会保障審議会、介護給付費分科会では、2003年4月実施の介護報酬改定についての議論が行われ、「複合型」を廃止し、「身体介護」と新設の「生活支援」に簡素化することを盛り込んだ骨格案を正式に了承した。

(5)現任者に対する教育についても、施設においては複数のチームの中で業務を行っているため、常に指示をあおぐこともでき、研修会やカンファレンスも行いやすいといえるが、ホームヘルプサービスの場合、(初任者についてはベテランの正規職員とペアで訪問する等の形態とるととしても)基本的に派遣先では一人で業務をこなさなければならず、実践しながら学ぶという方式になり、上司や先輩ヘルパーから日常的に学ぶことは困難になる。その意味からも、施設での介護労働に比べ、ホームヘルパーの心身の負担は大きいといえる。

(6)介護保険制度の介護報酬やその導入前の事業費補助方式により、ホームヘルパーの労働環境にもたらされた変化については、石田他(2000)に詳しい。

(7)神奈川県で介護保険の指定事業者として訪問介護を中心に行っている事業者の中から、営利法人(6事業者)、社会福祉法人(3事業者)、NPO法人(2事業者)を選び、その代表者に対して、経営上の課題等についてヒアリングを行った。その結果について、第10回日本介護福祉学会(2002年9月28・29日、長崎純心大学)で報告した(「訪問介護事業者の実態と問題点—神奈川県内の事業者への聞き取り調査結果より—」)。

(8)前掲(7)の調査結果。

(9)原典(下野恵子・大津廣子(1999)「介護・看護サービスの需要と供給」、名古屋市立大学ディスカ

- ッショングーパーNo. 17)が入手できず、やむを得ず孫引きになったことをお断りしておきたい。
- (10)介護保険への住民参加型在宅福祉サービス団体の対応や事業者の指定を受けるか否かの選択に影響を与えた要因、また団体の提供するサービスの特徴については、拙稿(2002a)、(2002b)を参照されたい。
- (11)ホームヘルパーの非常勤化は人件費を抑制する上でも避けられないと思われる。その場合の経営上の工夫については、拙稿(2003)を参照されたい。

【参考・引用文献】

- 石川准(1999)『人はなぜ認められたいのか—アイデンティティ依存の社会学—』旬報社
- 石田一紀他(2000)『介護保険とホームヘルパー—ホームヘルプ労働の原点を見つめ直す』萌文社
- 伊藤幸子(2001)「ホームヘルパー研修の変遷」、『介護福祉学』8 (1)、65-70
- 井上千津子編(1999)『新・介護概論—未来に語り継ぎたい介護の本質—』みらい
- 井原哲夫(1999)『サービス・エコノミー(第2版)』東洋経済新報社
- 大守隆他(1998)『介護の経済学』東洋経済新報社
- 岡原正幸他(1997)『感情の社会学—エモーション・コンシャスな時代—』世界思想社
- 黒川昭登(1989)『現代介護福祉論—ケアワークの専門性—』誠信書房
- 笛谷春美(2000)「『伝統的女性職』の新編成—ホームヘルプ労働の専門性—」、木本貴美子他編著『現代日本の女性労働とジェンダー』ミネルヴァ書房、175-215
- 社団法人雇用問題研究会(2000)『介護従事者の実像ならびに賃金実態調査報告書(初年度)』
- ゼンセン同盟日本介護クラフトユニオン(2000)『介護従事者実態調査』
- 袖山貴要江(2000)『社会福祉と専門性』税務経理協会
- ダイヤ高齢社会研究財团(2000)『ホームヘルパーの技術向上に関するニーズ調査』
- 筒井のり子(2001)「ボランティアと『有償』」、『ボランティア白書』社団法人日本青年奉仕協会、11-18
- 内藤和美(2000)「ケアの規範」、杉本貴代栄編著『ジェンダー・エシックスと社会福祉』ミネルヴァ書房、56-73
- 永瀬伸子(2000)「家族ケア・女性の就業と公的介護保険」、『季刊・社会保障研究』36 (2) 国立社会保障・人口問題研究所、187-199
- 長田浩(1989)『サービス経済論体系』新評論
- 成清美治(1999)『ケアワーク論—介護保険制度との関連性のなかで—』学文社
- 日本労働機構(2000)『ホームヘルパーの就業実態と意識—「ホームヘルパー就業意識調査」結果報告書—』
- 広井良典(1997)『ケアを問い合わせ直す—<深層の時間>と高齢化社会』ちくま新書
- ヘルスケア総合政策研究所(2001)『ホームヘルパー消滅の危機』日本医療企画
- 造酒錦代(2000)「ホームヘルパーと女性労働」、国民医療研究所編『21世紀の医療・介護労働国民の大連携を目指して』本の泉社、129-138
- 森川絵美(1999)「在宅介護労働の制度化過程—初期(1970年代~80年代前半)における領域設定と行為者属性の連関をめぐって」、『大原社会問題研究所雑誌』486、23-39
- 安留孝子(2002a)「住民参加型団体は介護保険にどう対応したか」、『月刊福祉』2 全国社会福祉協議会、72-75
- (2002b)「介護保険制度下の住民参加型団体の活動」、『地域福祉研究』30 日本生命済生会 福祉事業部、115-127
- (2003)「介護保険制度下の訪問介護事業の実態と問題点—神奈川県内の事業者への聞き取り調査結果を中心に—」、『千葉大学社会文化科学研究』7, 90-96

グループワークとしてのキャンプカウンセリングが 子どもの社会力を育む ～異文化間交流的体験のための働きかけ～

Camp Counseling as Social Work with Groups Cherishes A Child's 'Social Life Power' —Approach for Experience like An Exchange between Cross Culture—

渡邊慶一
Keiichi Watanabe

【abstract】

The place where a camp is performed is the place which the children who have lived in divergent local community culture and divergent home environment accepted mutual culture mutually, and builds cooperation relationship through nature.

This paper will discuss that camp activities regarded as camp activities which cherishes the child's 'social life power', stand on recognition that it is the activity which works on such "experience like the exchange between cross culture". And the camp counseling with the viewpoint of social work with groups argues that it works effective in support to children. moreover, the requirements for the camp counselor who supports children's camp activities are considered.

【欧文抄録の日本語訳】

キャンプが行われる場は、自然を媒介として、それぞれ異なる地域文化や家庭環境で暮らしてきた子どもたちが互いの文化を認め合い、協力関係を築いていく場である。

本稿では、キャンプ活動が、そのような「異文化間交流的体験」に働きかけていく活動であるという認識にたって、子どもの社会力を育んでいく創造的な活動としてとらえる。そして、グループワークの視点をもつキャンプカウンセリングが、子どもたちの支援に有効に働くということを論じる。また、子

どもたちのキャンプ活動を支援するキャンプカウンセラーの要件について考察する。

【keywords】

Camp counseling with the viewpoint of social work with groups, Experience like the exchange between cross culture, Child's 'social life power'

【キーワード】

グループワークの視点をもつキャンプカウンセリング、異文化間交流的体験、子どもの社会力

はじめに

グループワークは、ケースワークが1対1の関係を軸に展開していくのに対して、グループ過程にみられる力動（相互作用）を活用しながら、クライエントの気づきをうながし、他者との共同関係のなかで問題解決の援助を図ろうとする方法である。筆者の关心は、多様な相互作用のタイプが表現されるグループワークにおいて、文化の問題がどのように影響してくるかということにある。それぞれ異なる地域文化や家庭環境のもとで暮らしてきた個人と個人の間では、大なり小なりそれが暮らしてきた文化に互いに影響される。

グループワークと文化の問題で言えば、イギリスやアメリカの風土や生活環境の中から形成されてき

たグループワークが、日本にそのまま移植されて援助活動が展開されても、はたして自然となじむのだろうか。日本の生活文化になじむグループワークのあり方について考察していかなければならない時期にさしかかっているといえよう。日本の社会福祉の転換期にあって、グループを活用した支援が注目を浴びている近年であるからこそ、このことは今後ますます要請が高まっていく視点であろう。

本稿では、グループワークと文化の問題に関する側面をとりあげる。グループワークのプログラムの一つであるキャンプが、効果的に展開されるための技術であるキャンプカウンセリングについて、文化の視点から考察を加える。そして、子どもを対象とした場合のキャンプカウンセリングに、文化の側面がいかに関わってくるかということについて考察していく。

1. 「キャンプ」は異文化間交流的体験の場である

(1) 子どもの異文化間交流的体験

特定の地域社会には、その地域社会独自の風習や習慣、方言や人となりが形成される。それが家庭や地域における特有の文化となっていく。また、家庭内にはその家庭独自のルールや雰囲気が築かれている。それらは代々その地域社会や家庭が歴史を刻んでいくなかで伝承されてきたものである。その歴史的経緯における伝承が文化を築き上げる。いわば、家庭や地域社会で生活する一人ひとりはその特有の文化の担い手なのである。

それだけではない。その文化圏内において生活しているからこそ身につけてきた態度や価値観が存在する。人間は生まれたとたんにある特定の文化に染め上げられ、その文化の中で育つのである [河合、1990:199]。

それぞれ異なる地域文化、家庭環境に暮らしてきた子どもたちが、自然の中で寝食やプログラム活動による体験を共有するのが「キャンプ」という場である。キャンプは、自然環境を媒介として、異なる文化に生活してきた子どもたちが交流する場として

とらえられる。ある子どもからすると、他の子どもたちが生活してきた地域文化や家庭環境は「異文化」なのだと見える。本稿における「異文化間交流的体験」は、そうした異なる地域文化や家庭環境で生活する子どもたちが、お互いの生活文化や価値観、感情を理解し、分かち合う体験を意味する。

そもそも異文化間の交流は、さまざまな人種や民族からなるアメリカ社会で生まれた概念である。日本では語意に変化が生じ、諸外国との交流に対して使われることが多い。しかしながら、いずれにしてもこの概念は、異なった文化的背景を持つ人々の間に生じる交流を示しているのである。

(2) 異文化間交流的体験による子どもの「社会力」の促進

グループワークとの関連のなかで子どもを支援の対象としたキャンプカウンセリングを語るのであれば、子どもの有効な社会力を育む過程を促進するということを主眼に置くことで、その独自性を強調することができる。門脇厚司によると「社会力⁽¹⁾」とは、「社会を作り、作った社会を運営しつつ、その社会を絶えず作り変えていくために必要な資質や能力」を表す [門脇、1999:61]。

人間が社会生活を営むうえで極めて基本的な要件のひとつが、幼児期に始まって思春期に至るまでの間になされる他人との相互の交流、いわゆる「グループ体験⁽²⁾」である。それが「社会力」を育む。

グループを基盤にして営まれる緊密な生活の必要性は、思春期で頂点に達する。成人にとって、グループを基盤にした生活に対する情緒的衝動はそれほど強くはない。心身の発達は子ども時代ほどには重要な位置づけを占めなくなっていると、コノプカ (Konopka,G.) は指摘している [Konopka, 1967 a : 訳書60-61]。幼児期から思春期にグループ体験の重要性を置くことは、こうした指摘によって現実的である。

グループワークは、グループ内における個と個の関わり、またグループと他の社会資源の関わりから生じる相互作用と、そのなかに見られる凝集力や影響力を援助に活用する方法である。子どもを対象と

するのであれば、そうした相互作用や凝集力、影響力を子どもの社会力の促進に機能するよう活用していかなければならない。したがって、キャンプカウンセリングの独自性もまたそのなかに見い出せる。

キャンプという場は異なる文化に生活する子どもたちが、子どもたちの生活文化の中核部分となる「食べる」「遊ぶ」「寝る」を他の子どもたちと共に、しかも自然環境のなかで体験する場である。

「食べる」という行為は、その地域や家庭における文化の象徴ともいえる。食べ方から調理法、また作られる料理そのものに文化が表れ、それがその地域や家庭の「食文化」となる。

「遊ぶ」という活動は、他の子どもたちの表情や身体能力を見極め、タイミングをはかりながら行う活動であり、子どもの成長には欠かすことのできない表現である。幼児期にある子どもたちは、年上の子どもの遊びを「まねる」ことで、ひとつひとつ遊びのレパートリーを増やしていく。どのような遊びに没頭してきたかはそれぞれの家庭によって違う。また、地域独特の遊びの種類や歌がある。それが子どもたちによる「遊び文化」へと発展していく。

「寝る」という行為は1日の終わりを示す節目の行為である。ふとんで寝るかベッドで寝るかということも代表的な文化の一側面であろう。

そして、それらを「他の子どもたちと共に」「自然環境のなかで」行うということが、子どもたちの間に協力・協同関係を生み出す原動力となる。こうした活動の過程そのものが「社会力」を育んでいくのである。

2. グループワークの視点からキャンプカウンセリングをとらえる

(1) グループを通して子どもの生活世界に対する基本的な理解を得る

グループメンバー間では相互作用の過程が常に働いている。グループは、いわば相互活動＝相互作用の過程そのものである。特に子どもを対象としてグループ活動を進めていくときには、子どもがグループ活動に参加する心理的動機には、「他の子どもと

一緒に何か活動がしたい」という動機づけがあることを理解するべきである。子どもと子どもの間において、相互作用を促進させるのはこうした動機づけに始まると言つてよい。

子どもがグループに参加する場合、その活動に望ましい適応を示す子どもには、①身体的活動が良好である、②基本的生活習慣の自立が習得されている、③情緒的に比較的安定している、④興味、好奇心が旺盛である、⑤他の子どもとの関係が協調的で、協同しようとする態度をもっており、大人との関係よりも同年輩との交流にいつも関心をもっている、といった特性が認められる〔小関、1974:59〕。

こうした適応を示すことのない子どもにも、その子どもなりの世界観があることを理解していく。グループ形成段階で子どもが自分以外の子どもと共同生活を持つとき、特に適応の仕方に違いがみられる。この観察が、子どもで形成されるグループの基本的な理解を得るうえで重要なのである。

それは同時に、子どもの生活世界に接近するということを意味する。

(2) グループ過程は、相互作用を促進し、子どもの変化をとらえるためにある

グループ過程は、社会的存在として、個人がグループ内の他者と相互作用を体験してゆく過程である。そして、その過程において形作られる、もしくは結果として表現された心理状態が相互作用の質を表すひとつの尺度になっている。このグループ過程を生み出すのは、グループを構成するメンバーの主体的な力である。子どもたちがグループに統合されるにつれて、ある一定の目的を抱くようになり、また子どもたちのパーソナリティが一体となってグループを形作るための力動として作用するのである。

そして、援助者の、メンバーの成長に対する見守りとほどよい介入がグループ過程を促進するのだといえる。

このようなグループ過程を体験してゆくことによって、子どもたちは自我の基礎を形成する他者との関係において情動をコントロールする意志と社会適応を養う機会を持つことができるようになってい

く。

子どもによってその変化は微妙なものである。援助者は、その微妙な変化に気づき、目を向け、積極的に評価していくのである。

(3) グループワークの視点からみたキャンプカウンセリングが成立するための要素

グループワークが、子どもに対する基本的な理解を得、グループ過程に目を向けていくという援助活動の全体を指すのであれば、グループワークとしてのキャンプカウンセリングをどのようにとらえていけばよいだろうか。

そこで、グループワークとキャンプカウンセリングの両面から考察している文献により [石田、1996: 29-37] [硯川、1997:29-48] [丹羽、1995:138-147]、キャンプカウンセリングが成立するための要素を整理した。

すなわち、基本的要素として「自然という場（キャンプ場）」「キャンプカウンセラー及びマネジメントスタッフ」「主体的参加者としての子ども」、技法面の要素として「グループ過程（相互作用）」「野外活動技術」「プログラム活動（キャンプにおける生活そのもの）」が挙げられる。また、それらを支える価値観として「子どもの可能性への信頼」「カウンセリングマインド」が挙げられる。

いわば、自然という場において、子どもの可能性への信頼とカウンセリングマインドを備えたキャンプカウンセラー及びマネジメントスタッフが、主として野外活動技術をもつてながらプログラム活動を促進し、子どもたち同士が関わりを持ったり技術を学んでいくというグループ過程を媒介していくのが、キャンプカウンセリングなのだといえる。

3. キャンプカウンセラーと野外生活体験プログラム

(1) キャンプカウンセラーの視点

a. 「キャンプリーダー」から「キャンプカウンセラー」へ

ボーイスカウトにおけるキャンプリーダーであれ

ば、伝えるべき知識・技術を教え伝える能力を身につけることが第一に要求される。それは、ボーイスカウトが、当時のイギリスにおける戦禍に耐え得る青少年の育成を目指したものであったからである。

しかしながら、これまで述べてきた視点に立つキャンプの援助者は、キャンプにおけるグループ活動の指導をするだけではない。それらの活動に参加する子どもたちが、活動していくなかで抱く葛藤を自ら解決したり、子どもたちなりに考え、行動していけるよう側面から支えていくカウンセラーであることが求められる。また、子どもたちの、グループ体験のなかで生じる課題解決を支えていくグループワーカーとしての役割をとることが求められる。武田建は、「青少年指導者は父母の代わりだけではなく、カウンセラーの要素、学校の先生、コーチ、プログラム提供者などあらゆる要素をひとりで引き受ける、非常に難しい役割を演じなくてはならないことを認識しなくてはならない」と、明言している [武田、1972:70]。

この点において、「キャンプカウンセリング」という用語が用いられ、その担い手として「キャンプカウンセラー」と呼ばれるようになったのである。

また、キャンプカウンセラーは、キャンプリーダーに対する指導的役割としても位置づけられるのである。

b. キャンプカウンセラーはグループワーカーでなければならない

コノプカは、「グループワーカーの働きかけの根底には、人間生活のもっとも強く深い情緒的な力、すなわち所属感、安定と安全感、他人に何かをしてやることができるという自覚、つまり自分が『何か意味のある存在』であるという感じ」がある、と述べている [Konopka、1967 b : 訳書 44]。グループワーカーとしてのキャンプカウンセラーもまた、このような感覚を意識的にとらえたうえで活動していくことにより、グループメンバーすなわちキャンパーである子どもたちへの働きかけを可能にするのである。

したがって、グループワーカーとしてのキャンプカウンセラーが具備しなければならない基本的要件⁽³⁾

を、「子どもたちとの関係を創る」段階、「子どもたちに知識と技術を伝え、共に楽しむ」段階、「子どもたちと向き合う」段階に整理し、それぞれの段階でキャンプカウンセラーが意識しておかなければならぬ要素を示した。

—子どもたちとの関係を創る—

①心から子どもを好きになることで、子どもの生活世界を理解する

深い知識と高い技術はキャンプカウンセラーにとって、いわば二次的な素養である。子どもたちと生活体験を共有するためには、子どもに対する単なる「好き」という気持ちだけではなく、子どもの生活世界を理解し、受けとめていく姿勢が備わっていなければならない。

②子どもたちの文化を受け入れ、「仲間」として受け入れられる

キャンプカウンセラーは、キャンパーである子どもたちに自分たちの「仲間」のひとりとして受け入れられるようにしなければならない。そのためにはまず、キャンプカウンセラー自身が子どもたちの文化を理解し、受け入れていくことが前提条件となる。そうしたなかにも、異文化交流的体験が生まれるのである。

③子どもの立場になってプログラムを進める

キャンプカウンセラーは、常に子どもの立場に立って考え、行動に移すことが大切である。子どもたちの要求と興味に共感しながらプログラムを進めるのである。また、プログラム活動を進行していくうえでは、キャンプカウンセラー自身もそのプログラム活動に参加することが必要なのである。そのことが、キャンプカウンセラーも「仲間」であるという意識を強める。

—子どもたちに知識と技術を伝え、共に楽しむ—

④子どもたちに伝えられる野外生活技術

野外生活に関する技術は全般にわたって知っているなければならない。そのなかでも、特に子どもたちに教えられる技能を持っていることが望ましい。

⑤子どもや具体的支援活動の周辺に位置する知識や

技術に対する理解

グループワークをはじめとして、自然科学や児童心理学、レクリエーション原理やその技術、また精神衛生などに対する理解と研鑽を深めなければならない。

⑥救急法の修得

野外生活とあらゆる危険は背中合わせの関係にある。こうした意識のもと、注意を心がけ、万一の事態に対してできる限り万全の体勢で臨む。また、それを支えるのは自分自身の健康と体力であることを認識していかなければならない。結果としてこのことが、子どもたちの健康、安全を保障するのである。

—子どもたちと向き合う—

⑦子どもに対して誠実である

「真実」を語ることが、どれだけ強い勇気と信念を伴うものなのかを、実際に身をもって示すことが、子どもたちによりよい影響をあたえることになる。

⑧自然を愛する心を持ち、伝える

野外活動が好きであること及び自然を愛する心を持つことが、キャンプカウンセラーとして必要な野外生活技術を学ぶ基礎を形作る。こうした自然に対する敬愛の念を子どもたちに伝え返すことによって、子どもたちは自分たちも自然のなかで生きる「個」なのだということを意識していくようになる。

⑨自分の生活体験のなかで起こった感情を子どもたちと分かち合う

キャンプカウンセラーは、自分の今までの社会生活経験、及びそのなかで経験した成功例だけでなく失敗例も含めた感情体験を整理し、子どもたちと分かちえるようにしておかなければならぬ。

⑩キャンプ・カウンセラーとしての自分の前に、一人の市民である

キャンプ場は、閉鎖的なシェルターではない。社会を構成する一部分である。キャンプカウンセラーがキャンプ場を逃避の場にすることがあってはならない。キャンプ場で素晴らしいを演じるだ

けのキャンプカウンセラーであってはならない。一人の市民として、社会での役割を果たしていくよう努力する義務がある。

今後キャンプカウンセラー活動が充実した活動になっていくためには、これらの要件を前提に、野外生活技術をはじめとする野外活動全般に関して、グループ援助に関して、グループのなかの個人に対する援助に関して、またこれらの活動を運営していくためのマネジメントに関して、知識や技術に対する総合的な理解と修得が求められる。

(2) キャンプカウンセラー活動のプログラム

ここでは、具体的な活動の展開を示すため、S市キャンプカウンセラー協会の活動をとりあげる。

S市キャンプカウンセラー協会の活動は、主に二つの柱から成り立っている。a) 子ども会活動の一環として、夏季に1泊2日でS市野外活動センターを利用する団体からの指導依頼(以下、「指導依頼」)、b) 年間を通して実施される野外活動センターの主催事業(以下、「主催事業」)への協力である。

a. 「子ども会」活動への支援

「子ども会」は、会の参加者全員が、“樂しく” “仲よく” 何かをすることを目標としている。したがって、会を主催する側は、変化をもたらす“樂しく”なるようなプログラム活動を、子どもたち同士が“仲よく”なることを目指して、子どもたちと共に考え、やってみることを第一の目的としなければならない。そのためにも、子どもたちのニーズを考慮した、子どもにとって魅力あるプログラム活動を日常的に提供する必要が生じてくる。

そういう魅力あるプログラム活動のひとつが、1泊2日のキャンプなのである。キャンプは、「都市」が形成されていくなかで失われていく自然環境の重要性を再認識するという教育的意義を持っている。また、グループ体験を通して異文化間交流的体験をはかりながら子ども自身の社会力を育んでいくという、日々の生活ではなかなか得られない機会となる。

これらの目的や意義を背景として、夏季に、S市キャンプカウンセラー協会が子ども会からの依頼を受けて1泊2日の施設内キャンププログラムを組む場合、主として〈表-1〉のようなプログラムが組まれる。

表-1 子ども会からの指導依頼のプログラム例

<1日目>	<2日目>
15:00 入所式	6:00 起床
15:30 夕食準備	6:30 朝の集い
17:00 夕食	7:00 朝食準備
18:00 後片づけ	7:30 朝食
18:30 入浴	8:00 後片づけ
19:30 キャンプ・ファイアー	8:30 ゲーム・軽スポーツ
21:00 就寝準備	10:00 利用施設の掃除
22:00 就寝・消灯	10:30 退所式
	11:00 退所

子ども会からの指導依頼は、おおむねこのようなプログラムによって行われ、子どもたち及びその父兄とキャンプカウンセラーが1泊2日の生活を共にする。子ども会活動の一環として行われるわけであるから、この場合のプログラムは、基本的に子ども会から出される。その基本的プログラムにそって、それぞれの活動にキャンプカウンセラー独自の色彩が施される。

b. 野外活動センター主催事業の運営

一方、主催事業の場合は、先のプログラムに加え、S市野外活動センターと、S市キャンプカウンセラー協会やS市内での活動を拠点とする他の青少年を対象として活動する諸団体との連携を軸にしている。そして、綿密な計画のもと、子ども会からの指導依頼とはまた違う趣向を凝らした独自のプログラムを組んで実施するものであり、おおよそ小学中高学年の参加者を公報誌などにより公募して行う。

たとえば、たけのこ掘りをした後親と子どもが協力して行う野外炊事、家族単位の夏季キャンプ、世代を超えたクリスマス会などが実施されている。

主催事業は、子ども会活動の一環として行われるプログラムよりも「組織キャンプ⁽⁴⁾」としての側面が強調される。それは、それぞれの主催事業には固有のテーマがあり、そのテーマに基づいて広く参加者が募られ、プログラムが企画されるため、訓練されたスタッフを組織的に配置することを要するからである。

aでは、同一の子ども会に参加している子どもを対象として子どもたちは顔見知りであるというタイプ、参加者の中に保護者も入っており他世代間交流があるというタイプもある。またbでは、友達同士が応募ってきて顔見知りがいるということもあれば、まったく知らない者同士ということもある。

それぞれ、家庭環境は異なるものの、同一地域内でそれぞれの生活を営んでいるという場合もあれば、必ずしも同一の地域で生活しているとは限らず(ただし、公募の形態によっては対象地域を限定し、年齢も限定している場合がある)、育ってきた家庭環境も異なっている場合もある。

募集の方法によりバラつきはみられるものの、子どもたちは、地域の実情や家庭環境による文化の違いを、「食べる」「遊ぶ」「寝る」という活動を中心として、キャンプという場において体験することになる。

このようなプログラム活動を組み立て、異文化間交流的体験を通して互いの生活文化の違いを理解し合い、体験を分かち合えるように、キャンプという自然を媒介とする特有な空間において相互作用や凝集力が高まっていくような場の調整を行っていくのが、「キャンプカウンセラー」の役割である。そして、グループ体験に重点を置く活動であるため、グループワークの視点をいかにいかしていくかが鍵となる。

おわりに—グループワークとしての「キャンプカウンセリング」が果たす役割—

安定した生活に慣れ、ゲーム機世代で育った現代の子どもたちは、過酷な野外活動に対しては消極的大といえる。このことは、子ども文化における一つの側面として認識しておかなければならない。野外活動が、あたかも生活技能や身体技能向上の訓練として使われてきたことも、子どもたちが野外活動から逃避する現状につながっているものと考えられる。しかし、そのような子どもが増加しているとはいえ、依然として野外活動に関心を抱く子どもも多い。ボーイスカウトやY M C Aなどの活動もそうした子どもたちがいるからこそ成立するのである。

キャンプカウンセリングは、子どもたちの自発性に基づいた活動に重きを置き、画一的、強制的な教育からの解放を目指している。文部科学省が進める総合教育もまた、本来この点をふまえたうえでの「生きる力」を育む教育なのだといえる。

子どもたちは、他の子どもと野外生活体験を共にし、自発性や積極性を引き出していくようなキャンプカウンセラーの働きかけにより、生活のなかにリズムをもってくる。また、子どもたちは自然と何らかの出会いを体験し、子どもたちなりの感じ方をする。その体験の意味を子どもたちなりにかみ砕いて

いけるよう支援することは、キャンプカウンセリングが最も目指すことである。

ただし、自然のなかで体験する活動は非日常の世界でもある。そこで経験したリズムや体験が日常場面でも継続するとは限らない。自然を媒介とする異文化間交流的体験にはそのような側面もある。

それを乗り越えていくためにキャンプカウンセリングは、これまでに述べてきた体験が子どもたちの社会力を育む契機となり、生活体験の各場面で生かされていくよう支援していける創造性を伴う活動でなければならない。

【注】

(1)門脇厚司は、「社会化」「社会性」という用語との対比のなかで、社会を作っていく人間の側に力点を置き、「社会力」という概念を示している。門脇独自の概念である。そして、「社会力」の基盤になる能力として「他者を認識する能力」「他者への共感能力ないし感情移入能力」を挙げている。
(門脇厚司 (1999)『子どもの社会力』(岩波新書648)、岩波書店、p. 34-72)

(2)グループは、「多様な自己表現が生まれ、それらが交流する相互作用の場」として位置づけられる。
(尾崎新(1997)『対人援助の技法ー「曖昧さ」から「柔軟さ・自在さ」へー』誠信書房、p. 134-143)

(3)たとえば、S市キャンプカウンセラー協会は、キャンプカウンセラーの役割と任務について研修会資料のなかで以下のように示している。下線部分に、グループワーカーとしての位置づけがうかがえる。(S市キャンプカウンセラー協会研修会資料「キャンプカウンセラーとは」(下線部分筆者))

①青少年教育施設におけるキャンプの成果は、施設を利用する子どもたち（いわゆる「キャンパー」）と直接接するカウンセラーによって左右される。カウンセラーの言動によってその施設、キャンプの品位、価値がつくりだされる。

②青少年教育施設におけるキャンプでは、施設－カウンセラー－キャンパーがお互いにその存在を必要とし、三者が共通の目的を持って、ともに成長し合うことが必要である。

③カウンセラーは、キャンプの実施にあたっては、施設とキャンパーの仲介役（媒介）になる。カウンセラーは、援助者としてキャンパーの可能性を追求する子どもは育てるものでなく、育つものであるという立場をとて、子どもたちの意志と能力を信頼し、管理的な発想と権威主義を捨て、彼らと対等の立場として、施設よりキャンパーの側の立場に立たなければならぬ。こういう点にボランティアとしての意味がある。

④カウンセラーの組織は、民主的に運営され、キャンプの中でも役割が固定されず、能力や個性に合わせていろいろな人がいろいろな役割をこなすことが望ましい。キャンプを通じて、カウンセラーとキャンパーが共に成長することを目的とした組織であり、単にキャンプ活動に携わっている人の集まりではない。

⑤カウンセラーの組織は、拡大し、継続しなければならない。そのためにはトータルな人間性を持つたいい後輩を育てていかなければならぬ。

⑥カウンセラーはボランティアの位置づけにある専門的指導者としてとらえる。その専門性は、青少年教育施設におけるキャンプの目的達成のため、運営・指導の一定の分野において役割（義務）と責任を与えられる。そのためにも、カウンセラーの位置づけが明確に設定されておかなければならない。

(4)江橋慎四郎は、「組織キャンプ」の成立条件として以下を挙げている。(江橋慎四郎(1986)「キャンプについて」江橋慎四郎・今井鎮雄編『キャンプの基礎』日本Y M C A 同盟出版部、p.2)

- ①組織的な生活をするための共通の理念、目標をもつ。
- ②その目標の達成のためのよく訓練された指導者がいる。
- ③目標達成のための計画されたプログラムをもつ。
- ④自然環境のなかでの民主的で組織的な共同生活の体験（そこでは、なしつつ学ぶという体験学習が強調される）。
- ⑤したがって、宿泊施設はかならずしもテントにこだわらず、キャビンやロッジなど固定宿泊施設も利用される。

グ』日本Y M C A 同盟出版部、p. 70
塘利枝子(1999)『子どもの異文化受容－異文化共生を育むための態度形成－』ナカニシヤ出版
鍋倉健悦(1997)『異文化間コミュニケーション入門』(丸善ライブライマー 226)、丸善
森井利夫編(1995)『キャンプ』(現代のエスプリ 334)、至文堂

【引用文献及び参考文献】

石田易司(1996)「なぜ高齢者がキャンプをするのか」山田一郎・長尾正子・永吉宏英・ 石田易司編著『いきいき高齢者キャンプ－運営の実際－』朱鷺書房、p. 29 - 37

石田易司編(2000)『Camping For All－障害者キャンプマニュアル－』エルピス社

江橋慎四郎・今井鎮雄編(1986)『キャンプの基礎』日本Y M C A 同盟出版部

神谷明宏(1999)『すぐに役立つ 新・遊びの演出シリーズ③ 冒険心はじけるキャンプ－グループワークを生かした新しい野外活動－』あすなろ書房

河合雅雄(1990)『子どもと自然』(岩波新書)、岩波書店、p. 199

京都障害児福祉協会監修、大塚達雄・黒木保博編(1994)『京都発 障害児の統合キャンプ』ミネルヴァ書房

小関康之(1974)『児童グループワーク』ミネルヴァ書房

コノプカ, G.、前田ケイ訳(1967 a)『ソーシャル・グループ・ワーカー援助の過程－』全国社会福祉協議会

コノプカ, G.、福田垂穂訳(1967 b)『収容施設のグループワーク』日本Y M C A 同盟出版部

硯川眞旬(1997)『仏教野外教育論－子どもの福祉をねがって－』八千代出版、p. 29 - p. 48

武田 建(1972)『グループワークとカウンセリン

執筆者紹介（掲載順）

(所属)

久保美由紀 講師（社会福祉専攻）

柴田紀子 助教授（介護福祉専攻）

鷹西恒 講師（社会福祉専攻）

森恭子 講師（社会福祉専攻）

永野なおみ 講師（社会福祉専攻）

安留孝子 講師（社会福祉専攻）

渡邊慶一 元講師

（現：近畿福祉大学社会福祉学部）

紀要編集委員会委員

手塚昌郷・中村剛・永野なおみ・石原恵子

2003年3月25日印刷

編集者 富山福祉短期大学紀要編集委員会

2003年3月25日発行

発行者 富山福祉短期大学

印刷所 (株)モトヨシ美術印刷